

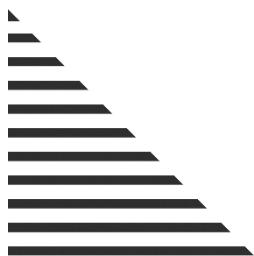
パブリックコメント

令和7年1月中旬～2月予定

長岡京市こども計画及び
第3期子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和7年1月

長岡京市



目 次

第1章 計画の位置づけと策定体制	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2
5 計画の策定体制	3
第2章 こども・子育ての現状と課題	5
1 長岡京市のこども施策の現状と課題	5
2 量の見込みと確保をめぐる現状と課題	15
第3章 計画の基本理念と基本目標	16
1 基本理念	16
2 基本目標と施策の体系	17
第4章 施策の展開	18
基本目標I こどもが健やかに育つ環境づくり	18
基本目標II 子育て家庭を支える環境づくり	25
基本目標III 子育てと仕事を両立できる環境づくり	31
基本目標IV 包括的な支援と地域社会の環境づくり	36
第5章 量の見込みと確保方策	46
1 教育・保育提供区域の設定	46
2 人口の見込み	46
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	47
4 地域子ども・子育て支援事業	50
第6章 計画の推進と管理	60
1 計画の推進	60
2 計画の管理	60
参考資料	61
1 統計データからみえる本市の状況	61
2 アンケート結果からみえる状況	71
3・4 高校生ワークショップ・支援学校ヒアリングにおける自由意見	101
5 長岡京市児童対策審議会	104

計画の位置づけと策定体制

1 計画策定の背景

我が国のかどもを取り巻く環境の変化をみると、世界情勢としては、気候変動、IT等技術の進展、物価変動や金融の不安定さがあり、国内情勢としては、晩婚化や非婚化、少子高齢化や核家族化の進行、女性の就業率の上昇、所得格差の拡大があり、これらを受けて、各家庭の価値観やライフスタイル、ニーズが極めて大きく変化、多様化しつつあります。

これらの変化と、地域社会のつながりの希薄化や、子育て家庭の孤独・孤立化などを背景に、従来からの課題に加え、児童虐待、ひきこもり、自殺やいじめ、IT等技術を使用した非行、貧困など、複雑な問題も顕在化しています。

近年の国の展開として、令和5年4月には「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのかどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされています。また、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」において「こどもまんなか社会」を目指す理念などが示されました。

2 計画策定の趣旨

本市においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定、令和2年3月に第2期計画を策定しました。

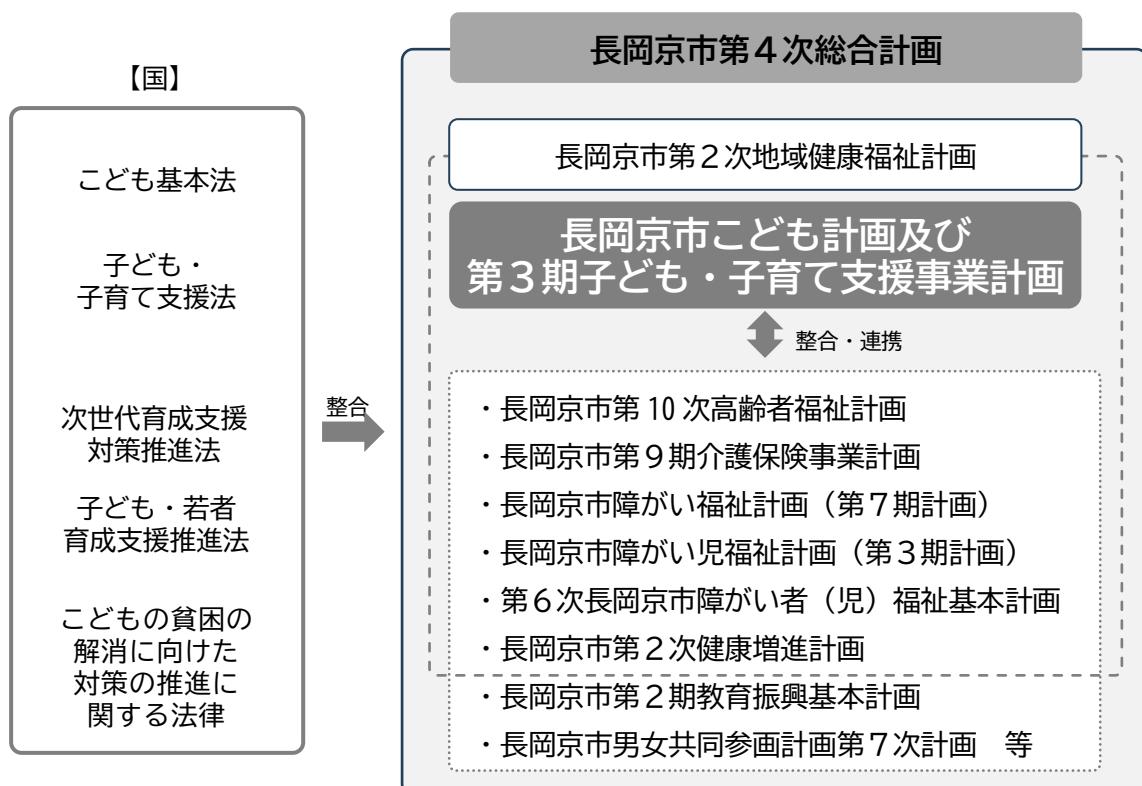
また、平成27年度には長岡京市第4次総合計画を策定、令和2年度には第2期基本計画を策定し、将来都市像「住みたい 住み続けたい 悠久の都 長岡京」の実現に向けて、基本計画の「柱」である「こども」においては、「産み育てる環境」、「就学前教育・保育」、「学校教育」、「地域子育て支援」の各分野にて、家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む、また妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える取り組みを進めています。

これらの計画のもと、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の拡充や多様な福祉サービスの提供、地域子ども・子育て支援事業などに取り組んできました。

この度、「第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画」（第2期計画）が令和6年度で最終年度を迎えることから、また、市町村こども計画の策定が求められていることから、計画的に施策を推進するため「長岡京市こども計画及び第3期子ども・子育て支援事業計画」（本計画）を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法第10条2項に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（市町村計画）」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し一体的に策定しています。また、長岡京市第4次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画		長岡京市こども計画及び 第3期子ども・子育て支援事業計画					
						次期計画	

5 計画の策定体制

(1) 市民アンケートの実施

本計画の策定に必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため、児童の保護者と子ども若者本人に、アンケートを実施しました。調査結果は末尾の「参考資料」に掲載しています。

① 調査対象と調査期間

本市在住の就学前の児童の保護者と、小学生の児童の保護者を無作為抽出。

小学生（5・6年生）・中学生本人と、市内の高等学校の高校生（市外在住を含む）本人の全員に依頼。

調査期間は令和6年1月31日～令和6年2月20日。

② 調査方法・回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率	調査方法
就学前児童の保護者	1,600通	716通	44.8%	郵送で依頼 郵送又はインターネットで回答
小学生児童の保護者	800通	389通	48.6%	
小中学生本人	約3,600通	550通	約15.3%	依頼文を配布 インターネットで回答
高校生本人	約2,200通	132通	約6.0%	

(2) 高校生ワークショップの実施

本計画の策定にあたって、子ども・若者の意見を取り込むため、市内の高等学校の高校生（市内・市外在住）のワークショップを開催し、意見を募りました。実施結果は末尾の「参考資料」に掲載しています。

① 参加者と実施日時

乙訓高等学校、西乙訓高等学校、立命館高等学校の高校生18人が参加。

令和5年12月20日（水）に、立命館高等学校で実施しました。

② 実施方法とテーマ

テーマに基づき、グループディスカッションにより、自由な意見を求めました。

○テーマ1：これまでを思い出そう！自分たちがいきいき、わくわくする瞬間って？

○テーマ2：未来を語ろう！子どもたちにとって夢があるまちって？

(3) 支援学校ヒアリングの実施

本計画の策定にあたって、こども・若者の意見を取り込むため、支援学校の高校生（市内・市外在住）へのヒアリングを実施し、意見を募りました。実施結果は末尾の「参考資料」に掲載しています。

① 参加者と実施日時

向日が丘支援学校の高校生 7人が参加。

令和6年3月4日（月）に、向日が丘支援学校で開催しました。

② 実施方法とテーマ

テーマに基づき、グループヒアリングにより、自由な意見を求めました。

- テーマ1：休日や放課後はどんなことをしてすごしていますか？
- テーマ2：休日のすごしかたなどについて、もっとこうなったらいいな、と思うことはありますか？

(4) 長岡京市児童対策審議会（子ども・子育て会議）による審議

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「長岡京市児童対策審議会（子ども・子育て会議）」において、計画の内容について審議しました。審議経過は末尾の「参考資料」に掲載しています。

(5) 意見公募（パブリックコメント）の実施

令和7年1月～2月に、意見公募（パブリックコメント）を実施し、本計画の案に対する意見を幅広く公募しています。

1 長岡京市こども施策の現状と課題

本計画の「施策の展開」や「量の見込みと確保方策」を定めるため、子育て環境全般についてと、第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに、本市の現状と、課題を整理しました。背景となる統計データや各ニーズ調査の結果は、末尾の「参考資料」に記載しています。

本市の子育て環境の全般についての現状等

【統計データ等の傾向から】

本市の人口は、市域内の住宅地の開発などがあり、全体として増加傾向にあります。出生数は微減傾向にありますが、子育て世帯の転入などにより、児童の人口も一定維持されています。

市内全体で核家族化が大きく進んでいるわけではありませんが、子育て世帯については、核家族化が進んでいます。

女性の年齢別就業率は、5年前、10年前と比較すると、ほぼすべての年代で高くなっています。20代、30代では京都府や全国の平均よりも高くなっています。

【市民アンケート等のニーズ調査結果から】

保護者アンケートによると、本市の子育て中の保護者は、子育てが楽しいと感じる人が多数であり、前回調査（5年前）と比較しても、そのように回答する割合が増加しています。また、本市の子育て環境についての満足度は高いと感じる人が多く、前回調査と比較しても増加しています。一方で、子育て環境についての満足度が低い人も前回調査と比較すると微増となっています。

保護者アンケートからも、就労している母親が増加し、父母の労働日数や労働時間の差が縮まる傾向にあることがわかります。また、母親のみで子育てしている世帯が減り、父母共に子育てしている世帯が増加しています。

基本目標Ⅰ 「子どもが健やかに育つ環境づくり」の現状と課題

1、第2期子ども・子育て支援事業計画における方向性と主な取り組み

計画期間を通じて、子どもが権利主体であるとの認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、健やかに、安心して成長できる環境づくりに努めました。子どもの権利条約や人権三法の趣旨などを踏まえて、子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図りました。

また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備を行いました。

さらに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援しました。

各施策では、以下のように具体的な取り組みを行いました。

(1) 子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり

子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくりのため、生命・人権を大切にする教育・保育の推進、子どもの意見表明・意見反映の機会の提供などに取り組んできました。

主な取り組みとして、人権意識を高めるため、「人権・男女共同参画フォーラム」、「障がい者児の人権を考える市民のひろば」、「人権問題研究市民集会」などの開催、「わたしの主張発表大会」による、小・中学生たちが考えを発表する機会の創出などを行いました。

(2) 子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実

子どもの個性と能力を伸ばすため、地域に開かれた学校づくりの推進、生きる力を育む学校教育の推進、特別支援教育の充実などに取り組んできました。

主な取り組みとして、「中学生英語暗唱大会」、「小学生アイデア作品展」など子どもの個性と能力が發揮できる催しを開催しました。また、教育支援委員会では、障がいや発達に課題のある子どもの就学前から小・中学校へと連続した教育的支援のため、審議を行うとともに、就学説明会において、関係者の理解を深める機会を提供しました。

(3) 子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実

子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実のため、多様な体験機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動の実施、遊び環境の整備・充実などに取り組んできました。

主な取り組みとして、児童が安心・安全に過ごし、多様な活動を行う場として、放課後子ども教室推進事業や、各種子どもの体験教室、図書館における読書啓発などを行いました。総合型地域スポーツクラブ育成事業では、スポーツに親しむ行事等を実施し、健康、体力の育成を図りました。子どもが遊べる場として老朽化した公園施設の改築・更新を行うほか、中央公民館の児童室や児童館を親子が外出し遊べる場所として提供しました。

(4) 子どもの健やかな成長を支援する環境の充実

子どもの健やかな成長を支援するため、子どもの自立を促す支援事業や、子どもの健全育成活動の推進などに取り組んできました。

主な取り組みとして、地域で支える中学校教育支援事業において地域ボランティアによる学習や部活動の支援などを行いました。また、教育支援センターでは、教育相談・就学相談を行うとともに、児童生徒の居場所の設置などにより、増加する不登校児童生徒への支援を行いました。

2、ニーズ調査の結果と国の方針等

【統計データ等の傾向から】

基本目標Ⅰに関連する統計データでは、不登校児童生徒は増加傾向にあります。

【市民アンケート等のニーズ調査結果から】

保護者アンケートでは、子育て支援について特に重要な支援として、子どもの教育環境の整備・充実を挙げる保護者が多数となっています。また、遊び場で困ることとして、雨の日に遊べる場所がないこと、遊具などの種類が充実していないことを挙げる保護者が多数となっています。高校生ワークショップや支援学校ヒアリング、各アンケートの自由意見でも、公園など遊び場や運動できる施設の充実を求める声がありました。

小中学生アンケートでは、学習以外でインターネットやスマートホン等を使う時間について、1時間～2時間程度が多数派であるものの、3時間以上との回答も相当数ありました。

【国の方針等】

子ども基本法では、子どもの意見の聴取・反映に必要な措置を講ずることとされています。また、子ども大綱では、多様な遊びや体験の機会づくり、居場所づくり、質の高い公教育の再生、不登校の子どもへの支援などが方針として示されています。

【その他の社会経済等の状況】

新型コロナウイルスの流行や気候変動などをきっかけに、子どもの遊びの変化、インターネットやSNS利用の進展などコミュニケーション全般のあり方に変化があります。

3、本計画における主な課題等

以上を考慮したうえで、今後も、子どもの権利についての啓発、子どもの個性と能力を伸ばす取り組み、特別支援教育の充実、多様な体験機会の充実やスポーツ・遊び・交流の場の維持整備、児童生徒の健全育成活動などに取り組むことが求められています。

社会環境やニーズの変化などを背景に重要性が高まっている課題としては、運動できる場所や大規模公園の充実、雨の日でも遊べる場所のニーズが高く、近年の猛暑や雨天など気候変動の影響も大きいため、これら施設等の整備検討が求められています。

発達上の課題や医療的ケアを必要とする児童生徒や不登校の児童生徒の増加を受けて各児童生徒の支援のための施設環境の整備が求められており、また、インターネットやSNS利用の進展に伴い児童生徒への情報モラル教育などの取り組みが求められています。

基本目標Ⅱ 「子育て家庭を支える環境づくり」の現状と課題

1、第2期子ども・子育て支援事業計画における方向性と主な取り組み

計画期間を通じて、安心して子育てを進めるため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行いました。

また、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めました。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みました。

各施策では、以下のように具体的な取り組みを行いました。

(1) 親子の健やかな成長を支える母子保健・医療体制づくり

親子の健やかな成長の体制づくりのために、妊娠・出産から切れ目ない支援及び不妊治療のための支援、母子の健康保持・増進のための支援、食育の推進、歯科保健体制の充実、思春期保健対策の充実、小児医療体制の充実などに取り組んできました。

主な取り組みとして、長岡京子育てコンシェルジュにより、妊婦全員の状況を把握し、相談支援等や要支援者に対する支援プランによる支援を行いました。また、不妊治療の給付から、妊娠婦健診、各種教室、新生児訪問、乳幼児健診、子どもの発達相談、予防接種等を実施しました。さらに、緊急時を含めた小児医療体制を構築し、体調や育児に不安がある母親と乳児を対象に、産後ケア事業を実施するなどしました。

(2) 地域で安心・安全に子育てができる環境づくり

地域で安心・安全に子育てができるよう、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり、交通安全対策の推進、安心・安全な居住環境づくり、子どもが犯罪に巻き込まれない地域づくり、災害に強い地域づくりなどに取り組んできました。

主な取り組みとして、道路における安全確保のため、小学校学びの環境づくり事業における通学路の危険箇所の安全対策、通学安全整理員の配置や、幼児・小中学生向けの交通安全教育などを行いました。

(3) 子育ての経済的負担の軽減

子育ての経済的負担の軽減のため、医療費等の助成、就園・就学の助成、各種手当等の支給、奨学金等の普及・啓発などに取り組んできました。

主な取り組みとして、子育て支援医療費助成制度や児童手当・児童扶養手当では対象となる子どもや給付額の拡充を行いました。また、幼児教育・保育の無償化事業や、幼稚園の副食費給付、小中学校の就学援助事業、障がい児福祉手当等により、保護者の経済的負担を軽減しました。

2、ニーズ調査の結果と国の方針等

【統計データ等の傾向から】

基本目標Ⅱに関連する統計データでは、母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移では、より高い年齢層で出産する女性が増加する傾向にあります。

【市民アンケート等のニーズ調査結果から】

保護者アンケートでは、産後に不安や負担を感じた保護者が多数であり、産後の支援を求める意見がありました。

また、子育て支援について特に重要な支援として経済的な安定を挙げる保護者が多数となっています。子育てに関して悩んでいることや不安に思っていることとして、子育てで出費がかさむことを挙げる保護者や、市に期待することとして、経済的支援の充実を挙げる保護者も多数となっています。世帯全体の年収は1000万円以上が最も多くなっていますが、ばらつきもあります。クロス集計によれば、年収が高いと各種不安が少ないとは限らない結果となっています。

保護者アンケートの自由意見や、高校生ワークショップ、支援学校ヒアリングでは、歩道の拡幅や工事後の歩道の整備など、交通安全に関する意見をはじめ、防犯を含めて、安全・安心を求める意見がありました。

【国の方針等】

児童福祉法の改正により、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化（こども家庭センターの設置など）が努力義務とされました。また、こども大綱では、こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保、小児医療体制、子育てや教育に関する経済的不安の軽減などが方針として示されています。

【その他の社会経済等の状況】

物価の変動や金融市場の不安定さが生活の様々な場面に影響を与えています。

3、本計画における主な課題等

以上を考慮したうえで、今後も、妊娠前からの切れ目のない母子の健康の支援、小児医療体制の維持充実、交通安全や防犯をはじめとする安心・安全の子育ての環境づくり、医療費や手当による助成など子育ての経済的負担の軽減に取り組むことが求められています。

社会環境やニーズの変化などを背景に重要性が高まっている課題としては、児童福祉法の改正等を受けてこども家庭センターなど切れ目のない支援の強化を行い、その中でも、妊産婦健診や乳幼児健診、産後ケアなどを充実させることが求められています。また、各種ニーズ調査からは、通学路等における安全教育や道路の管理・維持整備などの取り組みが求められています。

基本目標Ⅲ 「子育てと仕事を両立できる環境づくり」の現状と課題

1、第2期子ども・子育て支援事業計画における方向性と主な取り組み

計画期間を通じて、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや新・放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進しました。

各施策では、以下のように具体的な取り組みを行いました。

(1) 保育サービスの充実（待機児童ゼロの対策）

保育ニーズの増加と多様化に対応すべく、保育所施設の計画的な整備検討、保育所運営に対する支援、多様な保育サービスの充実、放課後児童対策の充実などに取り組んできました。

主な取り組みとして、保育施設整備事業では、待機児童や入所保留児童の減少を目指して、新規民間園の整備検討を進め、令和7年度に新規民間園が開園する見通しです。また、老朽化した保育所については修繕や改修等を進めてきました。各保育施設で、施設の充実、職員の処遇改善、保育士の確保が図れるよう、民間園への給付や補助に取り組んでいます。さらに、障がいや特性のある児童を受け入れるための発達支援保育のほか、就労形態の多様化等に対応するため、一時預かり、延長保育、簡易保育施設補助、ファミリーサポートセンター事業などを実施してきました。放課後児童クラブについては、利用を希望する児童の増加にともない、老朽化・狭隘化する施設の建設や学校施設の活用を行うことで、長岡市立放課後児童クラブ事業実施要綱の基準を満たしている児童全ての受け入れを行いました。

(2) 仕事と生活の調和の実現をめざした取組みの推進

子育て家庭の仕事と生活の調和の実現のために、継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発（育児休業制度の利用促進）などに取り組んできました。

主な取り組みとして、ワーク・ライフ・バランスの推進では、育児休業や短時間勤務制度の利用促進に向けた啓発を行ってきました。また、女性活躍推進事業では、女性の継続就労・起業・再就職や活躍に向けて、各種講座の開催などを行いました。

(3) 男女が共同し取組む子育ての推進

子育てについて男女が共同して取り組む社会の推進のために、男女共同参画に関する意識啓発、活動への支援の推進、男性の子育て・家庭生活への参加促進などに取り組んできました。

主な取り組みとして、子育て支援講座を開催しました。また、男女共同参画フロア運営事業では、承認団体が多世代交流ふれあいセンター内「男女共同参画フロア」を利用し、男女共同参画推進に寄与する活動を推進してきました。

2、ニーズ調査の結果と国の方針等

【統計データ等の傾向から】

基本目標Ⅲに関連する統計データでは、本市では概ね児童数は横ばいですが、女性の就労率が高まっています。また、これらを背景に、保育施設や放課後児童クラブの利用者が増えています。

【市民アンケート等のニーズ調査結果から】

保護者アンケートでは、母親のみが子育てを主に行っているとの回答割合が前回と比較して減少し、父母共に子育てを行っているとの回答割合が増加しています。また、父と母の就労の日数や時間数の差が縮まっており、父母共に育休を取った人が増えています。自由意見では、保育施設の増加を希望する意見があります。

保育施設については、施設・環境、保育内容をはじめ、多数の項目で満足度が全体的に高く、全体として前回よりも上昇しています。放課後児童クラブについても、施設・設備を改善してほしいとの回答割合が前回よりも減り、現在のままでよいとする回答割合が増えています。

【国の方針等】

こども大綱では、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実、地域子育て支援や家庭教育支援、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参加促進・拡大などが方針として示されています。また、第5次男女共同参画基本計画では、ワーク・ライフ・バランス実現が施策の方向性とされています。

【その他の社会経済等の状況】

発達支援保育や、医療的ケアを必要とする児童が増加傾向にあります。また、一部の保育施設や放課後児童クラブでは、施設の老朽化が進んでいます。

3、本計画における主な課題等

以上を考慮したうえで、今後も、保育ニーズに対応するための保育施設の計画的な整備や保育施設等運営の支援、放課後児童対策や、仕事と生活の調和の推進、男女共同の子育ての推進が求められています。

社会環境やニーズの変化などを背景に重要性が高まっている課題としては、女性の社会進出の進展が著しく、保育ニーズの高まりが予想されるため、保育施設の整備などによる適正な受け入れ枠の確保が求められているほか、老朽化が進む保育施設については、修繕や建て替え等の対応が求められています。また、発達支援保育や医療的ケア児の保育ニーズの高まりへの対応が求められています。

放課後児童クラブについても、保育施設と同様に利用希望者の増加が見込まれるため、老朽化する施設の建設や学校施設の活用を引き続き行うことが必要です。

基本目標IV 「子育てを社会で支える環境づくり」の現状と課題

1、第2期子ども・子育て支援事業計画における方向性と主な取り組み

計画期間を通じて、障がいのある子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援の充実を行いました。子どもの貧困についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭へ対応しました。

また、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めました。

さらに、地域において子どもたちが健やかに成長していく質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みました。

各施策では、以下のように具体的な取り組みを行いました。

(1) 支援の必要な家庭や子どもの自立を支える環境づくり

支援の必要な家庭や子どもを支えるため、児童虐待防止対策の強化、養育や育児に関する支援、ひとり親家庭への支援の充実、子どもの貧困対策の推進、障がい児等の療育体制の充実、外国人家庭の子どもへの支援の充実などに取り組んできました。

主な取り組みとして、要保護児童対策地域協議会において、情報交換や関係機関等との連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行ってきました。また、DV等被害者の相談に対応し、生活の安定を図るとともに、DV等防止の啓発を行ってきました。育児支援家庭訪問事業、養育支援事業、子育て短期支援事業、ペアレントプログラム等により、子育て家庭の支援を行ってきました。ひとり親家庭の自立支援給付事業や、母子父子自立支援相談事業により、子どもの関係、離婚問題等に関する相談支援を行うことで、不安の軽減や、経済的な自立の促進を図りました。子どもの貧困対策の推進として、各種手当の給付のほか、生活困窮世帯への学習支援を行い、子どもの将来の自立した生活の確保を促進しました。障がい児等の支援として、相談支援、通所支援、障がい福祉サービス、地域生活支援事業、各種手当等の事業を実施しました。また、児童発達支援センターの設置に向けて検討を進めました。

(2) 子育てに関する相談・援助体制の充実

子育てに関する相談・援助体制の充実のために、専門機関における相談機能の充実と連携の強化、地域等における子育て相談支援機能の充実、子育て支援のためのネットワーク化の推進などに取り組んできました。

主な取り組みとして、長岡京子育てコンシェルジュ、家庭児童相談室、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援センター、教育支援センターなどで、子育て相談や子育て情報の提供を行ってきました。また、各種補助金等により、子育て関係の団体の支援を実施してきました。

(3) 子育てに関する情報提供の充実

子育てに関する情報提供の充実のため、多様な媒体、関係機関と連携した情報提供の促進などに取り組んできました。

主な取り組みとして、市ホームページやアプリ、子育てガイド等により、情報が得られやすい環境整備を行いました。

(4) 子育てに関する学習機会の充実

子育てに関する学習機会の充実のため、家庭教育の情報提供、家庭教育の重要性の啓発、親子のふれあい体験機会の充実、親意識の醸成などに取り組んできました。

主な取り組みとして、市民講座開設事業や子育て支援活動事業（子育てふれあいルームの開放）では、不安や負担を感じることなく自信をもって子育てに取り組める環境づくりを行ってきました。また、ペアレントプログラムにより、子どもとの適切な関り方や育児スキルを学ぶ機会を提供しました。

2、ニーズ調査の結果と国の方針等

【統計データ等の傾向から】

基本目標IVに関連する統計データでは、子育て世帯の核家族化が進んでいます。

児童虐待通報件数は、10年程度前と比較すると増加していますが、ここ5年程度は概ね横ばいとなっています。また、不登校児童生徒の数は増加傾向にあります。

就学援助認定の小中学生の数は概ね横ばいとなっています。

【アンケートの調査結果等】

保護者アンケートでは、子どもに手をあげてしまうとの回答は少なく、前回と比べても回答割合が減少しています。また、小中学生・高校生アンケートでは、自分の命や体が守られ安心して暮らしていると思うとの回答が多くなっています。

保護者アンケートでは、数は少ないものの、衣服、食料が買えなかつたことがあるとの回答がありました。

保護者アンケートでは、近所や地域の人々との付き合いについて、親しいとの回答割合が前回から減っています。また、子育てに不安感や負担感を感じるかについて、相談先がない人は不安感が強い傾向があり、相談先がある人は不安感が弱い傾向にあります。

小中学生アンケートでは、心配事があるときに相談できる人がいるとの回答が多数ですが、相談できる人がいないとの回答も少数ながらあります。なお、インターネット等の利用時間が長いほど、相談できる人がいないとの回答割合が多くなっています。

高校生アンケートでは、悩み事を相談できる友人がいる、相談先がある、との回答が多数ですが、そのような友人がいない、相談先がないとの回答も少数ながらあります。家に閉じこもって外に出ない人の気持ちがわかる、閉じこもりたいと思ったことがあるとの回答が多数あり、これらに該当する人は、不安感が強い傾向にありますが、悩みを相談できる人がいないとの回答割合も高くなっています。

保護者アンケートでは、子育てに必要な施策などの情報の入手方法としては、近所の人や知人・友人が減少傾向で、インターネットが増加傾向にあります。

【国の方針等】

こども大綱では、こどもの貧困対策、障がい児支援・医療的ケア児への支援、児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（こども家庭センターによる相談対応や虐待対応など）、こども・若者の自殺対策、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実、ひとり親家庭への支援などが方針として示されています。

【その他の社会経済等の状況】

新型コロナウイルスの流行を経て、就労環境の変化、家族環境の変化、情報技術の発展などによるコミュニケーションのあり方の変化などが生じています。また、物価変動や所得の格差なども背景に、経済的な貧困家庭があります。発達についての支援を必要とするこどもの増加があります。

3、本計画における主な課題等

以上を考慮したうえで、今後も、児童虐待の防止と家庭の支援、ひとり親家庭の支援、こどもの貧困対策、障がい児等の療育体制の維持強化、相談機能の充実と連携の強化、多様な媒体や機関による情報提供、子育てに関する学習機会の充実などに取り組むことが求められています。

社会環境やニーズの変化などを背景に重要性が高まっている課題としては、児童福祉と母子保健の統一的な対応や、物価変動や経済格差の拡大等を受けた貧困家庭への対応が求められています。また、療育を必要とする児童の増加やニーズの高まりに対しては、計画相談をはじめとするサービスの充実や児童発達支援センターの整備などが求められています。

若者のひきこもり傾向の顕著化などを受けて若者の就労や自殺対策など支援体制の充実が、相談できる人の減少傾向を受けて、とりこぼさない支援体制の整備などが求められています。ヤングケアラーについても、その発見と、適切な支援につなぐなどの対応が求められています。

行政への相談や行政からの情報提供については、インターネットやSNSの利用環境の進展などに伴い、インターネットやSNSを活用するなど、様々な方法の活用などが求められています。

2 量の見込みと確保をめぐる現状と課題

1、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

保育を希望する世帯の状況としては、年度当初において、国基準の待機児童は発生していないませんが、以下の表の通り、入所保留児童が増加傾向にあります。全体としての利用者数も増加傾向にあるため、施設の整備等により、受け入れ枠の確保が求められています。

入所保留者児童数の推移（4月1日時点）
(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和2年度	18	18	7	2	0	0	45
3年度	18	20	1	0	1	0	40
4年度	25	36	5	2	1	0	69
5年度	19	64	18	7	2	0	110
6年度	28	62	34	9	2	0	135

認可保育施設入所児童数の状況（4月1日時点）
(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和2年度	113	353	362	351	354	356	1,889
3年度	115	320	390	353	350	362	1,890
4年度	139	359	369	413	365	353	1,998
5年度	120	396	379	382	407	370	2,054
6年度	131	326	434	384	386	410	2,071

2、地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、ニーズ量に対する枠の確保ができている状態ですが、短期入所事業等など一部の事業については、時期によっては受け入れが困難なケースなどもあるため、受託事業者の増加が必要とされています。

放課後児童クラブについては、利用希望者が多いなかでも長岡京市立放課後児童クラブ事業実施要綱の基準を満たしている希望者すべての受け入れが出来ている状態ですが、今後も利用希望者の増加が予想されるため、施設の建設や学校施設の活用により、受け入れ枠の確保が必要とされています。

放課後児童クラブ利用児童数の状況（4月1日時点）
(単位：人)

	合計
令和2年度	1,054
3年度	1,110
4年度	1,208
5年度	1,228
6年度	1,336

計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画では、第1期計画、第2期計画の基本理念「未来に向けて、安心して子どもを生み、健やかに育てる、夢のあるまち 長岡京市」の趣旨は引き継ぐとともに、高校生ワークショップなどで出された若者の意見（やりたいことを見つけたい、取り組みたい）や、先が見えづらくなっている社会情勢も踏まえ、その中でも、親も子もいきいきと、それぞれの「願い」に向かっていけるまちとなることを目指し、以下のように理念を定めます。

【 基本理念 】

安心してこどもを生み、健やかに育て、
親も子も「願い」に向かっていけるまち！

2 基本目標と施策の体系

本計画の基本目標と施策の方向は、第1期計画、第2期計画の基本目標の趣旨を引き継ぎつつ、こども計画の要素も取り込み、一定の整理を行ったうえで、以下の通りとします。

基本目標Ⅰ こどもが健やかに育つ環境づくり

こどもが健やかに育つように、以下の各施策に取り組みます。

- (1) こどもの人権尊重の環境づくり
- (2) こどもの個性と能力を伸ばす教育の充実
- (3) こどもの遊び・交流の場の充実
- (4) こどもの健やかな成長の支援

基本目標Ⅱ 子育て家庭を支える環境づくり

子育て家庭を支えるために、以下の各施策に取り組みます。

- (1) 母子保健・医療体制づくり
- (2) 子育てに関する学習機会の充実
- (3) 子育ての経済的負担の軽減

基本目標Ⅲ 子育てと仕事を両立できる環境づくり

子育て家庭の子育てと仕事の両立のために、以下の各施策に取り組みます。

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 仕事と生活の調和の推進
- (3) 男女共同の子育ての推進

基本目標Ⅳ 包括的な支援と地域社会の環境づくり

子育てに課題を抱える家庭に対する包括的な支援と、地域社会の環境づくりのために、以下の各施策に取り組みます。

- (1) 家庭や子どもの自立等の支援
- (2) 子育ての相談・援助体制の充実
- (3) 子育ての情報提供の充実
- (4) 安心・安全の子育ての環境づくり

施策の展開

基本目標

I こどもが健やかに育つ環境づくり

施策の方向（1）子どもの人権尊重の環境づくり

こども基本法や子どもの権利の趣旨や内容について、様々な機会を活用し、幅広く市民への情報提供や啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。

子どもの意見が、さまざまなものに反映されるよう、子どもたちが意見を発信できる機会や場を提供し、「子どもの参画」を推進していきます。

① 生命・人権を大切にする教育・保育

就学前から学校教育・生涯学習に至るまでの各ライフステージにおいて、子どもの権利に関する理解を深めるとともに、人権三法の趣旨などを踏まえ、人権意識を高めていくための人権教育・保育の充実を図ります。

② 子どもの意見表明・意見反映の機会

次代を担っていく子ども自身が、地域社会に対し、自分自身に関係することについて、普段考えていることや意見を、子どもの視点から積極的に発言し、自由に意見を表すことができる機会を関係機関の連携により提供し、子どもの視点を積極的に取り入れます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
人権・男女共同参画フォーラム、障がい者児の人権を考える市民のひろば	講演会や関係団体の活動発表を通して、一人でも多くの市民が人権について考え、人権意識の高揚や男女共同参画の推進、障がいへの理解を深め、共生社会の実現を目指します。	共生社会推進課 男女共同参画センター 障がい福祉課
人権啓発作品の募集	人権週間に合わせて人権啓発に関する作品を募集・表彰し、人権問題研究市民集会で入賞作品の展示を行うことで人権意識の普及・高揚を図ります。	生涯学習課
わたしの主張発表大会	小学生・中学生が日常生活の中で考えていることや感じていること、また、大人や社会に向けて訴え、主張したいことを発表する機会として「わたしの主張発表大会」を開催します。「FMおとくに」との共同企画とし、ラジオ放送することにより、広く市民に小中学生の主張について知ってもらう機会とします。	教育支援センター

事業名	事業概要	主担当課
こども・若者の意見の聴取・ 施策反映	こども基本法において、こどもに関する施策について、こどもの意見を反映することが求められているため、総合計画や子ども・子育て支援事業計画の策定時をはじめ、各種施策については、こども・若者の意見を聴取・反映する取り組みや、こどもが考えを表明できるような取り組みを進めます。	総合計画推進課 子育て支援課など

施策の方向（2）子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実

学校は、基礎学力の向上や子どもが主体的・対話的に学ぶ力を養うことができるよう教育内容を創意工夫することにより、専門的な教育機能や地域に開かれた教育を充実させ、子どもの個性と能力を伸ばします。

共生社会の形成に向けて、一人ひとりの子どもがその特性に合った指導を受けられるように、特別支援教育の充実を図ります。

① 地域に開かれた学校づくり

子どもと大人がともに取り組むスポーツやレクリエーションの場として、地域の学校教育施設の開放を積極的に進めます。小中学校の体育館や武道場に空調を設置し、猛暑時などにも学校施設で安心してスポーツができる環境を整えます。

② 生きる力を育む学校教育

子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、規範意識を高めるとともに、健全な自尊感情を育み、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むための取り組みを推進します。

基礎学力の向上を図るとともに、多様な体験機会を取り入れる教育の充実を図り、児童生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。子どもが自ら学ぶ場所としての自習室については、公共施設の再編を進める中で、充実を図ります。

③ 特別支援教育

発達上の課題や医療的ケアなど配慮を必要とする児童生徒の教育的ニーズを把握し、自立や社会参加に向けて、自主性を育て遊びや学びを支援する教育を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
学校施設の開放	子どもの遊び場や青少年のスポーツの場、地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として利用するため、学校教育に支障のない範囲で、市内全小中学校の体育施設及び専用施設を地域住民に開放します。	文化・スポーツ振興課
教師力・学力向上支援事業	子どもたちの主体的・対話的に学ぶ力を養い、一人ひとりの学びを深め、非認知能力と認知能力とを一体的に育むため、各学校の課題に応じ、大学教員等を講師とした研修による教師力の向上と授業の改善に努めます。 また、学力に課題のある子どもたちの支援を行い、基礎学力の向上に取り組みます。	学校教育課
教職員研修事業	長岡市としての課題や今日的な教育課題をテーマにした「教育課題特別研修会」や、新規採用教員を対象とした研修等を実施し、教職員の専門性を高め、教育実践に生かす機会となるよう努めます。	教育支援センター
学校 ICT 活用推進事業	子どもたちがタブレット端末の有用感を実感し、主体的に学習に取り組めるように、ICT機器をより効果的に活用した質の高い授業づくりを実践します。	学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
	また、個別最適で協働的な学びにつなげるため、教職員が実践研修等を通して授業力の向上を図り、発達段階に応じた分かりやすい授業を目指しています。	
中学生英語暗唱大会、小学生アイデア作品展	国際的に通用する発信型コミュニケーション能力の育成の場としての「中学生英語暗唱大会」、創造する喜びや豊かな課題認識と知識・技術・表現の力などを養う機会としての「小学生アイデア作品展」を開催します。	教育支援センター
教育支援委員会	就学移行期から小・中学校の時期の連続した教育的支援の充実のため、関係機関と連携し、障がいや発達に課題のある子どもの就学や支援についての審議を行います。教育委員会の総合的な判断に向けての助言を行うとともに、就学に係る継続的な支援機能の充実に努めます。特に、就学移行期においては、関係機関向けの「就学説明会」、保護者・関係機関向けのリーフレット（HPにも掲載）等で情報提供を行い、理解と啓発を促します。	教育支援センター

施策の方向（3）こどもの遊び・交流の場の充実

こどもが社会や地域に参加し、さまざまな人や物事と触れ合い、体験や経験を重ねることによって、豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。

① 多様な体験機会

こどもたちに様々な体験ができる場と機会を提供し、多くのことに興味・関心をもって成長する環境を整えます。

② スポーツ・レクリエーション活動

地域イベントや総合型地域スポーツクラブなどの活動を通じて、スポーツ・レクリエーション活動や体験活動を推進し、豊かな人間性や生きる力の基礎となる健康増進、体力向上を図ります。

③ 遊び・交流環境の整備・充実

こどもが「遊び」を通じて創造性や社会性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのび遊ぶことができる環境の整備を推進します。雨天時や猛暑時でもこどもが遊ぶことができる場所の整備等について、公共施設の再編を進める中で取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
地域学校協働推進事業 【後掲24ページ】	【後掲24ページ】	生涯学習課
長岡市少年少女発明クラブ	こどもたちに科学的な興味と関心をもたせる場を提供し、科学的なものの見方や物づくりの工夫・発想を醸成するとともに、こどもたちが自ら考えて行動し作品をつくりあげる達成感を得ることができるよう支援します。	中央公民館
こどもの読書啓発事業	乳幼児期から小学生までの成長段階に応じた読み聞かせやおはなし会などを図書館内外で定期的に開催し、本との出会いの場を提供していきます。さらに、児童書及びティーンズ図書などの充実や配架の工夫、利用案内やホームページなどで読書の楽しさを積極的にアピールしていくことで、こどもや保護者の利用を増やし、読書習慣づくりを進めます。	図書館
児童館各種体験学習教室事業	遊びやものづくり、集団活動などの体験を通して、地域内外や異年齢間の交流ができる機会を提供します。	北開田児童館
やすらぎクラブ長岡京 「多世代の交流」事業	高齢者の知識・経験を活用し、高齢者と多世代が連携・協調できる機会として、保育所の理解・協力のもとお花の寄せ植えなどの活動を実施します。	高齢介護課
環境都市宣言啓発推進事業	自ら環境について考え行動する、持続可能な社会づくりを担うこどもたちを育てるため、環境フェアにおいて様々な体験を通して環境保全意識を育んでもらえるような企画を出展者とともに実施するなどの催しを行います。	環境政策室
保育所地域活動事業	園庭開放や保育所行事への参加、世代間交流事業など各園の特性を活かしながら、保育所が地域に開かれた社会	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
	資源として、より身近な相談・交流の場となるよう活動の啓発を行い、事業を展開します。	
総合型地域スポーツクラブ育成事業	<p>市民のニーズに合わせたスポーツ・レクリエーション活動を提供し、さまざまな活動を通じて、こどもに感性豊かな人間性や生きる力を培う基礎となる健康、体力の育成を図ります。</p> <p>総合型地域スポーツクラブの未設置校区へ働きかけ、全校区に総合型地域スポーツクラブの設立ができるよう取り組むとともに、既存クラブが安定的な運営を確保できるよう支援を行います。</p>	文化・スポーツ 振興課
児童室の一般開放	毎週金・土・日曜日に中央公民館の児童室を一般開放して、おもちゃ・絵本を自由に利用できる環境を提供し、保護者が乳幼児と気楽に外出するきっかけをつくります。	中央公民館
児童館機能の充実事業	乳幼児とその保護者が、日常的に安全で安心して利用できるキッズルームを常設し、遊びと交流の場を提供するとともに、定期的に行う子育てサロン事業の充実を図ります。また、施設や設備の改修や修繕（外壁、防水、内装、建具、電気設備、バリアフリー対策等）を計画的に行い、適切な維持管理に努めます。	北開田児童館
公園緑地整備事業	<p>地域の日常利用を目的とした公園や広域的な利用を見据えた大規模公園の整備を進め、緑豊かな自然の中でこどもたちがのびのび遊べる環境を創出するとともに、授乳室や休憩所など、子育て家族が安心して過ごせる設備を充実させます。</p> <p>また、公園施設の長寿命化対策にも取り組むとともに、障がいの有無等に関わらず、誰もが楽しめるインクルーシブな公園づくりを進めます。</p> <p>さらに、こどもの遊び場が不足している地域については新たな公園の整備についても検討します。</p>	公園緑地課
スポーツセンターの再整備	体育館やグラウンド、テニスコートを備える施設であるスポーツセンターについて、老朽化が進んでいるため、体育館の移転やグラウンドの再整備などの検討を進め、こどもをはじめとする利用者の利便性向上をはかります。	文化・スポーツ 振興課

施策の方向（4）子どもの健やかな成長の支援

若い世代の職業観・勤労意識を醸成するとともに、就労支援や社会とのつながりづくり、自立に向けた支援を行います。

家庭や地域と学校、行政が連携し、地域全体で子どもを見守り、教育機能を高める取り組みを通じ、子どもがたくましく健やかに成長できる環境を整えます。

① 子どもの自立を促す支援

若い世代の職業観・勤労意識を醸成するとともに、失敗や挫折、社会との葛藤などにより家庭に閉じこもりがちな若い世代についても、外部と交流を持つことができるよう、自立に向けた支援に取り組みます。

② 子どもの健全育成活動

市民が子どもの健全育成に理解を深め、家庭・学校・地域が連携してこれを進めるまちづくりを推進します。子どもの健全な育成のための居場所づくりを進めます。

また、不登校児童生徒に対する相談と、一人ひとりに適切な支援を行います。

さらに、メディアの多様化、インターネットやSNSの普及によって、情報を正しく読み取るためにメディアリテラシーを身につけるための教育を充実します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
青少年健全育成事業	子どもたちの体験、交流活動を通じて、リーダーシップやコミュニケーション能力、協調性など社会生活に必要な能力を育み、地域で活躍する人材の育成を図ります。	生涯学習課
地域学校協働推進事業	放課後子ども教室（すくすく教室）、地域で支える中学校教育支援事業など、地域と学校が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を推進します。 令和6年度から設置した「地域学校協働本部」において活動内容の情報共有や必要な協議を行います。	生涯学習課
子どもの居場所づくり 【後掲 39 ページ】	【後掲 39 ページ】	地域福祉連携室 子育て支援課
教育支援センター事業	専門相談員による「教育相談」及び「就学相談」を実施するとともに、不登校児童生徒に対し、教育の保障と社会への自立を目指すために『アゼリアひろば』（適応指導教室）を継続して運営し、学校・関係機関との連携を行います。また、「校内教育支援センター」の施設環境の整備（各学校におけるスペースや備品の設置など）を進め、支援員を配置し、増加する不登校児童生徒の支援を行います。	教育支援センター
児童生徒への情報モラル教育	各学年の発達段階に応じて情報モラル教育を実施します。企業による出前講座や警察による非行防止教室等を実施し、著作権やネットに係るトラブル、SNSによる犯罪やいじめ防止等について指導していただく等、外部の関係機関とも連携して情報モラル教育を進めています。	学校教育課

基本目標 II 子育て家庭を支える環境づくり

施策の方向（1）母子保健・医療体制づくり

長岡京子育てコンシェルジュなどにおいて、相談機能の充実を図るとともに、妊娠前から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実施します。

子どもの急病時など、必要に応じて適切な医療が受けられる体制を維持するとともに、保健と医療の連携を強化し、安心して子どもを生み、子育てができる環境を整備します。

① 妊娠前からの切れ目のない支援

長岡京子育てコンシェルジュなどにおいて、妊娠期の過ごし方や出産準備、出産後の子育てに関する相談体制や情報提供を充実し、育児不安の軽減に努め、妊娠前から妊娠・出産・子育て期に至るまでの切れ目のない支援を実施するとともに、不妊治療のための支援を行います。

② 母子の健康保持・増進

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。出産後の母子が安心して生活が送れるよう産後ケア事業を充実します。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が安心感とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

予防接種を適切な時期に受けられるよう今後も啓発をしていきます。

③ 食育

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じて食に関する正しい知識や食を選択する力を高めるとともに、地域や保育所、小・中学校、団体等と連携を図り、市民への食育を支援します。

④ 歯科保健対策

乳幼児期から歯の健康について考え、学べる機会の充実を図ることにより、むし歯予防に関する基礎知識の普及・啓発を推進します。また、小学校でフッ化物洗口を実施するなど、学校における児童の歯の健康づくりに取り組みます。

⑤ 思春期保健対策

学校保健などで、生命の尊重や自他を大切にする心を基本とした性に関する正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や飲酒、薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

⑥ 小児医療体制

親子がいつでも安心して適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医をもつこととを推進し、緊急時を含めた小児医療体制の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
長岡京子育てコンシェルジュ事業	妊娠期から子育て期に至るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対し、保健師等の専門職員が総合的な相談支援を行い、切れ目のない支援を行います。妊娠婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じてサポートプランを策定し、きめ細やかな支援を実施します。また、妊娠のための支援給付として、すべての妊娠に対し、相談支援の充実を図ると共に、妊娠時と出産時に経済的支援を行います。	健康づくり推進課
プレコンセプションケアの啓発	プレコンセプションケアとは、若い男女が将来のライフプランを考え、日々の生活や健康と向き合うことであることから、様々な機会を捉え、性や健康に関する正しい知識の普及を行います。	健康づくり推進課
妊娠婦健康診査事業	妊娠届出時に妊娠の健康状態などを把握し、受診券を発行して定期的な受診を勧めます。必要に応じて医療機関と連携しながら適切な保健指導を行います。支援が必要な妊娠には継続的に関わりながら、安心・安全な出産を支援します。産後の健診についても公費助成を行い、医療機関とも連携を図り、必要な支援を行います。	健康づくり推進課
Hello Baby 教室事業	妊娠中から妊娠・出産・育児に関する知識や技術を学び、理解を深めることで、こどもを生み育てることに安心感を持ち、夫婦が協力して子育てをしていくけるように取り組みます。産後うつ予防や、夫婦が協力していくためのコミュニケーション、妊娠中から行える生まれてくる子どもの歯の健康、妊娠中の食事についてなど、内容は適宜見直しを行いながら実施します。など事業内容については適宜見直しを行います。また、対象者のニーズに合わせた参加しやすい環境づくりなどを検討しながら実施します。	健康づくり推進課
不妊治療等の給付事業	不妊治療等にかかる経済的負担の軽減を図るため、先進医療を含む不妊治療及び不育症治療に要する経費の一部を助成します。	医療年金課
新生児訪問事業	保護者が安心して子育てができるよう、早期に家庭訪問を行います。親子健康手帳（母子健康手帳）の発行時から妊娠と相談ができる関係づくりを行い、地域の医療機関等との連携を強化し、出産後の家庭訪問において子どもと母親の健康チェックや子育ての様々な情報提供を行い、必要な支援ができるように努めます。	健康づくり推進課
子育て応援教室事業	子どもの健康増進や疾病予防の取り組みとして、離乳食教室や10か月児教室、1歳3か月歯の教室など子どもの成長に合わせた、育児や栄養、むし歯予防などに関する教室参加を促すとともに、保護者が安心して育児ができるよう地域の子育て支援情報の提供に努めます。	健康づくり推進課

事業名	事業概要	主担当課
乳幼児健康診査事業	乳幼児の発育や精神・運動発達、視聴覚、歯科などの身体状態を確認し、疾病や発達の課題を早期発見し、支援を行うとともに、育児相談を行います。また、すべての乳幼児健診の対象者が受診できるよう、様々な機会を通じて周知・案内を行い、未受診者に対しては、家庭訪問などを通じて全数の状況把握に努めます。新生児聴覚スクリーニング検査及び1か月児健康診査については、公費助成を行います。また、健康診査の対象年齢の追加について検討します。	健康づくり推進課
産後ケア事業	体調や育児に不安があり、支援が必要な産後の母親と乳児を対象に、産科医療機関等におけるショートステイ（短期入所）型、デイサービス（通所）型、アウトリーチ（居宅訪問）型で、母親の身体や乳児のケア、授乳や沐浴の指導、育児相談などを行います。利用者負担の減免により、利用を必要とする者が利用しやすいようにしています。	子育て支援課
発達相談事業	こどもの疾病や発達に関する保護者の悩みや不安に対し、専門医師や発達相談員に相談できる体制を整備し、必要に応じて幼稚園や保育所、児童発達支援事業所と機関連携を行い、こどもに応じた発達を促すための支援に取り組みます。 また、年中児や年長児の保護者に対して、発達障がいについての啓発や、こどもへの理解を深めるための講演会や個別相談を実施します。	健康づくり推進課
予防接種事業	予防接種法に基づき、病気の発病予防と重症化予防のため、乳幼児から高校生を対象に予防接種を行っています。予防接種の必要な病気について正しい知識を普及するとともに、適切な時期に予防接種が受けられるよう働きかけます。	健康づくり推進課
食育推進事業	食育推進計画に沿って、あらゆる世代の人が食についての知識を深め、豊かな食生活が送れるよう府内関係課が連携して食育に関する効果的な施策を推進します。	健康づくり推進課 学校教育課 子育て支援課 農林振興課
休日・夜間の小児医療体制の整備	日曜・祝日・年末年始の小児の急病患者に対応するため、乙訓休日応急診療所を運営するとともに、休日・夜間の重症患者には京都市が実施する病院群輪番制病院運営事業に参加することで、小児科の診療体制維持に努めます。	健康づくり推進課 乙訓休日応急診療所

施策の方向（2）子育てに関する学習機会の充実

子どもの発達段階に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会や、親子のきずなを深める体験・交流活動機会の充実を通じ、不安や負担を感じることなく安心して子育てに取り組める環境を整えます。

① 家庭の子育て機能の強化

教育力や子育ての力の向上を図るため、関係機関と連携し、家庭教育の必要性について啓発を進めるなど、家庭教育の充実を図ります。また、子育て中の親やこれから子どもをもつ人に対し、家庭教育に関する情報や学習機会の提供を行います。

② 親子のふれあい体験

子どもへの接し方、親育ちの大切さなどについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施するとともに、そこで学んだことを実践できる環境づくりに努めます。

乳幼児期の家庭教育に関する学習機会の提供と、育児に関する情報提供や相談、交流などができる子育てに関する教室・講座の充実を図ります。

③ 親意識の醸成

子育て世代に対しては、子どもの発達段階に応じた適切な子育てができるように親意識の醸成を図ります。一方、次代の親となる若い世代に対しては、子どもを生み、育てるとの意義と喜びを理解し、親となることの大切さを実感・学習できる機会の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
Hello Baby 教室事業【再掲】	【再掲】	健康づくり推進課
ペアレントプログラム（親支援プログラム）の充実	子育てに悩みや不安を抱える保護者向けに子どもとの適切な関わり方やしつけ方、叱り方を学ぶ「前向き子育てプログラム（トリプルP）」や、初めて子育てをする母親向けに育児スキルを学び子育ての仲間づくりを行う「親子の絆づくりプログラム（ベビープログラム）」の実施を通して子育ての支援を図ります。	子育て支援課
子育て支援活動事業（子育てふれあいルームの開放）	「子育てふれあいルーム」として児童室を開放することにより、子育て中の親子が孤立しない一助となることを目指します。予約不要で気軽に立ち寄れる場所であることをアピールしていきます。	中央公民館
プレコンセプションケアの啓発【再掲】	【再掲】	健康づくり推進課

施策の方向（3）子育ての経済的負担の軽減

家庭の経済的負担を軽減し、子育て環境を整えることで、子どもの健全な成長を支援することを目的として、幼児教育・保育の無償化や児童手当の拡充など、さまざまな支援策が導入されています。幼児教育・保育の無償化制度のほか、子どもの医療費助成や、児童手当等諸制度の普及促進などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、少子化の要因の低減を図ります。

① 医療費等の助成

乳幼児など子どもの健康を守るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

② 就園・就学の助成

幼児及び児童生徒の就園・就学を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、各種制度の普及・啓発に努めます。

③ 各種手当の支給

子育て中の家庭に対する経済的支援として、各種手当の制度の充実と普及・啓発に努めます。

④ 奨学金等の普及・啓発

就学・就労支援を目的とした奨学金制度等の普及・啓発に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援医療費助成事業	高校生までの子どもの医療費（外来は中学生まで）の一部を助成し、子育て家庭の医療費負担の軽減を図ります。	医療年金課
ひとり親医療費支給事業	高校生までの子どもがいるひとり親家庭や、3親等までの親族に扶養されている両親のいない高校生までの子どもに対して医療費の助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	医療年金課
幼児教育・保育の無償化事業	認可保育園や認定こども園、私立幼稚園に在園する3歳から5歳児（住民税非課税世帯は3歳未満児も対象）に対し、国の制度に基づき幼児教育・保育の無償化制度を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、保育施設に在籍していない保育を必要とする児童に対し、私立幼稚園の預かり保育料や認可外保育施設利用料などを上限額まで給付します。	子育て支援課
私立幼稚園副食費の補足給付事業	私立幼稚園在園児の保護者が実費負担している副食費について、低所得者の負担軽減を図るため、国の制度に基づき給付を行います。	子育て支援課
認可外保育施設利用助成事業	認可外保育施設等に児童の保育を委託している保護者に対し、所得に応じて助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。また、必要に応じて助成額の見直しを行います。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
小学校・中学校就学援助支援事業	生活保護を受けている世帯、また、それに準じる程度に困窮している世帯のうち、小・中学校に就学する児童生徒の保護者へ経済的援助を行います。援助が必要な児童生徒を把握するため各小中学校や関係機関と密に連携し対応に努めます。	学校教育課
小学校・中学校就学援助支援事業（特別支援学級）	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に就学奨励費を給付し、経済的負担の軽減及び特別支援教育の普及奨励を図ります。	学校教育課
児童手当等支給事業	こどもを扶養している家庭に対して、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当等を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。児童手当は所得制限が撤廃、対象が高校生まで拡大され、第3子以降の金額も拡充されています。	子育て支援課
障がい児福祉手当	身体または精神（知的含む）の重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障がい児に支給します。重度障がい故の経済的負担から適切なサービスの利用につながらないことが無いように、制度の周知と適正な支給決定、年度ごとの支給可否の判断を適切かつ迅速に実施します。	障がい福祉課
技能修得資金等の普及啓発	経済的理由により、技能修得が困難な世帯であり、公共職業能力開発施設、専門学校等の技能修得施設（看護師及び准看護師学校養成所を除く）で、技能を修得するこどもに対して、世帯の自立更生の支援を目的に支給される技能修得資金と入所支度金（京都府事業）の普及と啓発を図ります。	地域福祉連携室

基本目標 Ⅲ 子育てと仕事を両立できる環境づくり

施策の方向（1）保育サービスの充実

本市においては、民間保育園、小規模保育施設などの整備を進めてきた結果、国基準の待機児童数はゼロを達成していますが、父母とも就労する家庭の増加と、市内の住宅の開発などにより、入所希望数は増加傾向にあります。

今後も保育ニーズの動向に対応して施設整備の必要性を見極めるとともに、保育士をはじめとする人的資源の確保を通して、ハード面とソフト面の両面から対策を講じていきます。また、発達支援保育をはじめ保育内容の充実に取り組みます。

放課後児童クラブについては、保護者の就労機会の増加などにより入会希望者数が増加する中でも待機児童ゼロを堅持するため、老朽化による施設の建て替えや学校施設の活用など受け入れ態勢の拡充に努めます。また、配慮が必要な子どもへの対応など保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

① 保育サービス

保護者の多様な就労状況に応じて、子どもが質の高い保育を受けることができるよう、引き続き保育環境の充実に取り組んでいきます。

また、教育・保育に関する専門性を有する職員の配置・確保等の体制整備に努めます。

さらに、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする児童の受け入れなど保育内容の専門性と質の向上をめざした運営ができるよう保育施設への支援の充実を図ります。

② 保育施設の計画的な整備

老朽化施設の改修や修繕など、安全で快適な保育環境を確保するとともに、今後の保育需要の増加にも十分対応できるよう、施設の計画的な維持・管理に努めます。

③ 保育施設等運営の支援

保育ニーズへの対応や子どもの健やかな育成のために、民間保育施設等における弾力的できめ細やかな保育サービスの提供や保育所職員の処遇改善、保育士の確保等が図れるよう、支援に努めます。また、幼稚園の取り組みの支援に努めます。

④ 放課後児童対策

放課後児童の安心・安全な居場所を確保し、多様な体験・活動を行うことができるよう、市内の全10小学校において、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、引き続き一体型の運営を推進します。

また、特別な配慮が必要な児童への対応について、子どもが安心・安全に過ごせるよう引き続き支援を行います。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
一時預かり補助事業	一時的または緊急的な理由により、家庭での保育が困難なこどもの一時的な保育を実施しています。幼児教育・保育の無償化制度が開始され、多様な保育へのニーズが高まることが考えられるため、今後も継続して補助を行います。こども誰でも通園制度と調整しながら、利用希望者が事業を利用しやすくなるよう、検討します。	子育て支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	国において「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が令和8年度から本格開始となるにあたり、一時預かり事業と調整しながら、実施について検討します。	子育て支援課
延長保育事業	通常の保育時間を超えて保育を実施するものです。保護者の就労形態の多様化により、多様な保育ニーズが高まっているため、継続して延長保育を実施します。	子育て支援課
発達支援保育・医療的ケア児保育実施事業	障がいの有無にかかわらず児童の多様なニーズに対応できるよう適切な人員配置に努めるとともに、職員の専門性向上のため必要な研修を受講できるよう努めます。また、専門機関や関連機関との連携を深め、保育所（園）の相談体制の充実を図ります。医療的ケア児の受け入れを進めます。	子育て支援課
病児・病後児保育運営助成事業	こどもの急な発病やけがにより登園・登校ができないにも関わらず、急に仕事を休めなかったり、こどもを預かってくれる人がいない場合に、保育士や看護師が病中・病後のこどもを預かります。本市では2つの医療機関による事業に助成を行い、体制を維持します。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	子育てと仕事の両立を図るため、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録し相互に援助する活動を促進します。今後も説明会等を通して会員の募集に努めるとともに、講習会等を開催し、会員の資質向上及び会員相互の連携に努めます。	子育て支援課
簡易保育施設補助事業	多様な保育の提供と、保育環境の改善を図るために、継続して認可外保育施設への助成金を支給します。今後、認可保育施設の増加や保育ニーズの動向等を見定めながら、助成の見直し等についても検討します。	子育て支援課
保育所管理運営事業	保育環境の改善や施設の安全性の確保を図るために、引き続き修繕を計画的に進めていきます。	子育て支援課
保育所施設整備事業	保育環境の充実を図るために、深田保育所の再整備など公立保育所の老朽化等への対応を進めるとともに、民間保育園の創設・増築・改築等の支援を行うなど、保育ニーズの動向を見極めながら保育量の確保に取り組んでいきます。	子育て支援課 福祉政策室
民間保育所等運営補助事業	民間保育所等における発達支援保育や長時間保育、施設修繕等に対する支援を行い、保育内容の充実や施設の改善を図ります。また、多様な保育や運営に対する支援として、保育施設への助成内容を充実させ、保護者が安心・安全な保育サービスを受けられるよう継続して支援を行います。	子育て支援課
地域型保育施設運営補助事業	小規模保育施設における発達支援保育や長時間保育、施設修繕等に対する支援を行い、保育内容の充実や施設の改善を図ります。また、多様な保育や運営に対する支援として、保育施設への助成内容を充実させ、保護者が安心・安全な保育サービスを受けられるよう継続して支援を行います。	子育て支援課
幼稚園設備費・心身障がい児教育等への助成	私立幼稚園が幼児教育に必要な設備に充てるための補助金、心身障がい児の保育等に必要な補助金、健康診断に必要な補助金等を交付することで、私立幼稚園の設備の充実や、保育内容、保健の充実を図ります。また、国・	子育て支援課

	府の関連補助金を案内することで、教育の充実につなげます。	
放課後児童健全育成事業	<p>小学校において、保護者の就労等により放課後の保育に欠ける小学校1～4年生の子どもを対象に放課後児童クラブを設置しています。保育環境の改善のため、施設の老朽化に伴い、長法寺小学校及び第八小学校放課後児童クラブの建替えを計画的に進めるとともに、保育の質・内容の向上を図ります。</p> <p>また、多様化するニーズに柔軟に応え、効率的で質の高いサービスを提供できるよう、新たな業務委託や事業助成を視野に取り組んでいきます。</p>	生涯学習課
地域学校協働推進事業 【再掲】	【再掲】	生涯学習課

施策の方向（2）仕事と生活の調和の推進

結婚・妊娠・出産・育児というライフステージの各段階に応じて、男女が共に仕事と家庭生活の両立を図れるよう、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進とともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知や育児休業制度の利用促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。

① 継続就労可能な職場環境の整備

男女が仕事と子育てを両立しつつ、就労の継続ができるよう、企業に対し関連法制度の趣旨を啓発するとともに、働き方の見直しや子育てに対する理解と協力が得られるように努めます。また、子育てをする女性がさまざまな分野で再チャレンジできるよう相談・情報提供などを推進します。

② 仕事と生活の調和の広報・啓発

男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業に対して、多様な働き方について普及・啓発に努めます。企業や労働者に対して「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や次世代育成支援対策推進法、育児休業制度の利用促進について、啓発や情報提供を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	市内事業所に対し、働き方改革関連法、女性活躍や次世代育成支援対策推進法などの情報を発信するとともに、育児・介護休業制度の利用促進の啓発など、ワーク・ライフ・バランスを推進するための働きかけを行います。また、子育てサポート企業として認定される「くるみんマーク」の周知や啓発に努めます。	男女共同参画センター
女性活躍推進事業	女性の継続就労を支援するため、起業・創業や再就職に関するセミナーの開催やニーズに即した情報提供を行います。また、市内事業所に働きかけ、女性活躍の環境整備に向けた取り組みを進めます。	男女共同参画センター

施策の方向（3）男女共同の子育ての推進

男女共同参画意識の普及・啓発とともに、子育てに男女が共同で関わる環境を整えます。子育てへの父親参加を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

① 男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等や、男女共同参画の意識が定着するよう、家庭教育や学校教育、生涯学習などさまざまな場面において男女平等の意識啓発を図ります。

② 男性の子育て・家庭生活

男女共同参画意識の普及・啓発の推進とともに、男性の家事や子育てへの参加など、男性の家庭生活への関わりを促進する機会の充実に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援講座	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女がともに家事や子育てに参画できるよう、意識づくりや学習機会の提供に取り組みます。また、男女がともに参加しやすいよう、開催日時の工夫や託児サービスの充実を図ります。	男女共同参画センター
男女共同参画フロア運営事業	多世代交流ふれあいセンター内「男女共同参画フロア」において、男女共同参画の視点で活動する団体を支援します。子育て支援団体をはじめ、様々な団体が活動できるよう、情報の発信に努めます。	男女共同参画センター

基本目標 IV 包括的な支援と地域社会の環境づくり

施策の方向（1）家庭や子どもの自立等の支援

児童虐待防止対策を一層推進し、児童虐待のないまちをめざします。

ひとり親家庭や経済的な貧困家庭、障がいのある子ども、若者の就労等に課題のある家庭など、支援が必要な人が、より豊かで充実した生活が営めるよう、自立を支え、生活の安定を図るさまざまな支援の充実により、地域における生活の環境を整えます。

① 児童虐待の防止と家庭の支援

子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関による児童虐待防止ネットワークにおける連携や、DV対策ネットワークの関係機関との連携により児童虐待対策を推進することで、虐待のないまちづくりをめざします。

② ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援、相談対応など総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

③ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、庁内外の関係部署、関係機関等と連携を図り、保護者に対する就労支援や経済的支援等、子どもの学習、生活支援と併せて総合的に推進していきます。

④ 障がい児等の療育体制

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、「長岡市障がい者（児）福祉基本計画」や「長岡市障がい福祉計画・長岡市障がい児福祉計画」などと連携しながら、障がいのある子どもに対応する切れ目のない一貫した支援の推進を図ります。児童発達支援センターの整備を進めます。

⑤ 外国人家庭の子どもへの支援

さまざまな文化的、社会的背景を持つ外国人の子どもや家庭に対しては、きめ細やかな対応が必要であり、必要なサービスが利用できるよう、情報提供や相談支援の充実を図ります。

⑥ 若者への支援

若者のひきこもり傾向など、様々な課題を抱える家庭について、一人ひとりの状況に応じて、就労に向けた支援や生活の基盤の安定への支援を行い、自立を支援します。また、若者が結婚や結婚後の生活を描き、結婚や子育ての希望がかなう社会の実現を目指します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
育児支援家庭訪問事業	新生児訪問や乳幼児健康診査、発達相談からの継続支援として、保健師などが子育て家庭を訪問し、育児相談や関係機関との連携などを行い育児不安の軽減に取り組みます。	健康づくり推進課
子育て世帯訪問支援・養育支援事業	家事や子育てに不安や負担を抱える子育て家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子育て支援課
子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、冠婚葬祭、出張などにより家庭における児童の養育が困難となった場合、施設において、宿泊型のショートステイと、宿泊を伴わずに利用できるトワイライトステイにより短期間、児童の養育・保護を行います。利用しやすい環境づくりに向け委託先施設の増加に努めます。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止事業）	児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応を図るため、関係機関や市民への啓発活動に努めます。また、要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議）等において情報交換や関係機関等との連携を図り、児童虐待に関する情報の共有化と迅速な対応に努めます。	子育て支援課
こども家庭センター	こども家庭センターを設置し、妊娠前から出産後、さらに乳幼児期から学齢期以降まで、子育ての相談対応や児童虐待防止をはじめ、こども・子育て家庭について、切れ目のない支援を行います。母子保健機能及び児童福祉機能の連携を強化し、一体的に運営します。	子育て支援課 健康づくり推進課
ペアレントプログラム（親支援プログラム）の充実【再掲】	【再掲】	子育て支援課
DV相談、DV・児童虐待防止啓発事業	男女共同参画センターにおける常設窓口で「DV相談」を実施するとともに、関係機関と連携し、DV等被害者への「ワンストップ支援」を取り組んでいます。また、DVと児童虐待には密接な関係があることから、DVと児童虐待の防止をめざす「パープル&オレンジリボンプロジェクト」の各種啓発事業の充実を図ります。	男女共同参画センター
ひとり親家庭等家計管理・生活支援講習会事業	ひとり親家庭等を対象に家計管理・生活支援講習会等を行うことで、ひとり親の福祉の推進を図ります。	子育て支援課
母子家庭奨学金等支給事業	京都府が実施している奨学金制度の利用促進を図るために、市の広報紙やホームページへの掲載及び窓口での案内等により制度を周知します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業	ひとり親の就業を支援し、経済的な自立を促進するため、職業能力開発のための講座の受講者や資格取得のため養成機関でのカリキュラムを修業し資格取得が見込まれる方に対し、助成金や給付金を支給します。	子育て支援課
母子父子自立支援相談事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の就労支援、こどもとの関係、離婚問題等に関する相談支援を実施します。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
子どもの貧困対策の推進	子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、また、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けて、各種相談事業や訪問事業により状況の把握に努め、学習支援事業や就学援助事業、ひとり親世帯への手当や職業訓練への給付金制度などの総合的な対策の推進に取り組みます。	地域福祉連携室 生活支援課 学校教育課 子育て支援課
生活保護・生活困窮者支援	生活保護対象世帯に経済的な援助を行うとともに、日常生活や社会での自立に向けた支援を行います。受給世帯への定期的な訪問などを行い、必要な手続きの案内や助言を行います。 生活困窮者支援では、自立支援相談員が生活支援情報の提供や、就労支援など一人ひとりの希望に合った支援プランを作成するなど、生活保護に至る前段階での自立支援を行います。	生活支援課 地域福祉連携室
フードバンク活動を通じた食品の提供	フードバンクにおける取り組みを、社会福祉協議会と共に支援します。提供を受けた食材を生活困窮世帯や子ども食堂運営団体に届けるなど、マッチング支援を行います。	地域福祉連携室
障がい児等相談支援	保健、福祉、教育等の関係機関による発達支援のための切れ目のない連携システムを整備します。「ながおかきよう“リンクブック”」について学校等各機関に周知を図るとともに、より活用しやすい環境づくりに取り組みます。また、相談支援体制の充実に向け、相談支援事業所や相談支援専門員の増加につながる研修会の周知など関係機関に働きかけるとともに、圏内自立支援協議会や関係市町においても協議を行います。	障がい福祉課
児童発達支援センター整備事業	共生型福祉施設構想・基本計画に基づき、令和8年開所予定の児童発達支援センターにおいて、障がいのある子どもや家族からの相談や、乙訓圏域内の通所・相談事業所に対し、専門的な立場から援助・助言を行う等、子どもの発達支援の中核的な役割を担いながら、児童発達支援・放課後デイサービスなどの事業を運営します。京都府立向日が丘支援学校、地域生活支援拠点、健幸すばつと同じエリアに整備することにより、障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、多様な世代がつながりながら、より豊かな地域生活を送るために環境づくりを目指します。	障がい福祉課
障がい児の発達支援と放課後活動 (障がい児通所支援事業)	障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用し安定した生活が送れるよう、相談支援事業を通じ適切なサービス利用を促進します。計画相談がスムーズに受けられるよう、体制の整備に努めます。	障がい福祉課
障がい児福祉サービス提供 (障害者総合支援法)	障がいのある子どもが、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）などを利用し安定した生活を送れるよう、サービスの充実に努めるため、地域生活支援拠点の面的整備を目指し、乙訓圏域障がい者自立支援協議会において協議を継続します。また、ケースワークを通じ適切なサービスの利用を促進することで安定した地域生活が継続できるように支援を行います。	障がい福祉課
障がい児の地域生活の支援 (地域生活支援事業)	障がいのある子どもが、地域生活支援事業の移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどを利用し安定した生活を送れるよう、サービスの充実に努めます。	障がい福祉課

事業名	事業概要	主担当課
日常生活用具・福祉機器等の給付事業	在宅の障がい者（児）等に対し、日常生活用具の給付・貸与や、福祉機器等購入経費助成を行い、日常生活の便宜を図ります。児童の成長や障がいの状態、生活様態によって必要となる用具・器具が変わってくるため、状況を確認しながら適切な用具・器具が利用できるよう相談やアドバイス、支給決定を適切に実施します。	障がい福祉課
障がい児等に対する負担軽減	福祉サービス等の利用負担上限、児童福祉サービスの多子軽減、心身障がい者扶養共済補助制度など、障がい者（児）等の経済的負担を軽減する制度について周知を図ります。	障がい福祉課
障がい児等福祉に関する情報提供	障がいのある子どもが必要とする情報を得られるよう、障がい者福祉のしおりやホームページを活用した情報提供と掲載内容の充実に努めます。誰もが簡単に行政情報等にアクセスできるよう、様々な障がいの特性を踏まえた対応の充実を図ります。	障がい福祉課
発達支援保育・医療的ケア児保育実施事業【再掲】	【再掲】	子育て支援課
子どもの居場所づくり	安心安全に過ごせる、子どもなどの居場所づくりに努めます。京都府の「きょうと子どもの城づくり事業」や、市内で食事提供や学習支援、居場所づくりを行う団体との連携に努めます。また、国の「児童育成支援拠点事業」の実施について、検討を行います。	地域福祉連携室 子育て支援課
若者などのひきこもり対策と就労支援	福祉なんでも相談室にてひきこもり関係、就労関係の相談を受けています。早期に相談を受け、専門機関である京都府脱ひきこもり支援センターやハローワーク、京都若者サポートステーションなどと連携し、オンライン・オフラインの居場所づくりや、就労の機会づくりに取り組みます。	地域福祉連携室
「らしく」を拠点とする教育と福祉の連携	バンビオ1番館5階の「らしく」を教育と福祉の連携拠点として、大学とも連携し、子ども若者に関する様々な取り組みを推進します。 子どもの学習支援、子ども若者のひきこもり対策・居場所づくり・自殺対策や、教育・児童福祉関係者の研修、乳幼児の発達に関する研究「かおTV」などについて、学術的な視点からのアプローチも取り入れ、幅広く取り組みます。	地域福祉連携室 教育支援センター 学校教育課
若者などの自殺対策事業	福祉なんでも相談室にて自殺関連の相談を受けています。また、「こころの体温計」をホームページで提供し、自らの心の状態を把握し、相談窓口を知ることができるようになっています。身近な人の自殺サインに気づき、必要な支援につなぎ守る「ゲートキーパー」を育成します。小・中学校では、担任をはじめ、スクールカウンセラーやまなび生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）などが連携して、相談体制の充実を図ります。	地域福祉連携室 学校教育課
とりこぼさない支援体制整備事業	子ども・子育てと、介護・障がい・生活困窮などが絡み合う複雑化・複合化した課題に直面する世帯に対して、各機関が取り組むべき役割分担を行い、改善に向けて取り組みます。 また、福祉制度だけでは充足できない狭間の生活課題については、地域の社会資源と一体となってその世帯を支えていけるよう、新しい活動や資源の創出を目指す「とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム」を構築し、専門職や活動者・企業のつながりや交流を促進します。	地域福祉連携室

施策の方向（2）子育ての相談・援助体制の充実

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または困難な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

各種の相談事業についても、一人ひとりの状況を受け止め、家庭や地域の中で孤立しないように、必要な支援を行うとともに、地域でのさまざまな人や場へつながっていけるような支援を行います。

① 相談機能の充実と連携の強化

長岡京子育てコンシェルジュや、家庭児童相談室、地域子育て支援センター、教育支援センターなど、子育てや教育等の専門相談員による相談体制の充実を図るとともに、関係機関の連携の強化を図ります。また、こども家庭センターにおいて、すべてのこどもとその家庭が妊娠期から切れ目なく相談できる体制の充実を図ります。さらに、「福祉なんでも相談」において、様々な相談や個別ケースに対応します。

相談方法については、インターネットなどを活用した方法を検討します。

② 地域の子育て相談支援

地域子育て支援センターや民生児童委員（主任児童委員）と、家庭児童相談室、こども家庭センターなど市の子育て支援機関との連携を深め、それぞれの機関がつながり、必要な支援を見極め、その家庭に適切な子育て相談や子育ての情報交換ができる場などを提供し、よりきめ細やかな支援の充実を図ります。

③ 子育てのネットワーク

地域ぐるみの子育て支援活動を活発化し地域の子育て機能の強化を図るため、N P O法人やボランティアなど自主的な子育てグループによる活動を支援するとともに、協働して子育て家庭を応援します。

また、民生児童委員（主任児童委員）や社会福祉協議会、子育てサークルなど子育て家庭に身近なところで子育て支援活動を行う、さまざまな団体の情報共有化や連携促進などを図り、子育て支援のネットワーク化を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
家庭児童相談室	子育てに関する悩みごとや心配ごとを気軽に相談できるよう、家庭児童相談室を設置し、専門の相談員が相談業務に対応しています。また、家庭に必要な支援を見極め、適切な子育て相談や子育て情報を提供し関係する機関につなぎます。	子育て支援課
長岡京子育てコンシェルジュ事業【再掲】	【再掲】	健康づくり推進課
こども家庭センター【再掲】	【再掲】	子育て支援課 健康づくり推進課

事業名	事業概要	主担当課
福祉なんでも相談室	福祉なんでも相談室は生活困窮者の自立相談支援窓口であるとともに、どこに相談したらよいかわからない問題など、こども・若者を含めた福祉全般の相談を受け止め、適切な専門窓口へのつなぎを行います。 また、対応する制度やサービスがない狭間の課題にも各分野の専門機関や地域の活動や資源と連携し、課題の改善に取り組みます。若者のひきこもり対策、就労支援、自殺対策の相談にも対応します。	地域福祉連携室
地域子育て支援拠点事業	市内4か所の支援センター（開田保育所内エンゼル、保健センター内たんぽぽ、海印寺こども園内さんさんの会、さくらんぼ）において、親子のふれあい、交流、育児相談や親支援プログラム（ベビープログラム）などを通して、身近な場所で子育てを支援し、育児不安の解消や地域での孤立化の防止に努めます。定員増など機能強化のための改修等が必要な施設については、改修等を行います。 国において努力義務とされた「地域子育て相談機関」（地域における身近な機関での相談対応）の実施に向けて取り組みます。	子育て支援課
心と体の健康観察アプリ	小中学校において1人1台端末等を活用した「心と体の健康観察アプリ」を導入し、教職員が児童生徒の心の小さなSOSを把握し早期に支援につなげる体制や、児童生徒が相談しやすい環境を整備します。また、文部科学省の「子供のSOSの相談窓口」などの情報を継続的に児童生徒の端末に配信する等、引き続き、児童生徒への相談窓口の情報提供を行います。	教育支援センター
教育支援センター事業 【再掲】	【再掲】	教育支援センター
ヤングケアラー支援事業	学校では、教職員のヤングケアラーの把握及び支援について周知し、日々のこともの様子を見ながら、気になる家庭の実態把握に努めています。 介護保険現場においても、大人が担うような介護や家事を行っていることもの情報を受け止めています。 庁内各部署（こども家庭センター・福祉なんでも相談室・子育て支援課・高齢介護課・学校教育課など）と、学校、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーなどが連携し、必要な支援につなぐなど、対応を行います。	子育て支援課 地域福祉連携室 学校教育課 高齢介護課
子育て支援連絡会	家庭児童相談室・地域子育て支援センター（エンゼル・たんぽぽ・さんさんの会・さくらんぼ）・中央公民館・こども家庭センター・主任児童委員等を構成員として、子育て支援に関する情報の交換や共有を行います。	子育て支援課
みんなの未来をつくる まち活補助金	子育て支援や介護予防、防災など様々な地域課題の解決に向けた取り組みを実施するまち活団体に対して補助金を交付し、活動を支援します。	自治・共助振興室
民間社会福祉活動振興助成	地域で福祉活動を行っている団体を支援する目的で、子育て支援活動等を行っているNPO法人及び市民活動団体、ボランティアグループ等の活動を支援し、地域福祉活動の振興や民間社会福祉活動の活性化を図ります。	地域福祉連携室
地域福祉活動団体支援事業 (民生児童委員協議会)	地域福祉活動において大きな役割を担う民生児童委員協議会の活動を支援し、地域の関係団体・機関と連携した相談支援の充実など、地域福祉活動の推進を図ります。様々な関係機関との情報共有及び連携を進めることで子育て支援を一層強化します。また、子育て家庭に早期の段階から関わるよう、保健師等とも協力し、活動に取り組みます。	地域福祉連携室

事業名	事業概要	主担当課
地域福祉活動団体支援事業 (社会福祉協議会)	地域福祉活動の担い手を支える社会福祉協議会の活動を支援し、地域での支え合い助け合い等地域住民同士のつながりを醸成し、子育てボランティアの育成、共助・互助が機能する地域づくりを行うとともに、福祉の専門職団体としてこどもや障がい者児相談、児童福祉を含む地域生活に視点を置いた地域福祉の推進を図ります。	地域福祉連携室
読書啓発活動推進事業	読書啓発活動を行っている団体・グループに、イベントの企画運営等、活動の機会を提供し、市内のより多くの団体・グループの自主的な活動を充実させるための支援を行います。	図書館
子育てボランティア	子育てボランティア養成講座の開催を通じ、子育てに関する学習できる場を充実します。また、ボランティア同士での学習効果が更に上がるよう支援を行います。	中央公民館
子育て支援活動事業（幼児家庭教育学級びよびよクラブの企画運営）	子育てを孤立化させない環境が求められる中、びよびよクラブはボランティアスタッフが「親子で出かけて集まる機会づくり」と「子育てを楽しく学ぶ機会づくり」として運営しており、市民が気楽に立ち寄れるクラブとなるようスタッフの資質の向上に努めます。	中央公民館

施策の方向（3）子育ての情報提供の充実

保護者間の交流や学習の機会等、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報や知識の普及を図ることで、子育てに関する情報が得られやすい環境を整えます。

また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、さまざまな媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。

① 多様な媒体、機関による情報提供

保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援サービスなどに関する情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供するとともに、いつでもどこにいても必要な情報が入手できるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供手段の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援情報発信事業	子育てに関する情報を市ホームページや子育て支援ナビながすぐ！に掲載するとともに、子育てガイド等の配布を通じて、子育て中の親子に必要な情報のタイムリーナ発信に努めます。保育コンシェルジュをはじめ、窓口にて子育てに関するわかりやすい情報提供を行います。市の公式 LINE や、国のぴったりサービスにおける各種申請の受付などにより、利用者の利便性を向上します。公立保育所をはじめ、保育施設における ICT 化と、これによる情報提供を推進します。	子育て支援課

施策の方向（4）安心・安全の子育ての環境づくり

道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化、地域の防犯体制の強化などを推進し、子どもや障がいのある人などすべての市民が安心して、さまざまな社会活動に参加できる環境を整備します。

① こどもに配慮したまちづくり

子どもと一緒に安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路の段差解消などバリアフリー化を促進します。

新たな施設は、ユニバーサルデザインの視点に立ち、子どもを含めたすべての市民が利用しやすいように整備します。

② 交通安全対策

子どもの安全で快適な交通環境を確保するため、歩道及びその他の交通安全施設の点検や整備を行い、またはこれらを関係機関に働きかけるとともに、子どもを交通事故等から守るため、地域での見守り体制を充実します。また、安全教育に取り組みます。

③ 安心・安全な居住環境

居住環境については、ひとり親世帯や生活困窮世帯に対し安価な家賃の住宅が利用できるようサービス情報の提供や相談体制の充実を図ります。

④ こどもの防犯

「地域のこどもは地域で守る」との考え方のもと、子どもが凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携した安全確保の取り組みを推進します。

⑤ こどもの防災

子どもを含めた市民の防災意識の向上、啓発を図るとともに、小学校区単位で実施する避難所運営訓練への参加や、地域における自主防災組織の組織化、災害に強い施設の整備、情報伝達手段の確立を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
小学校学びの環境づくり事業（長岡京市子どもの移動経路・通学路等の交通安全プログラム）	「長岡京市子どもの移動経路・通学路等の交通安全プログラム」に基づき、児童生徒が安全に通学できるよう、警察署や道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の安全確保に努めます。また、同プログラムに基づく対策以外にも、地域及び小学校と連携のうえ、「通学路安全対策調査」を行い、防災・防犯の観点も含めた通学路上の課題を調査し、関係機関との協力のもと、通学安全整理員の配置も含めたきめ細かな安全対策を行います。	学校教育課
幼児、小・中学校交通安全教育	日常の教育現場等において継続的な交通安全教育ができるよう、関係機関と連携し、機会あるごとに、幼、小・中学校へ資料や教材の提供など積極的に支援するとともに、タイムリーな情報提供を行っていきます。	交通政策課
通学路等の道路管理・維持整備事業	日常的に歩道の維持管理を行うとともに、通学路等での安心・安全を確保するため、歩道整備や交通安全対策等を計画的に実施していきます。	道路・河川課
地域における見守り活動	健全な社会環境づくりのため、少年補導委員会や警察署など青少年の健全育成にかかわる機関と連携を密にして、青少年を非行や犯罪の誘惑、犯罪被害から守るため、家庭や学校だけではなく、地域社会が一体となってこどもを見守ることにより、健やかな成長を支援します。	生涯学習課

量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市は教育・保育を提供するために、保護者や児童が居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

長岡京市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画・第2期計画）では、この教育・保育の提供区域について、市域の面積や公共交通機関の利用方法などを考慮して、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため全市域を1つの区域として定めました。本計画（第3期計画）でも、これを踏まえて、市全域を1つの区域とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画における事業の対象として、0歳から11歳までの子どもの人口を、令和2年から令和6年の住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法により推計しました。子どもの人口は、全体としては緩やかな減少が見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	603	598	597	595	593
1歳	637	645	640	639	637
2歳	629	653	662	656	655
3歳	781	651	675	684	678
4歳	693	789	658	681	691
5歳	704	702	801	667	690
6歳	728	717	714	816	679
7歳	762	734	723	719	823
8歳	755	761	733	722	720
9歳	781	757	763	735	724
10歳	788	783	759	765	737
11歳	795	789	784	760	766
合計	8,656	8,579	8,509	8,439	8,393

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

【概要と今後の方針】

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育などの児童教育・保育施設の希望者数の見込み、これに対応する確保量について定めるものです。

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は、以下の表の通りとしています。表では、各年齢区分について、児童数（人口）の推計と、保育や教育を必要とする児童数の見込みを示したうえで、各施設における利用枠の確保量を示しています。

平成30年度から令和6年度においては、国基準の待機児童は発生していませんが、保育施設の入所希望者数は増加を続けており、令和3年度以降は入所保留児童数も増加を続けているため（15ページ参照）、3号認定子どもと2号認定子どもについて、利用枠の増加が必要と見込まれます。

確保量としては、令和7年度当初に民間保育園2園の整備による利用枠の増を見込みます。また、令和8年度に民間保育園の増築や幼稚園の認定こども園化等による利用枠整備を想定します。

これらにより、令和11年度まで、「量の見込み」に対応するだけの利用枠が確保できる見込みです。（いずれの年齢区分でも「量の見込み」 \leq 「確保量合計」となっています。）

【令和7年度】 ※いずれも4月1日時点、以下同じ。

		3～5歳		2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,178		629	637	603
		教育のみ (1号認定)	教育と保育 (2号認定)	保育必要 (2号認定)	保育必要 (3号認定)	保育必要 (3号認定)
量の見込み		674	240	1,264	384	369
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	114	50	1,263	587	125
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	560	190	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育等	—	—	—	176	57
企業主導型保育事業	企業主導型事業所	—	—	—	10	5
認可外保育施設	上記以外の施設	—	—	7	18	8
確保量合計		674	240	1,270	411	380
当該年度までに新たに確保する量（上記「確保量」の内数として）						
特定教育・保育施設		—	—	80	21	21
						18

【令和8年度】

		3~5歳			2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,142			653	645	598
		教育のみ (1号認定)	教育と保育 (2号認定)	保育必要 (2号認定)	保育必要 (3号認定)	保育必要 (3号認定)	保育必要 (3号認定)
量の見込み		638	240	1,264	405	381	155
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	114	50	1,313	605	127	
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	524	190	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育等	—	—	—	176	57	
企業主導型保育事業	企業主導型事業所	—	—	—	10	5	
認可外保育施設	上記以外の施設	—	—	7	18	8	
確保量合計		638	240	1,320	420	389	197
当該年度までに新たに確保する量（上記「確保量」の内数として）							
特定教育・保育施設	—	—	50	9	9	2	

【令和9年度】

		3~5歳			2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,134			662	640	597
		教育のみ (1号認定)	教育と保育 (2号認定)	保育必要 (2号認定)	保育必要 (3号認定)	保育必要 (3号認定)	保育必要 (3号認定)
量の見込み		614	240	1,280	417	384	161
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	114	50	1,313	605	127	
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	500	190	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育等	—	—	—	176	57	
企業主導型保育事業	企業主導型事業所	—	—	—	10	5	
認可外保育施設	上記以外の施設	—	—	7	18	8	
確保量合計		614	240	1,320	420	389	197

【 令和 10 年度 】

		3~5歳			2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,032			656	639	595
		教育のみ (1号認定)	教育と保育 (2号認定)	保育必要 (2号認定)	保育必要 (3号認定)	保育必要 (3号認定)	保育必要 (3号認定)
量の見込み		553	240	1,239	420	389	167
確保量							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	114	50	1,313	605	127	
新制度未移 行幼稚園	上記以外の 幼稚園	439	190	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模保育等	—	—	—	176	57	
企業主導型 保育事業	企業主導型 事業所	—	—	—	10	5	
認可外 保育施設	上記以外の 施設	—	—	7	18	8	
確保量合計		553	240	1,320	420	389	197

【 令和 11 年度 】

		3~5歳			2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		2,059			655	637	593
		教育のみ (1号認定)	教育と保育 (2号認定)	保育必要 (2号認定)	保育必要 (3号認定)	保育必要 (3号認定)	保育必要 (3号認定)
量の見込み		543	240	1,276	426	395	172
確保量							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	114	50	1,313	617	115	
新制度未移 行幼稚園	上記以外の 幼稚園	429	190	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模保育等	—	—	—	176	57	
企業主導型 保育事業	企業主導型 事業所	—	—	—	10	5	
認可外 保育施設	上記以外の 施設	—	—	7	18	8	
確保量合計		543	240	1,320	426	395	185

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【概要と今後の方向性】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域のこども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

従来の「母子保健型」(子育てコンシェルジュ)に「子ども家庭総合支援拠点」の機能を加えて、「こども家庭センター型」として事業実施します。また、「特定型」(保育コンシェルジュ)を引き続き実施します。身近な相談先としての「地域子育て機関」は、概ね中学校区に1か所を目安に、段階的に整備を進めることを目指します。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定型	—	—	—	—	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	地域子育て相談機関	—	1か所	2か所	3か所	4か所
確保方策	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	地域子育て相談機関	—	1か所	2か所	3か所	4か所

(2) 時間外保育事業

【概要と今後の方向性】

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

今後も一定のニーズが見込まれることから、必要に応じて提供ができる体制を維持し、量の確保を行っていきます。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数	552	558	438	560	503

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	550	550	550	540	540
確保方策	550	550	550	540	540

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後学童クラブ）

【概要と今後の方向性】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

保護者の就労機会の増加などにより入会希望者数が増加する中でも待機児童ゼロを堅持するため、量の確保を図ります。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数 (利用児童数)	904	1,054	1,110	1,208	1,228

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,345	1,342	1,346	1,407	1,400
確保方策	1,345	1,342	1,346	1,407	1,400

※いずれも各年4月1日時点

(4) 子育て短期支援事業

【概要と今後の方針】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、児童を預かり、必要な支援を行う事業です。

今後も利用ニーズに応じた適切な事業展開が図れるよう、委託施設を増やすことを目指します。

【現状】(ショートステイ)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	15	14	34	7	26

【量の見込みと確保方策】(ショートステイ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	30	30	30	30
確保方策	25	30	30	30	30

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要と今後の方針】

市保健師や助産師が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

今後も、子育ての様々な不安や悩みを聞き、必要に応じて継続的な支援を行うなど着実に実施します。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問件数	631	620	669	602	624

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	603	598	597	595	593
確保方策	603	598	597	595	593

(6) 養育支援訪問事業

【概要と今後の方向性】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、専門的な育児相談支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。

今後も、支援を必要とする家庭をサポートするため、的確なコーディネート及び訪問支援を実施するとともに、支援者のスキルアップを図る研修を実施します。

【現状】(専門的相談支援分)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問件数	445	434	410	336	331

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	410	405	400	395	390
確保方策	410	405	400	395	390

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要と今後の方向性】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

未就園児と保護者を主な対象としているため、保育所等の利用者増により、地域子育て支援拠点の対象者は減少する見込みですが、今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	10,077	4,739	6,315	7,104	8,673

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,500	9,400	9,400	9,300	9,200
確保方策	9,500	9,400	9,400	9,300	9,200

(8) 一時預かり事業

【概要と今後の方針】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

今後も多様なニーズに対応するため、一時的な保育を継続して実施します。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園等在園児を対象とした一時預かり	2,124	2,457	2,190	2,911	3,039
その他の一時預かり	1,907	924	819	1,170	1,615

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
幼稚園等在園児	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200
その他	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保方策					
幼稚園等在園児	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200
その他	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要と今後の方向性】

病児及び病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

市内医療機関に併設した2か所で実施しており、今後も、保護者ニーズに対応するため、提供体制を維持・継続することにより量の確保を図ります。

【現状】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	1,004	376	652	1,006	1,516

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,520	1,540	1,560	1,580	1,600
確保方策	1,520	1,540	1,560	1,580	1,600

(10) ファミリーサポートセンター事業

【概要と今後の方向性】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

今後も提供会員・両方会員の募集や事業の周知・広報を行い、量の確保を図ります。また、会員のスキルアップに向けた講習会を実施し、安心・安全な活動実施に取り組みます。

【現状】 小学生児童に対する活動件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動件数	1,419	792	1,924	1,603	1,551

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保方策	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

(11) 妊産婦健康診査事業

【概要と今後の方向性】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。また、産婦健診について公費補助を行い、医療機関とも連携を図り、必要な支援を行います。

今後も、出産年齢の高齢化や経済的理由などにより健康管理が重要となる妊婦にも配慮して、引き続き安心な妊娠・出産を支援していきます。

【現状】妊婦健診の対象者数・回数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診対象者数	996	1,023	976	952	933
基本健診回数（延べ）	7,426	7,440	7,258	7,255	7,020

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,850	6,838	6,813	6,788	6,750
確保方策	6,850	6,838	6,813	6,788	6,750

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍することの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食費に相当する額を助成する事業です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。

認定こども園の教育利用のこどもについて、特別な支援が必要なこどもを受け入れる際には、国の制度に基づき助成をしています。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【概要と今後の方針】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱え、支援を必要とする子育て家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。支援を必要とする家庭の把握と利用しやすい環境づくりに努めています。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	150	200	200	200	200
確保方策（延べ）	150	200	200	200	200

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【概要と今後の方針】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を提供し、健全な育成を図る事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【概要と今後の方針】

子育てに悩みを抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、育児スキルや児童との適切な関り方を学ぶとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みを共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。今後も従来からの取り組みを継続することで、子育ての支援を図ります。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保方策	100	100	100	100	100

(17) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【概要と今後の方針】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を実施する事業です。出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぎます。

令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。今後も、面談等を通じて妊産婦の相談支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,824	1,821	1,815	1,809	1,800
確保方策	1,824	1,821	1,815	1,809	1,800

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

【概要と今後の方針】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所や幼稚園などに預けられるようとする制度です。

令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。令和8年度から給付制度化されることに向けて、受け入れ体制の整備を検討していきます。

(19) 産後ケア事業（新規事業）

【概要と今後の方針】

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援をしていきます。今後も受託者の増加を図るなど、真に支援を必要とする人が制度を利用できるよう、改善に取り組みます。

【現状】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ 利用 日数	宿泊型	16	16	48	36	75
	通所型	0	1	3	9	23
	訪問型	—	—	—	—	3

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み及び確保方策					
宿泊型	80	80	80	80	80
通所型	30	30	30	30	30
訪問型	5	10	10	10	10

計画の推進と管理

1 計画の推進

(1) 庁内の連携

本計画は、保育、保健、健康、教育、まちづくり、防犯・防災などの各分野にわたっているため、各部署の連携により、計画の推進を図ります。

(2) 関係機関との連携

計画の推進のためには、行政だけではなく、園、学校、家庭、地域、各種団体などがそれぞれの役割を果たすことが必要であるため、多様な主体と連携・協力し、計画の推進を図ります。

(3) 国・府との連携

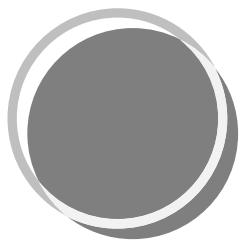
計画に掲げる取り組みについては、市で単独で実施できるもののほかに、国や府と連携し推進する事業もあるため、必要に応じて協力要請や要望を行い、計画を推進します。

(4) こどもの意見やニーズの尊重

計画の推進にあたっては、こどもの意見やニーズを把握するよう努め、これを尊重しながら取り組みを進めるよう努めます。

2 計画の管理

計画の適切な進行管理を進めるために、P D C A サイクルに沿って事業を実施します。庁内関係各課を中心に主な取り組みの状況を点検、評価するとともに、「長岡京市児童対策審議会（子ども・子育て会議）」にて、実施状況を点検、評価し、この結果を公表します。また、各年度の取り組み状況や進捗に応じて、その後の展開を図ります。



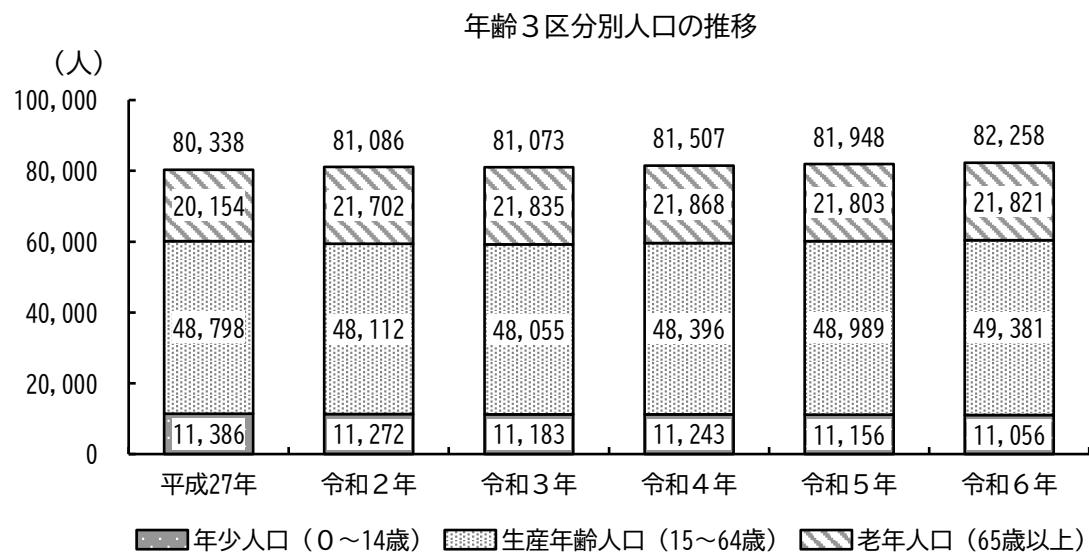
参考資料

1 統計データからみえる本市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

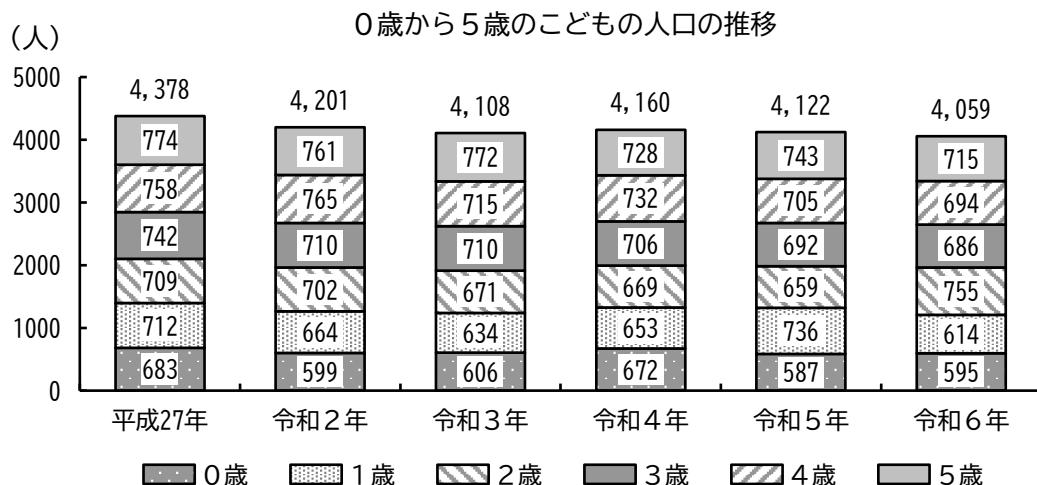
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、令和6年で82,258人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあるのに対し、老人人口（65歳以上）は増加傾向となっており、高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 就学前児童数の推移

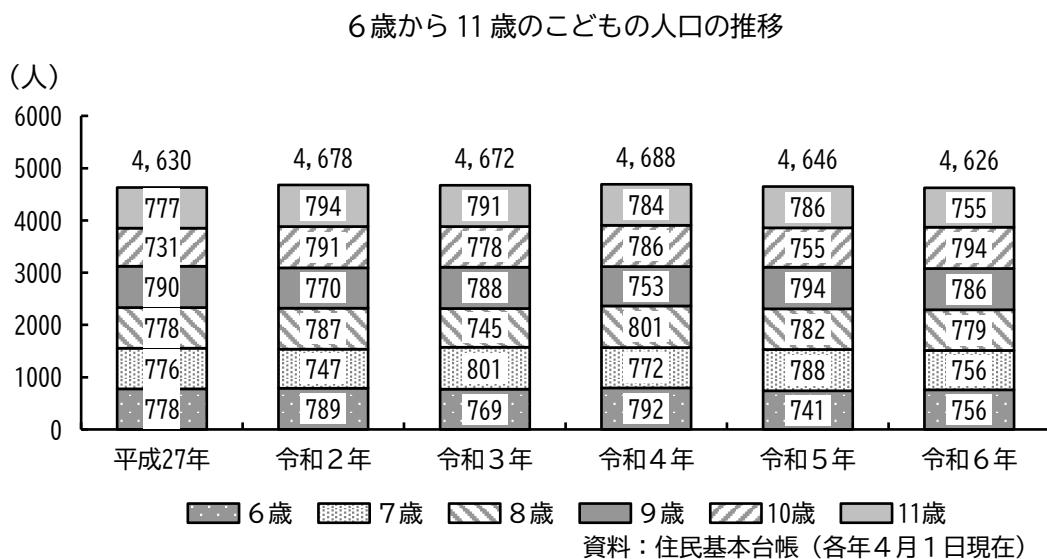
本市の0歳から5歳の子どもの人口は、令和2年以降、やや減少傾向となっており、令和6年で4,059人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子どもの人口は、ほぼ横ばいとなっており、令和6年で4,626人となっています。

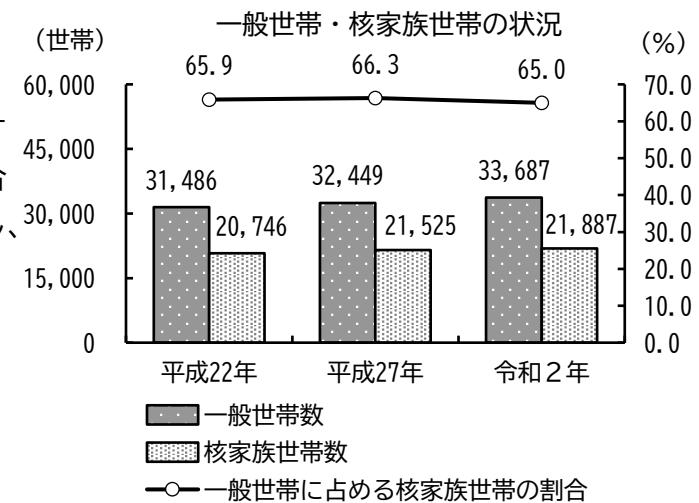


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

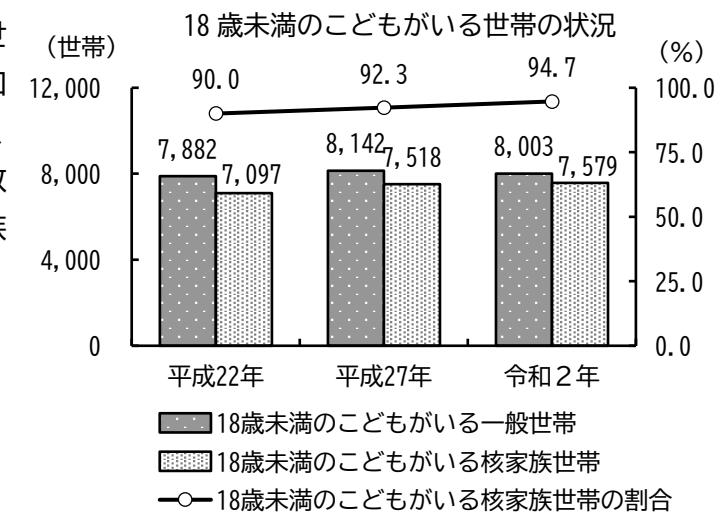
本市の核家族世帯数は増加しており、令和2年で21,887世帯となっています。また、一般世帯数も年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成22年から平成27年にかけて増加し、その後減少しています。



資料：国勢調査

② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

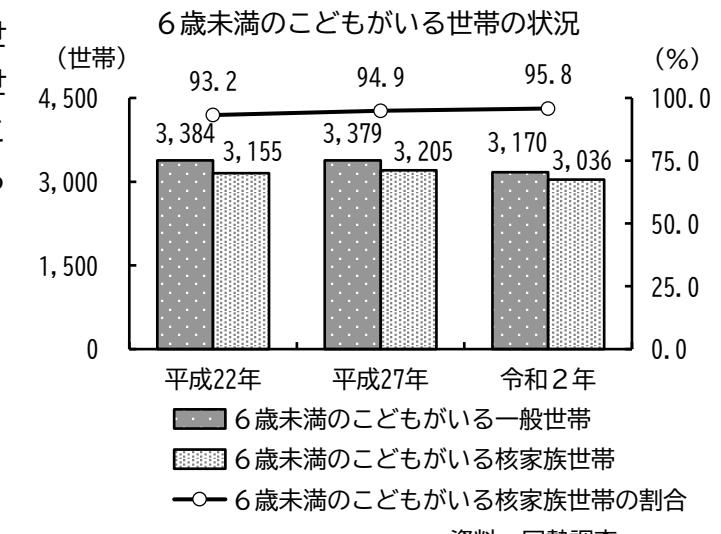
本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は平成27年から減少しており、令和2年で8,003世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯の数と割合は増加傾向となっており、核家族世帯の割合は9割を超えています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

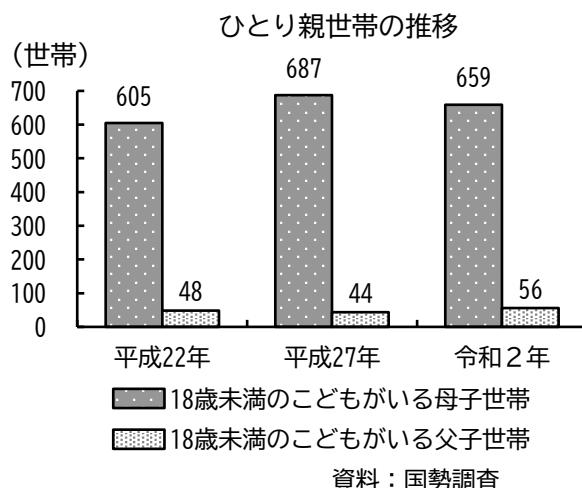
本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少しており、令和2年で3,170世帯となっています。また、6歳未満のこどもがいる核家族世帯は、平成22年から平成27年にかけて増加していましたが、その後減少しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

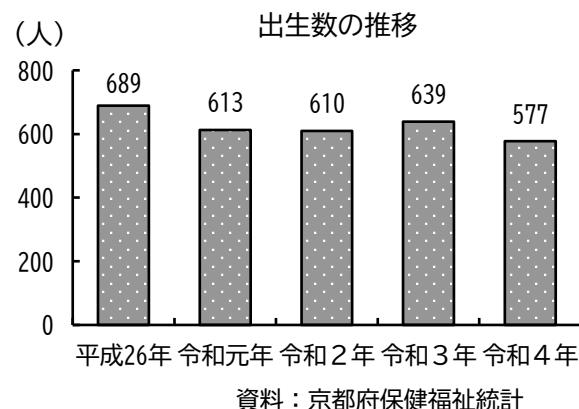
本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は平成22年から平成27年にかけて増加し、その後減少しており、令和2年で659世帯となっています。



(3) 出生の状況

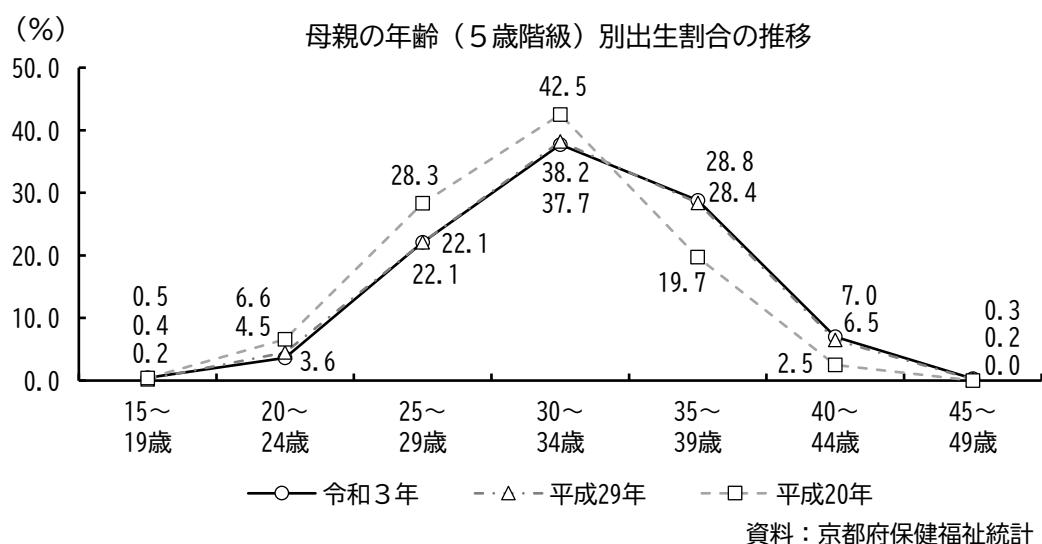
① 出生数の推移

本市の出生数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年で577人となっています。



② 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

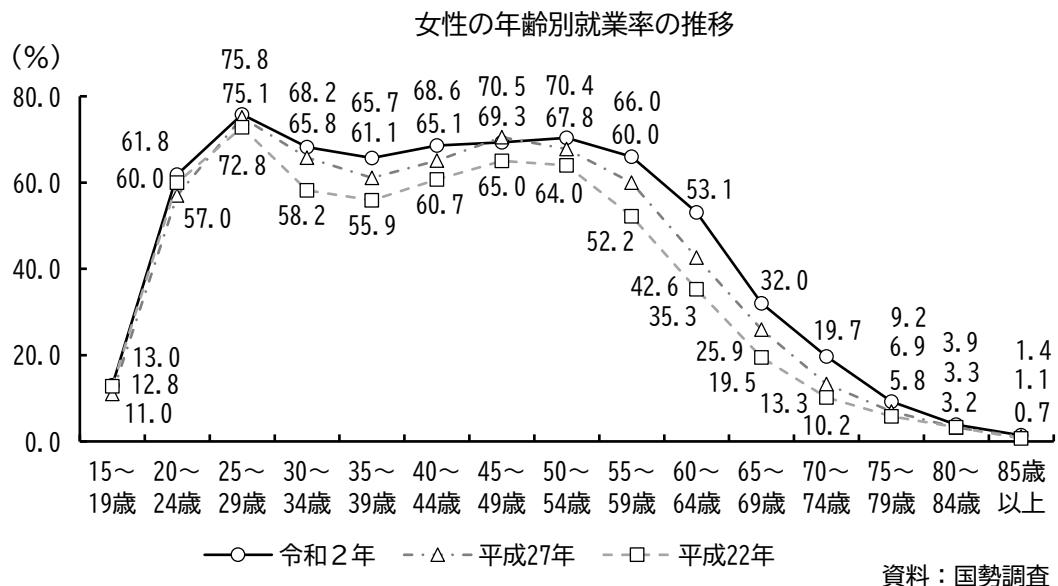
本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成20年、平成29年に比べ令和3年で、35～44歳の割合が増加しています。



(4) 就業の状況

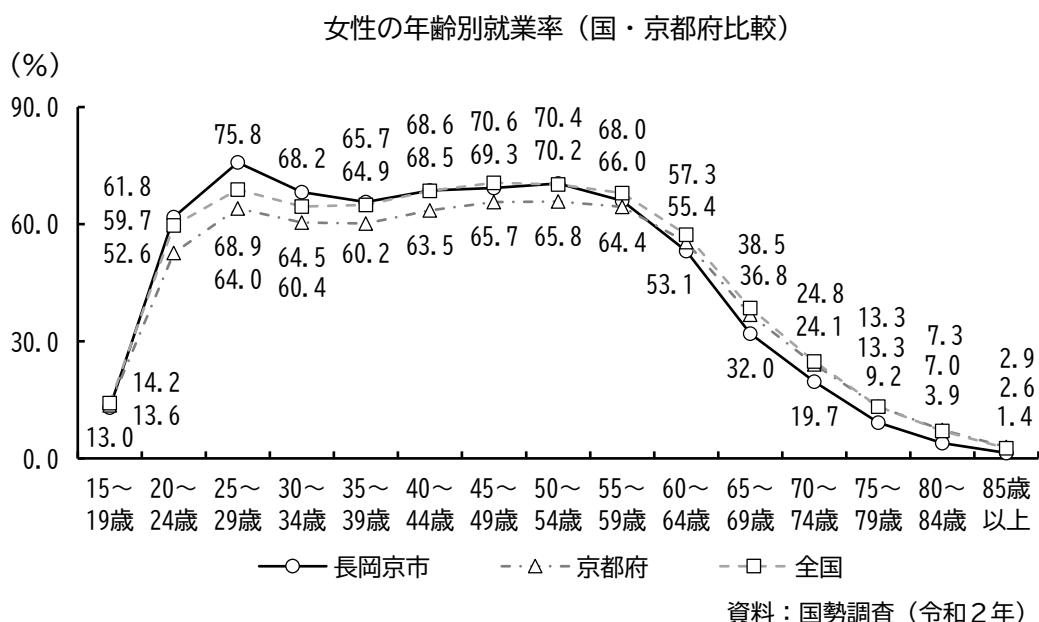
① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は過去に比べて増加し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



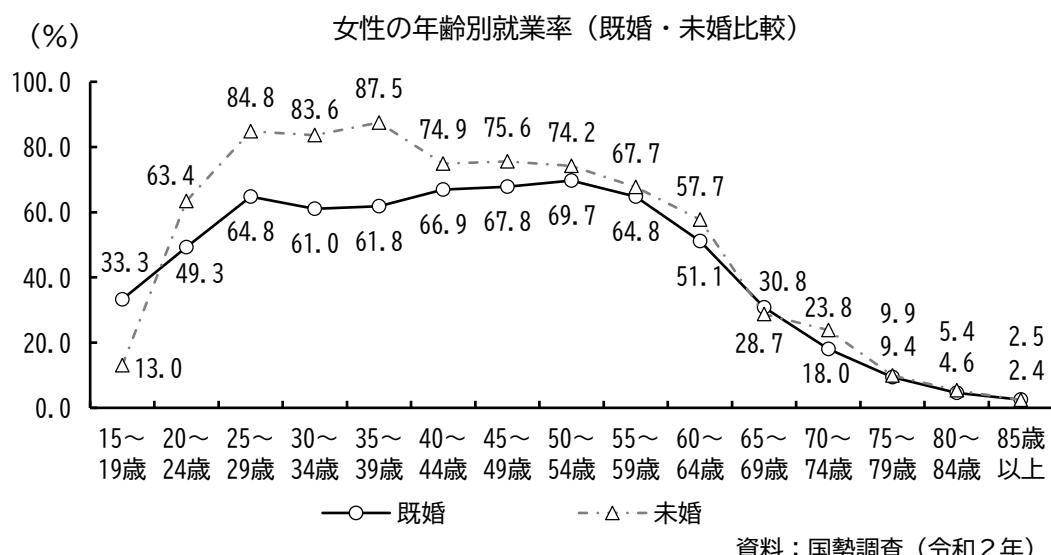
② 女性の年齢別就業率（国・京都府比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、京都府と比較すると、60歳以降で全国、京都府より低くなっています。



③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の令和2年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

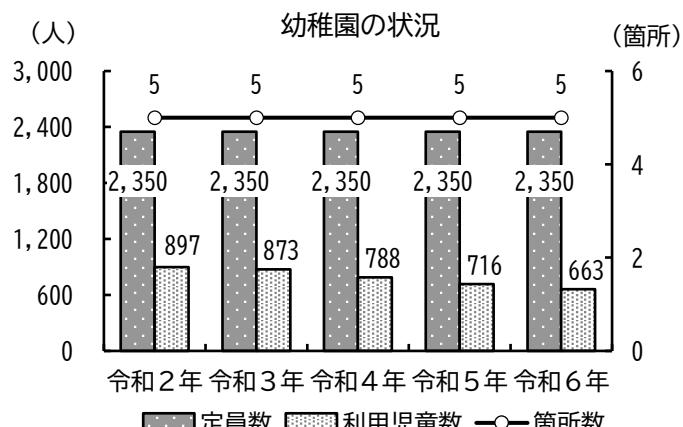


資料：国勢調査（令和2年）

（5）子どもの状況

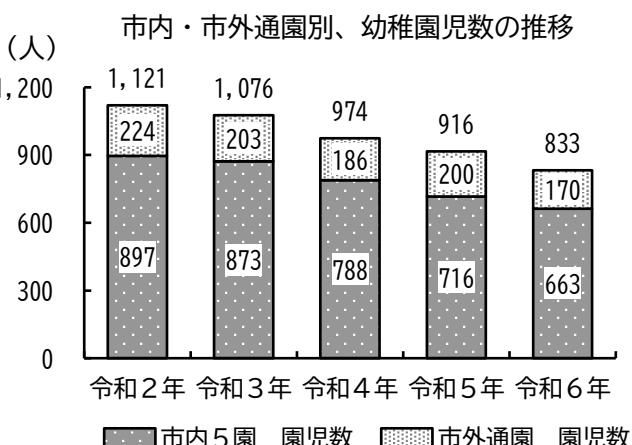
① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、定員数・(人)箇所数ともに横ばいで推移しているものの、利用児童数は減少しており、令和6年で663人となっています。



資料：市の統計(各年5月1日時点)

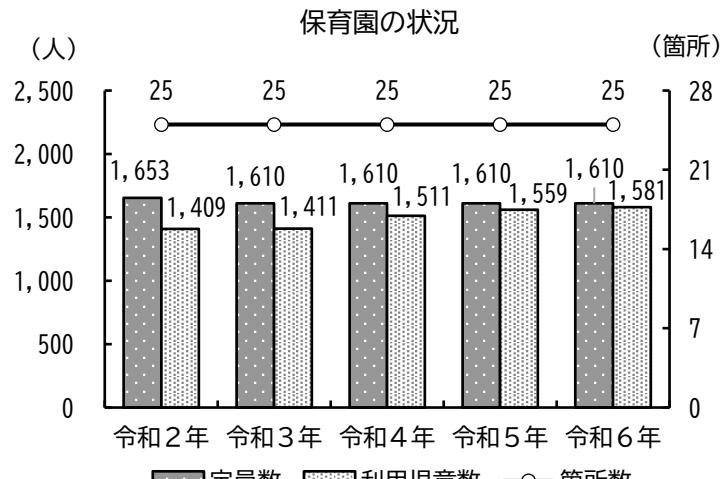
市内・市外通園別の幼稚園児数の推移 (人)をみると、どちらも減少しており、令和6年で、市内5園の園児数は663人、市外通園の園児数は170人となっています。



資料：市の統計(各年5月1日時点)

② 保育園の状況

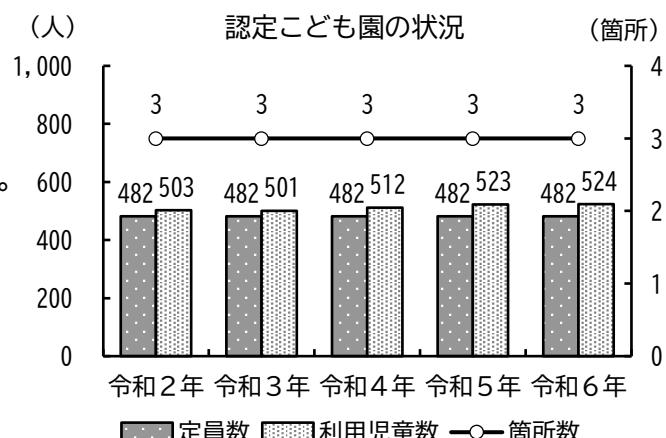
本市の保育園の状況をみると、利用児童数は増加傾向で推移しており、令和6年では1,581人となっています。また、箇所数は横ばいで推移しています。



資料：市の統計(各年4月1日時点)

③ 認定こども園の状況

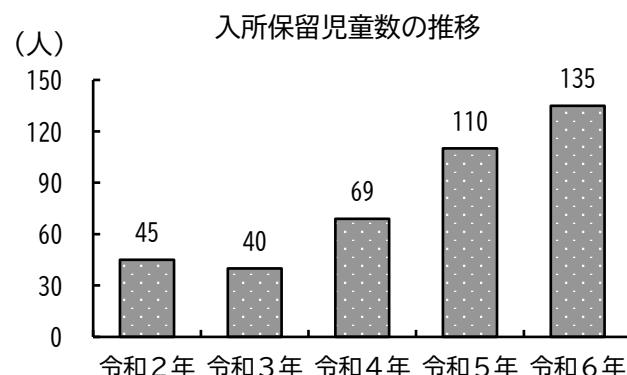
本市の認定こども園の状況をみると、定員数・箇所数とともに横ばいで推移しているものの、利用児童数は年々増加しており、令和6年では524人となっています。



資料：市の統計(各年4月1日時点)

④ 入所保留児童数の推移

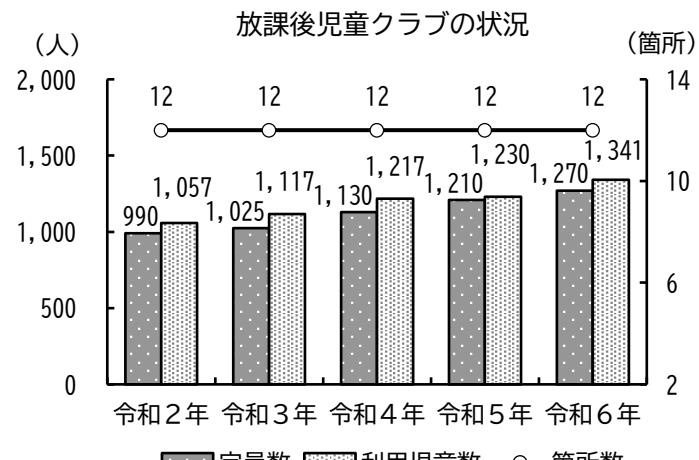
本市の入所保留児童数の推移をみると、令和3年から令和6年にかけて増加しており、令和6年で135人となっています。



資料：市の統計(各年4月1日時点)

⑤ 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブの状況をみると、定員数・利用児童数ともに増加しており、令和6年では定員数が1,270人、利用児童数が1,341人となっています。箇所数は横ばいです。

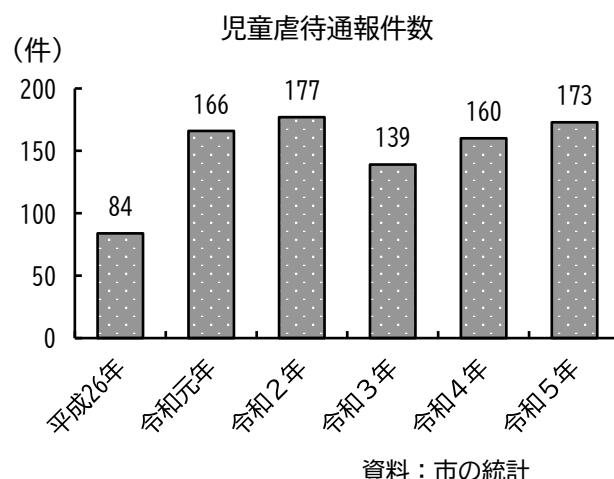


資料：市の統計(各年5月1日時点)

(6) 困難を抱える家庭・子どもの状況

① 児童虐待通報件数

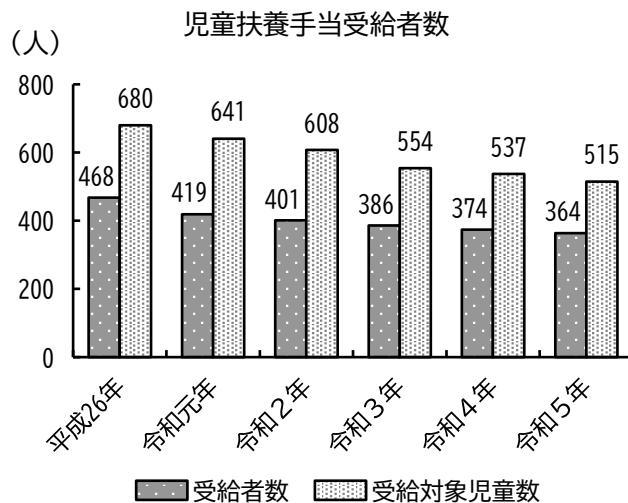
本市の児童虐待通報件数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年では173件となっています。



資料：市の統計

② 児童扶養手当受給者数

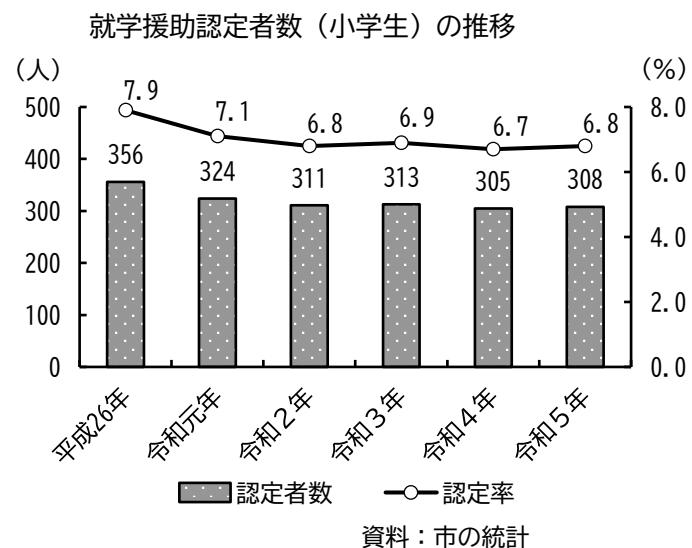
本市の児童扶養手当受給者数の推移をみると、受給者数・受給対象児童数ともに減少しており、令和5年では受給者数が364人、受給対象児童数が515人となっています。



資料：市の統計

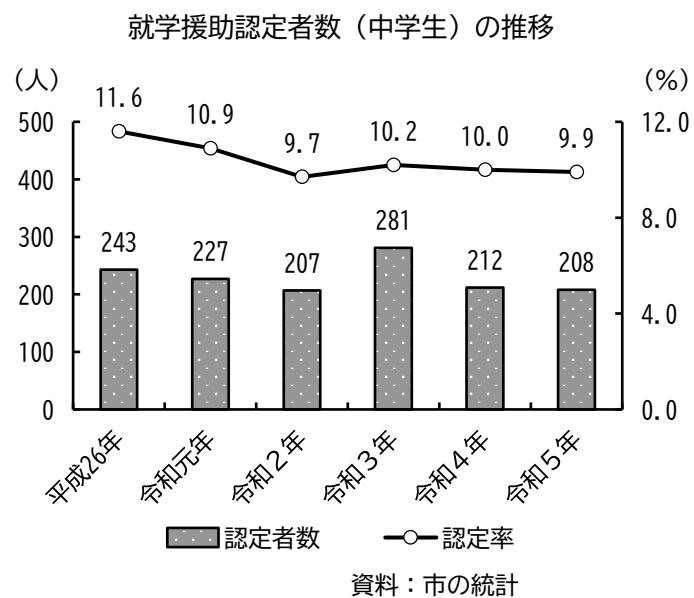
③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の就学援助認定者数（小学生）の推移をみると、概ね横ばいで、令和5年では認定者数が308人、認定率が6.8%となっています。



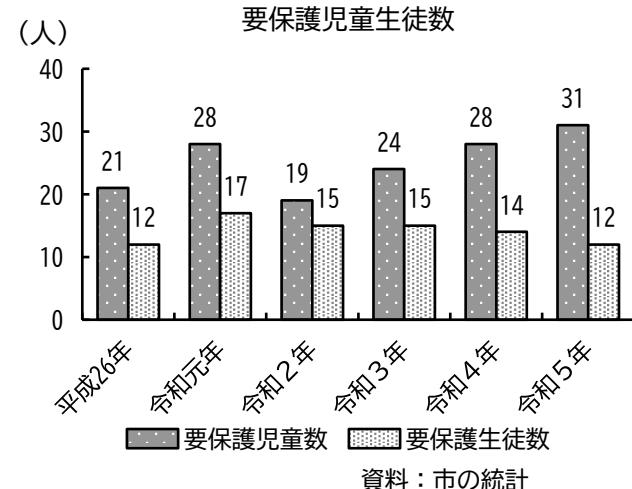
④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の就学援助認定者数（中学生）の推移をみると、概ね横ばいで、令和5年では認定者数が208人、認定率が9.9%となっています。



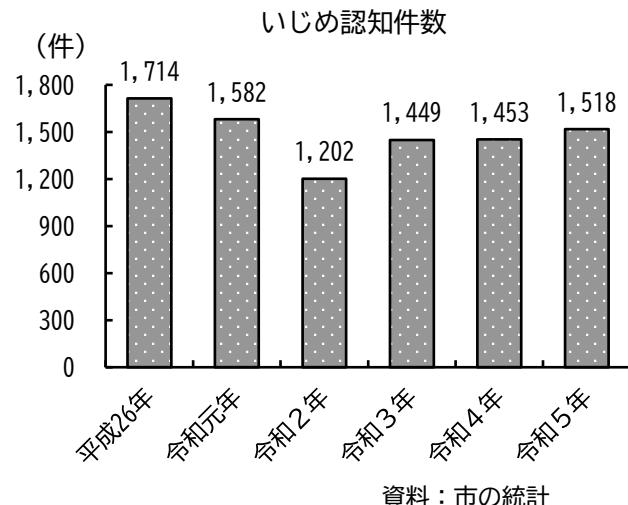
⑤ 要保護児童生徒数

本市の要保護児童生徒数の推移をみると、概ね横ばいとなっています。



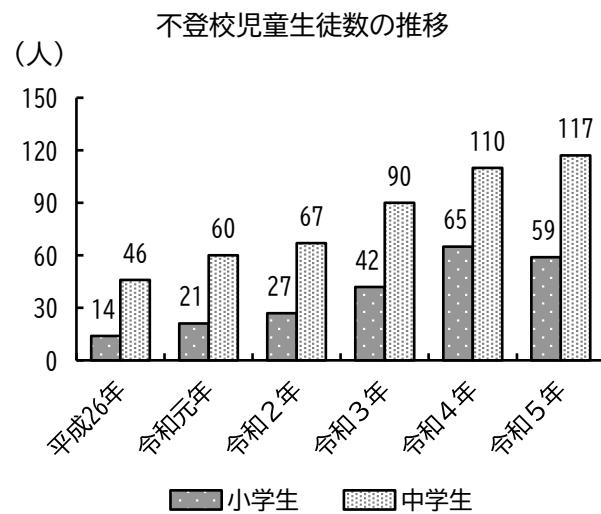
⑥ いじめ認知件数

本市のいじめ認知件数の推移をみると、概ね横ばいとなっています。



⑦ 不登校児童生徒数の推移

本市の不登校児童生徒数の推移をみると、小学生・中学生ともに増加しており、令和5年では小学生が59人、中学生が117人となっています。



2 アンケート結果からみえる状況

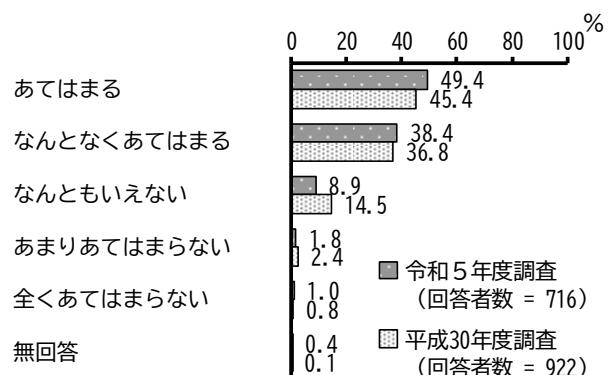
(1) 子育てが楽しいと感じるか

就学前児童の保護者では、「あてはまる」「なんとなくあてはまる」を合わせた“あてはまる”的割合が87.8%、「あまりあてはまらない」と「あてはまらない」を合わせた“あてはまらない”的割合が2.8%となっています。

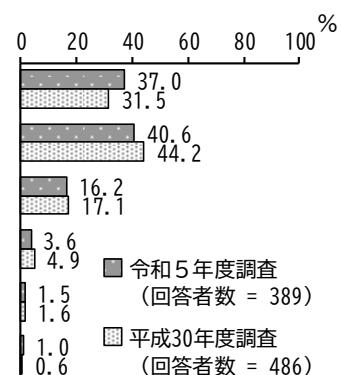
小学生児童の保護者では、“あてはまる”的割合が77.6%、“あてはまらない”的割合が5.1%となっています。

いずれも平成30年度調査（前回調査）と比較すると、“あてはまる”的割合がやや増加しています。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】



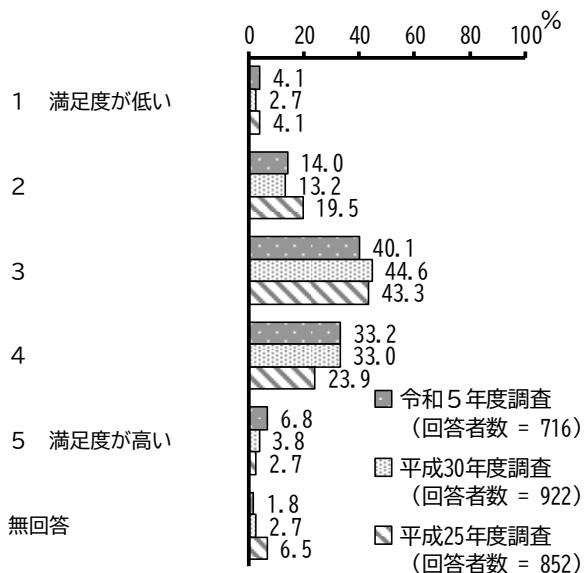
(2) 地域における子育ての環境や支援の満足度

就学前児童の保護者では、「4」と「5 満足度が高い」を合わせた“満足度が高い”的割合が40.0%、「1 満足度が低い」と「2」を合わせた“満足度が低い”的割合が18.1%となっています。

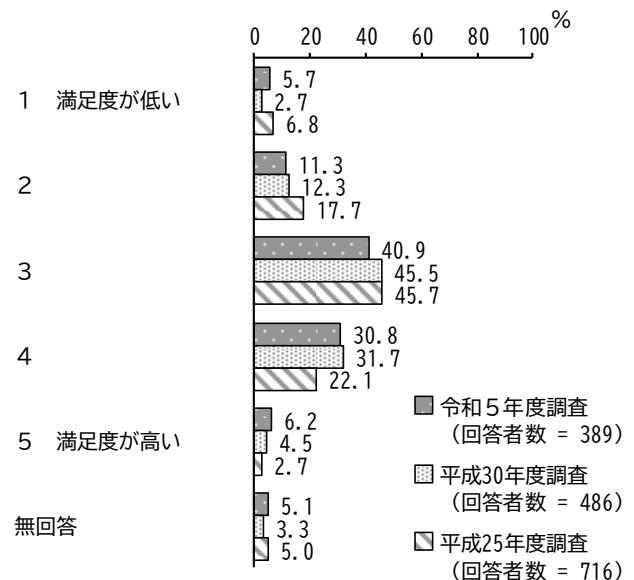
小学生児童の保護者では、“満足度が高い”的割合が37.0%、“満足度が低い”的割合が17.0%となっています。

いずれも前回調査と比較すると、“満足度が高い”、“満足度が低い”ともにやや増加しています。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】



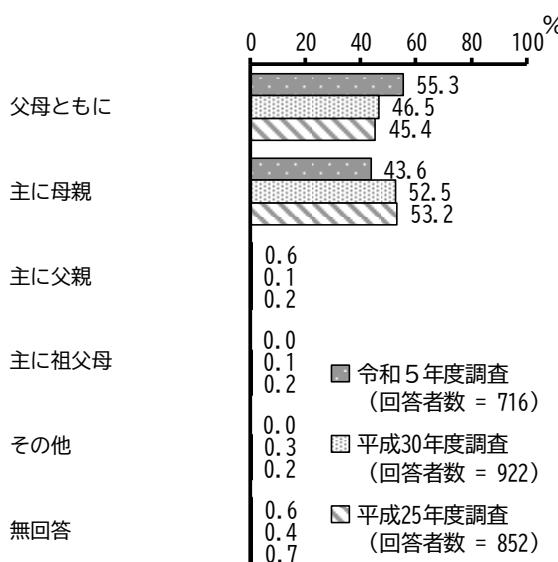
(3) 子育てを主に行っている人は誰か

就学前児童の保護者では、「父母ともに」の割合が55.3%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が43.6%となっています。

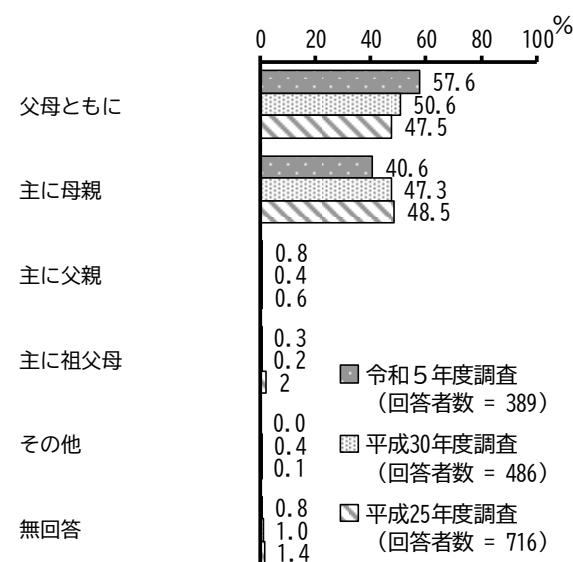
小学生児童の保護者では、「父母ともに」の割合が57.6%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が40.6%となっています。

いずれも前回調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



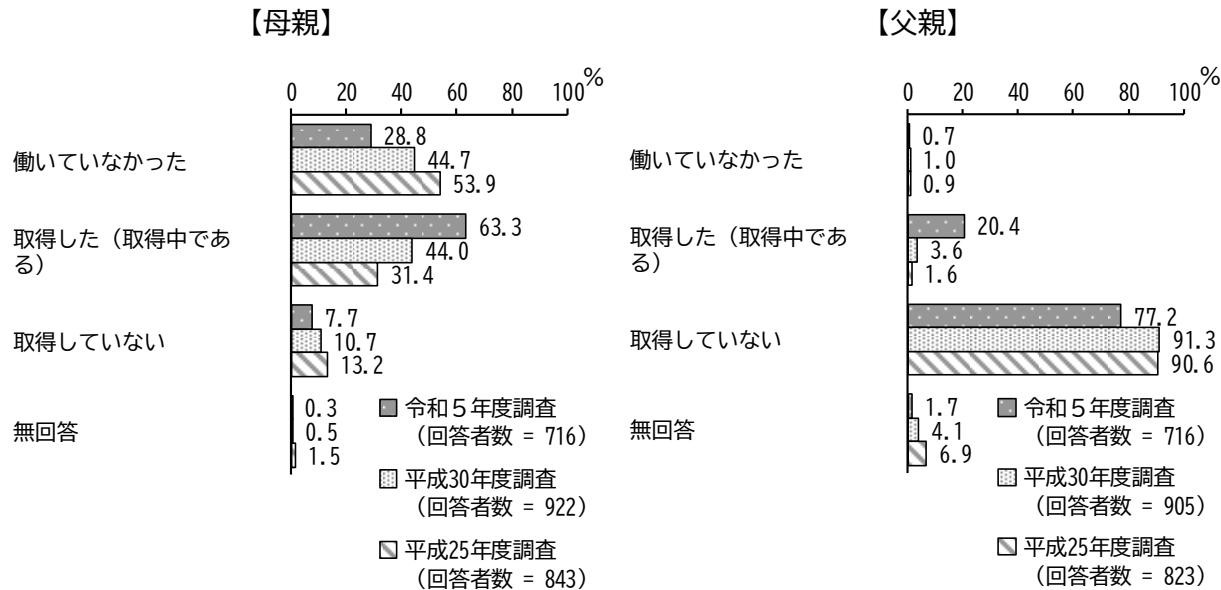
【小学生児童の保護者】



(4) 育児休業の取得状況【就学前児童の保護者】

母親では、「取得した（取得中である）」の割合が63.3%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が28.8%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

父親では、「取得していない」の割合が77.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が20.4%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



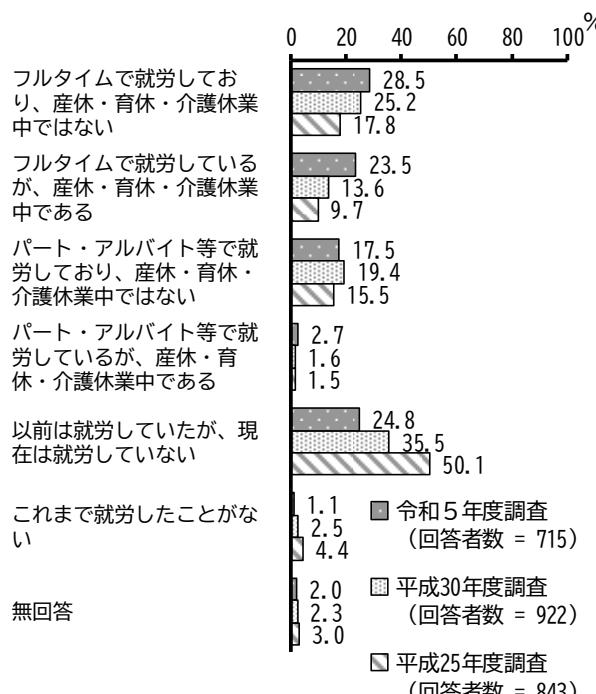
(5) 母親の就労状況

就学前児童の保護者では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた“フルタイムで就労している”的割合が52.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた“パート・アルバイト等で就労している”的割合が20.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が24.8%となっています。

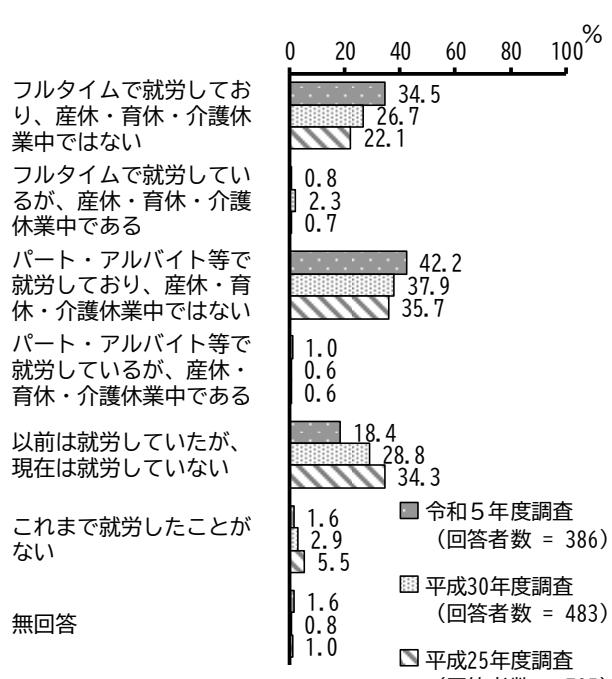
小学生児童の保護者では、“フルタイムで就労している”的割合が35.3%、“パート・アルバイト等で就労している”的割合が43.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が18.4%となっています。

いずれも前回調査と比較すると、“フルタイムで就労している”的割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

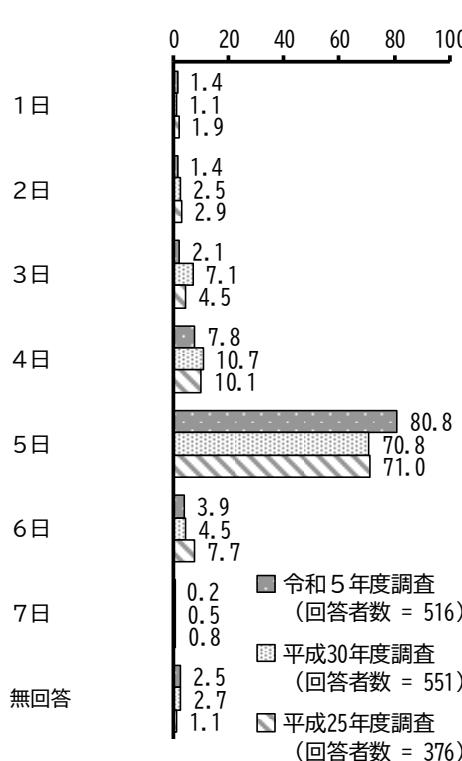


(6) 1週当たりの就労日数【就学前児童の保護者】

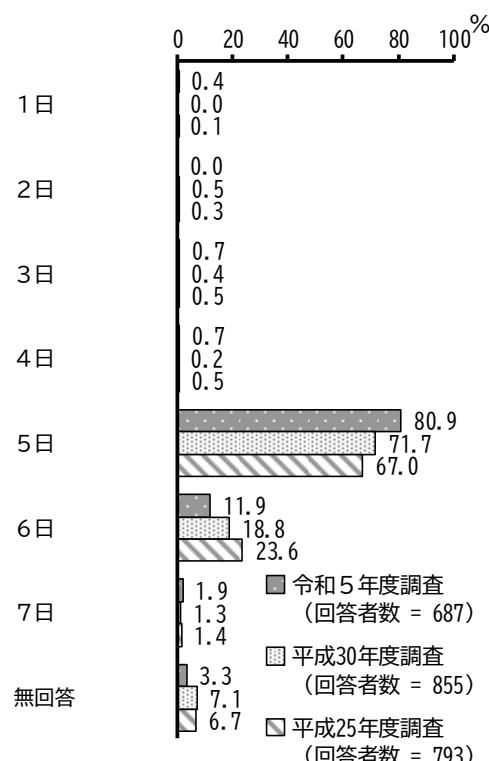
母親では、「5日」の割合が80.8%と最も高くなっています。また、「1日」～「4日」を合わせた“1～4日”的割合が12.7%となっています。前回調査と比較すると、「5日」の割合が増加しています。一方、“1～4日”的合計の割合が減少しています。

父親では、「5日」の割合が80.9%と最も高くなっています。また、「6日」「7日」を合わせた“6～7日”的割合が13.8%となっています。前回調査と比較すると、「5日」の割合が増加しています。一方、“6～7日”的合計の割合が減少しています。

【母親】



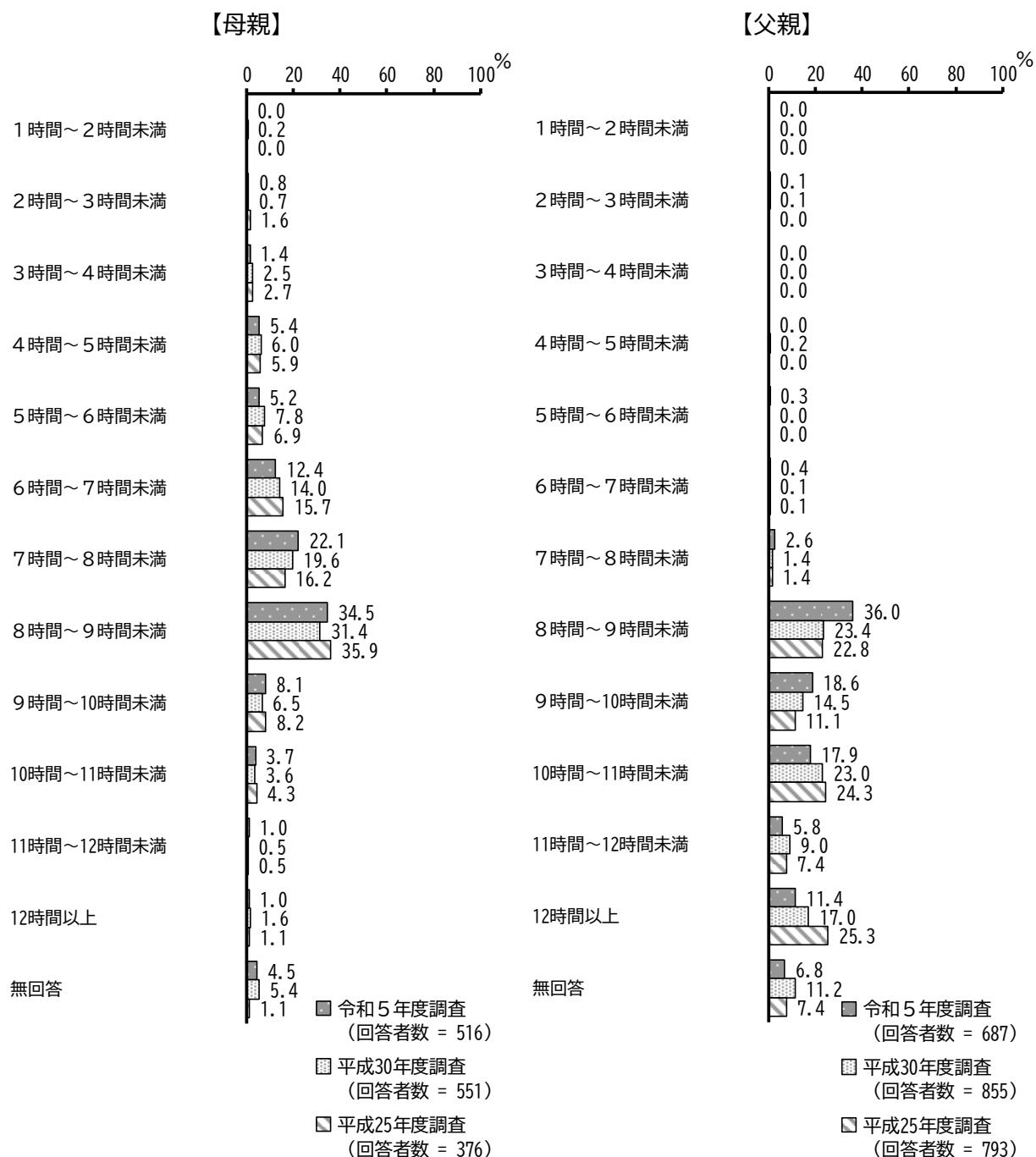
【父親】



(7) 1日当たりの就労時間【就学前児童の保護者】

母親では、「1時間～2時間未満」～「6時間～7時間未満」を合わせた“7時間未満”的割合が25.2%、「7時間～8時間未満」～「12時間以上」を合わせた“7時間以上”的割合が70.4%となっています。前回調査と比較すると、“7時間以上”的割合が増加しています。一方、“7時間未満”的割合が減少しています。

父親では、「1時間～2時間未満」～「9時間～10時間未満」を合わせた“10時間未満”的割合が58.0%、「10時間～11時間未満」～「12時間以上」を合わせた“10時間以上”的割合が35.1%となっています。前回調査と比較すると、“10時間未満”的割合が増加しています。一方、“10時間以上”的割合が減少しています。

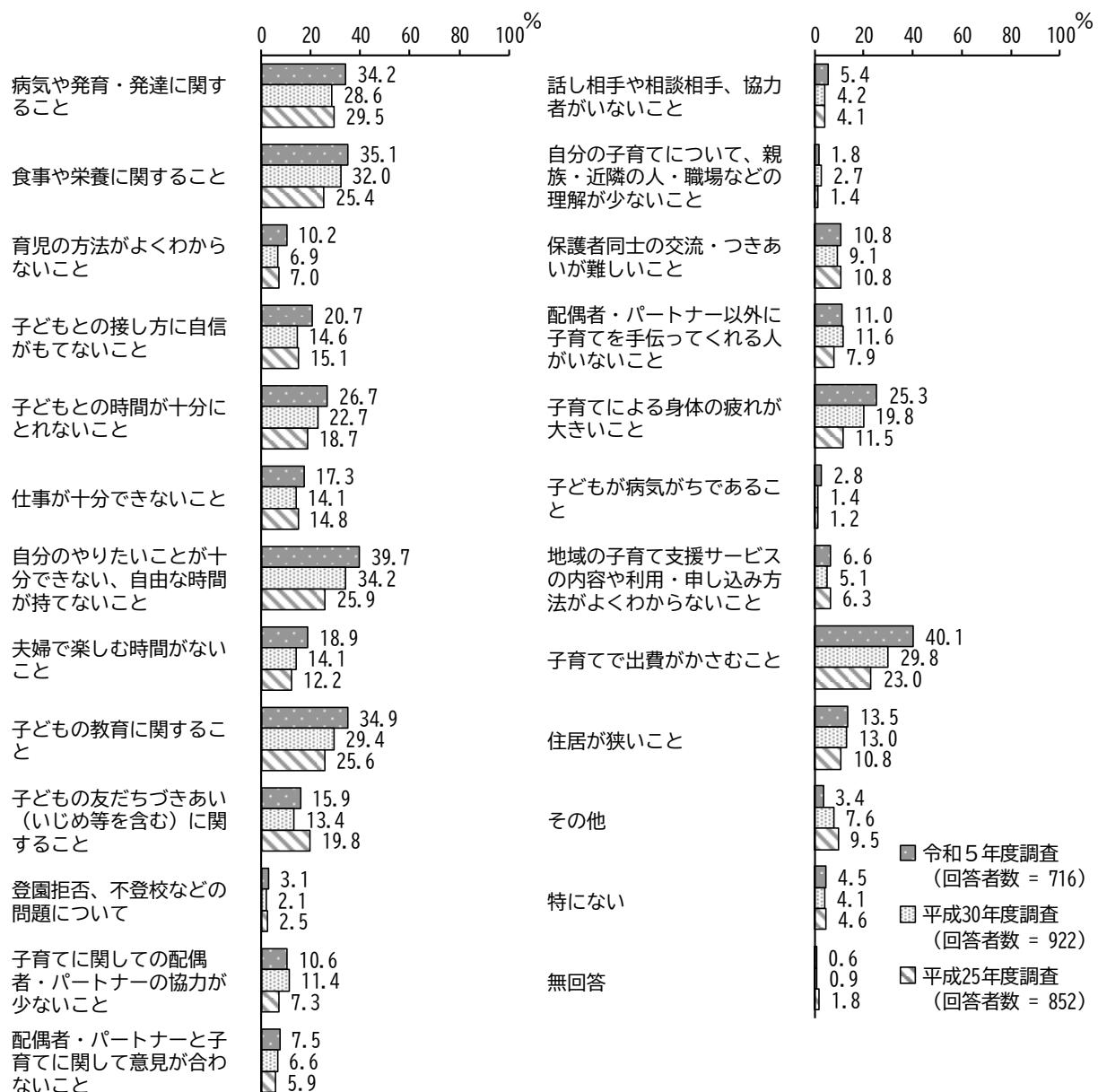


(8) 子育てに関して、日常悩んでいることや不安に思っていること

【就学前児童の保護者】

就学前児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」の割合が40.1%と最も高く、次いで「自分のやりたいことが十分できない、自由な時間が持てないこと」の割合が39.7%、「食事や栄養に関するここと」の割合が35.1%となっています。

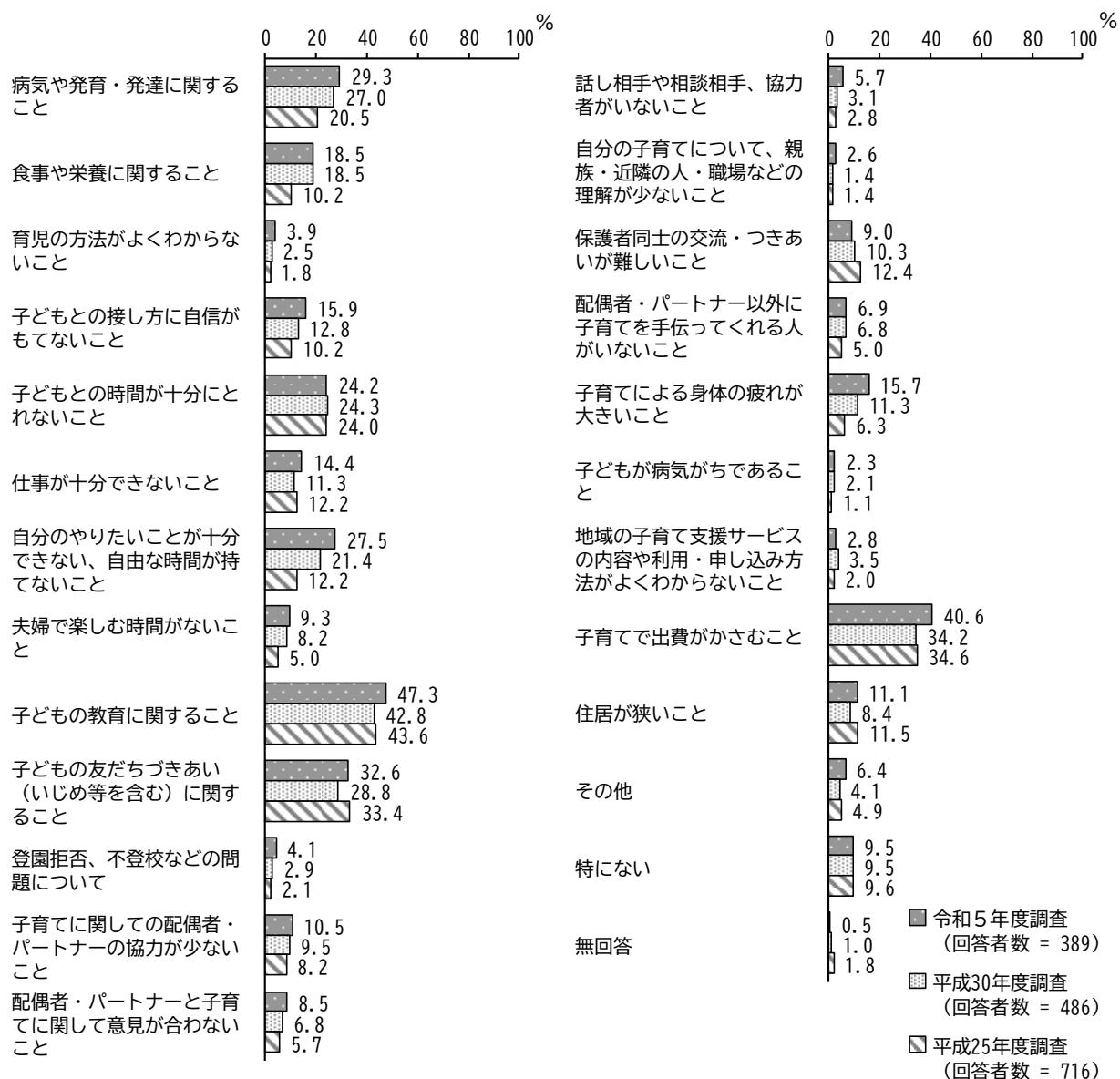
前回調査と比較すると、「病気や発育・発達に関するここと」「子どもとの接し方に自信がもてないこと」「自分のやりたいことが十分できない、自由な時間が持てないここと」「子どもの教育に関するここと」「子育てによる身体の疲れが大きいここと」「子育てで出費がかさむこと」の割合が増加しています。



【小学生児童の保護者】

小学生児童の保護者では、「子どもの教育に関すること」の割合が47.3%と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむこと」の割合が40.6%、「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」の割合が32.6%となっています。

前回調査と比較すると、「自分のやりたいことが十分できない、自由な時間が持てないこと」「子育てで出費がかさむこと」の割合が増加しています。

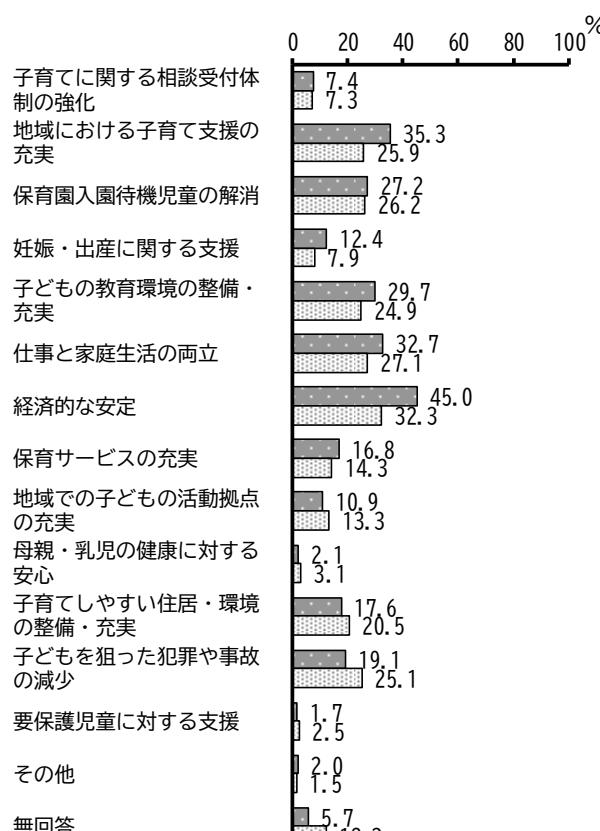


(9) 子育て支援について、特に重要だと思う支援・対策

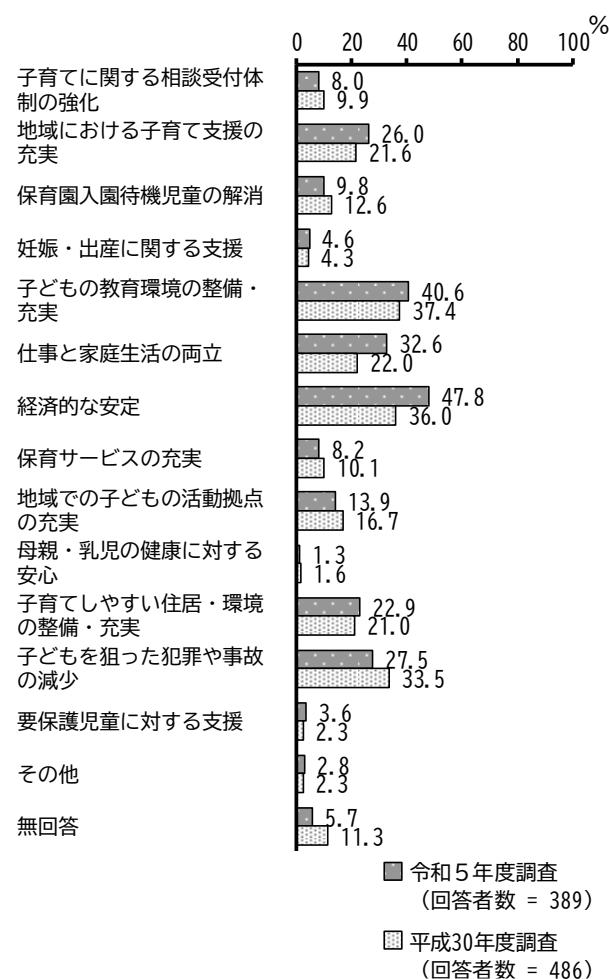
就学前児童の保護者では、「経済的な安定」の割合が45.0%と最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」の割合が35.3%、「仕事と家庭生活の両立」の割合が32.7%となっています。前回調査と比較すると、「地域における子育て支援の充実」「仕事と家庭生活の両立」「経済的な安定」の割合が増加しています。一方、「子どもを狙った犯罪や事故の減少」の割合が減少しています。

小学生児童の保護者では、「経済的な安定」の割合が47.8%と最も高く、次いで「子どもの教育環境の整備・充実」の割合が40.6%、「仕事と家庭生活の両立」の割合が32.6%となっています。前回調査と比較すると、「仕事と家庭生活の両立」「経済的な安定」の割合が増加しています。一方、「子どもを狙った犯罪や事故の減少」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



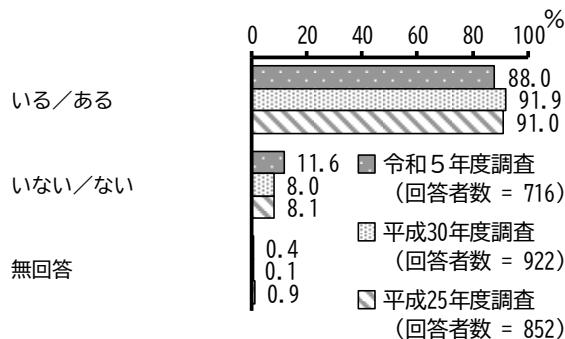
【小学生児童の保護者】



(10) 子育てに関して、気軽に相談できる人、場所の有無【就学前児童の保護者】

「いる／ある」の割合が88.0%、「いない／ない」の割合が11.6%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

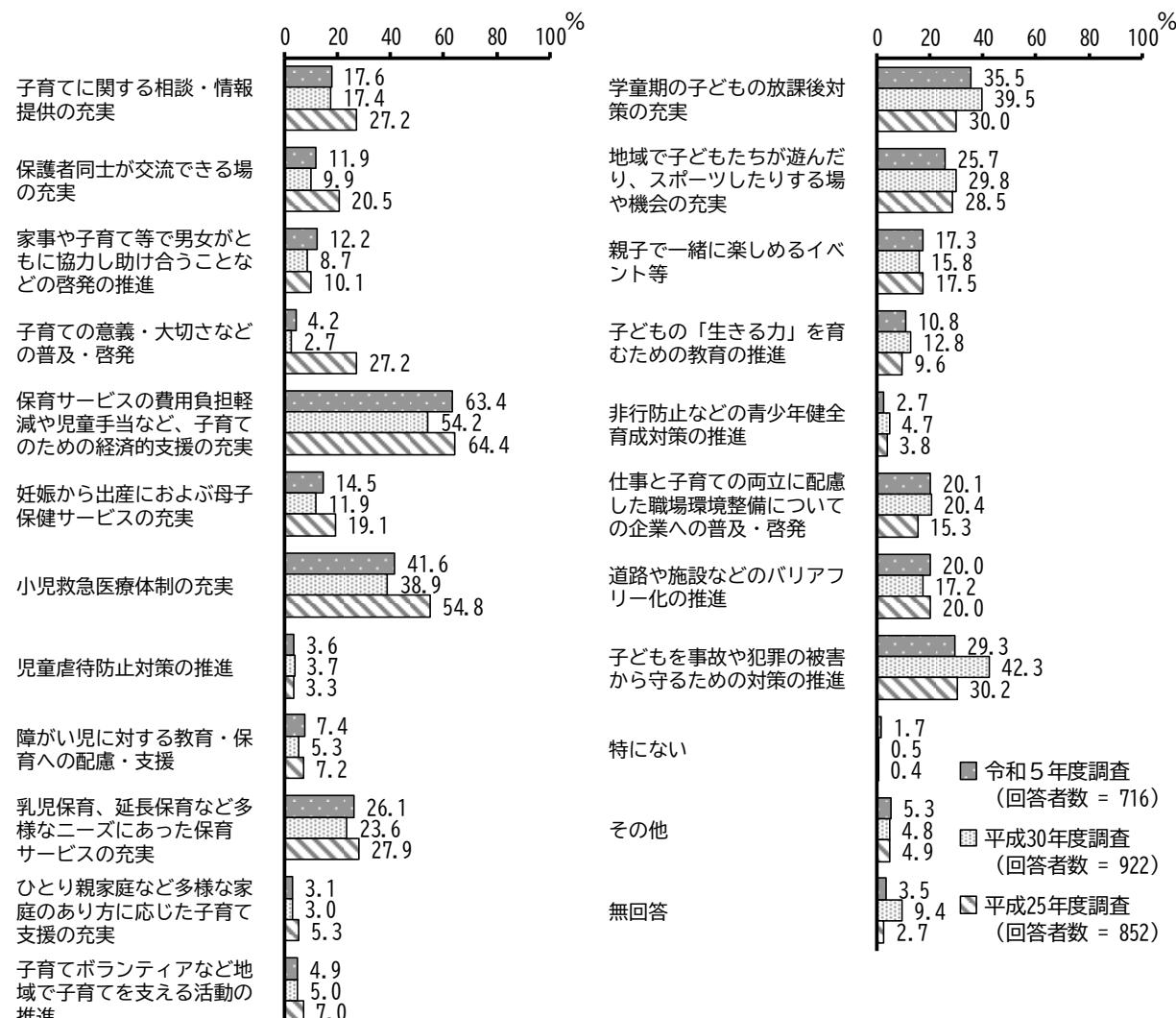


(11) 子どもを健やかに生み育てるために、市に期待すること

【就学前児童の保護者】

就学前児童の保護者では、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が63.4%と最も高く、次いで「小児救急医療体制の充実」の割合が41.6%、「学童期の子どもの放課後対策の充実」の割合が35.5%となっています。

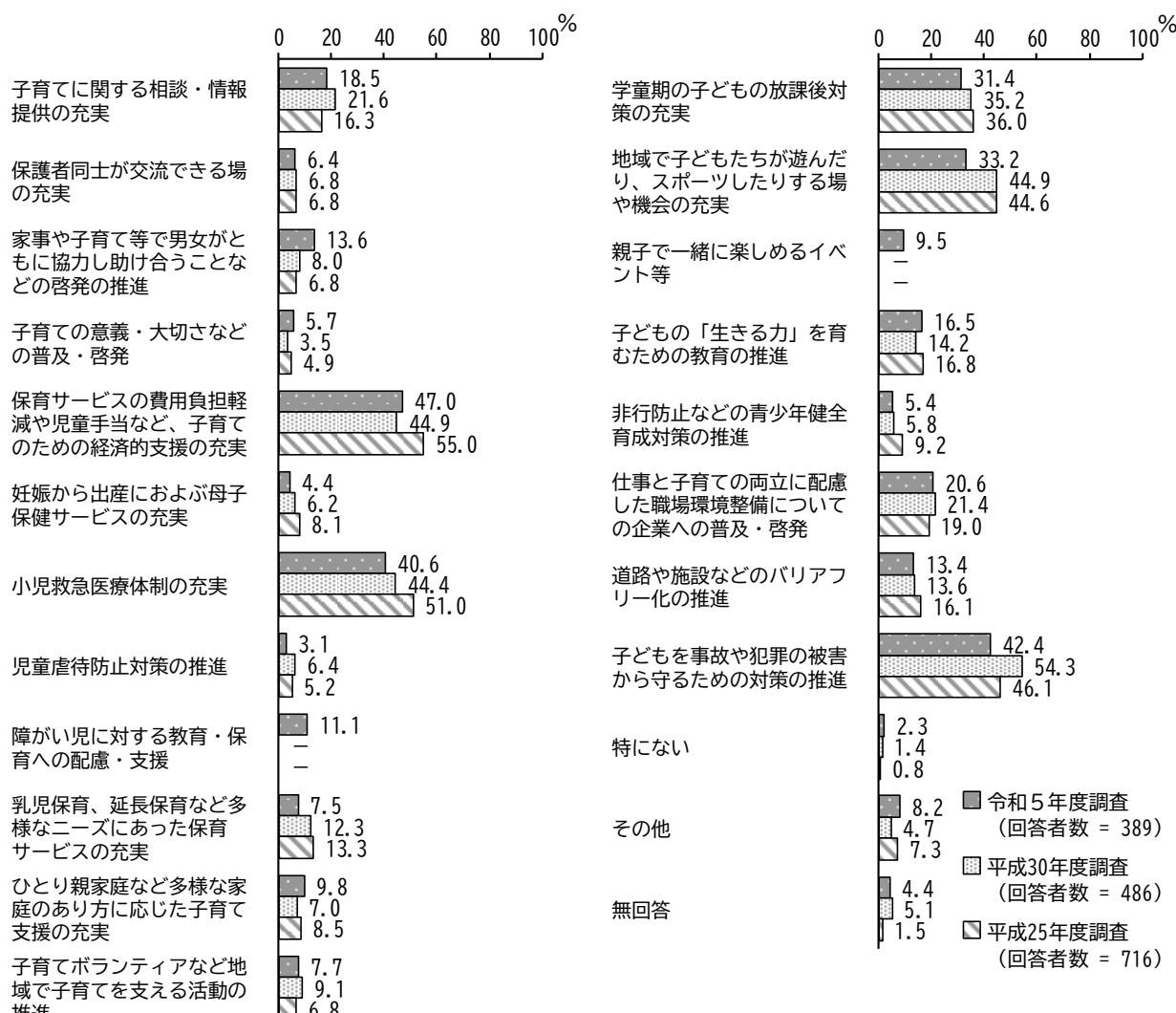
前回調査と比較すると、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が増加しています。一方、「子どもを事故や犯罪の被害から守るために対策の推進」の割合が減少しています。



【小学生児童の保護者】

小学生児童の保護者では、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が47.0%と最も高く、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が42.4%、「小児救急医療体制の充実」の割合が40.6%、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」の割合が33.2%となっています。

前回調査と比較すると、「家事や子育て等で男女がともに協力し助け合うことなどの啓発の推進」の割合が増加しています。一方、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が減少しています。

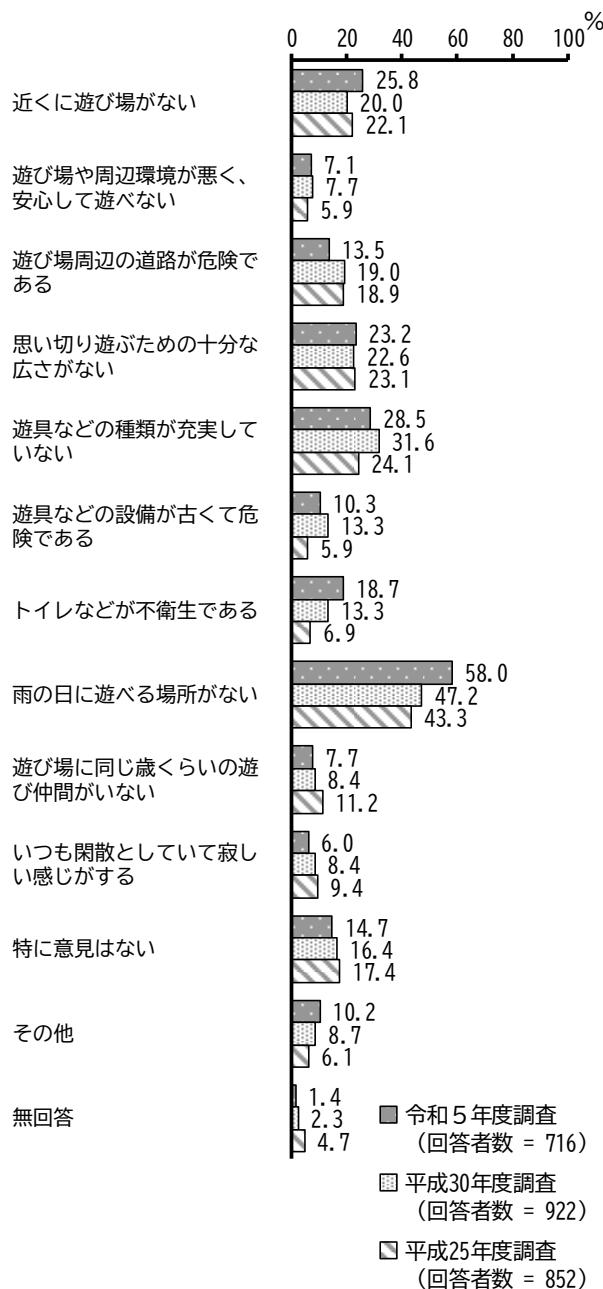


※前回、前々回調査では、「障がい児に対する教育・保育への配慮・支援」「親子で一緒に楽しめるイベント等」の選択肢はありませんでした。

(12) 遊び場で困ること【就学前児童の保護者】

「雨の日に遊べる場所がない」の割合が58.0%と最も高く、次いで「遊具などの種類が充実していない」の割合が28.5%、「近くに遊び場がない」の割合が25.8%となっています。

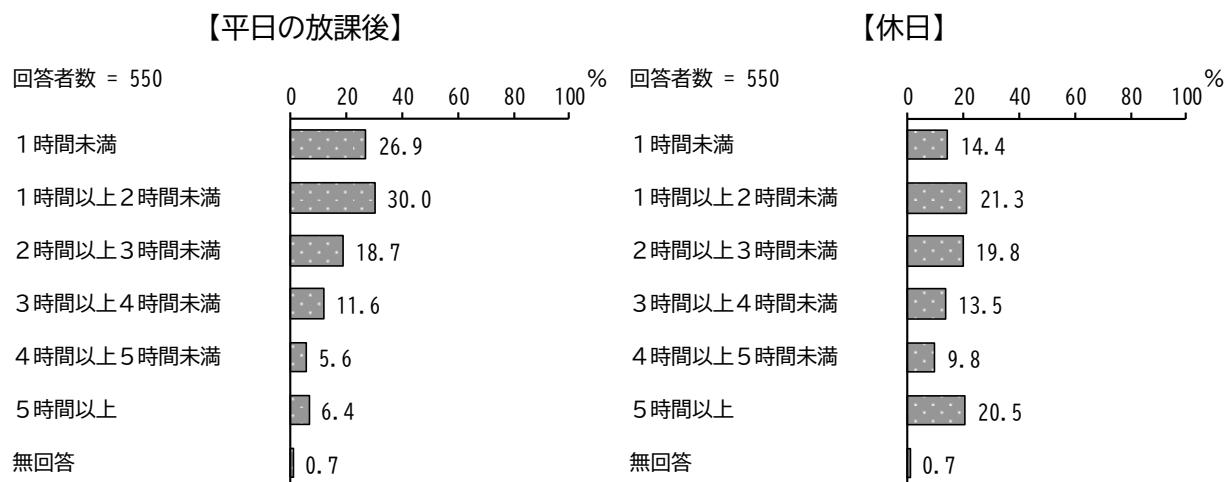
前回調査と比較すると、「近くに遊び場がない」「トイレなどが不衛生である」「雨の日に遊べる場所がない」の割合が増加しています。一方、「遊び場周辺の道路が危険である」の割合が減少しています。



(13) 学習以外でのインターネット、スマートフォン、タブレットの使用時間【小中学生本人】

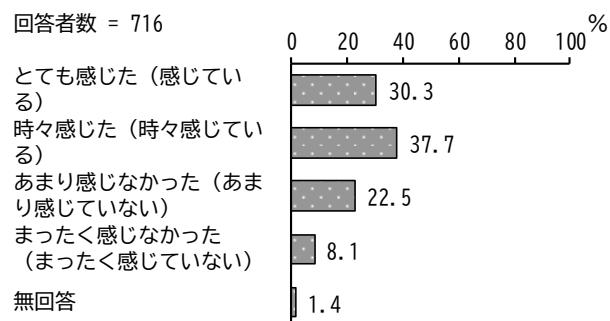
平日の放課後では、「1時間未満」の割合が26.9%、「1時間以上2時間未満」の割合が30.0%、「2時間以上3時間未満」の割合が18.7%、「3時間以上4時間未満」の割合が11.6%、「4時間以上5時間未満」の割合が5.6%、「5時間以上」の割合が6.4%となっています。

休日では、「1時間未満」の割合が14.4%、「1時間以上2時間未満」の割合が21.3%、「2時間以上3時間未満」の割合が19.8%、「3時間以上4時間未満」の割合が13.5%、「4時間以上5時間未満」の割合が9.8%、「5時間以上」の割合が20.5%となっています。



(14) 産後に不安や負担を感じたか【就学前児童の保護者】

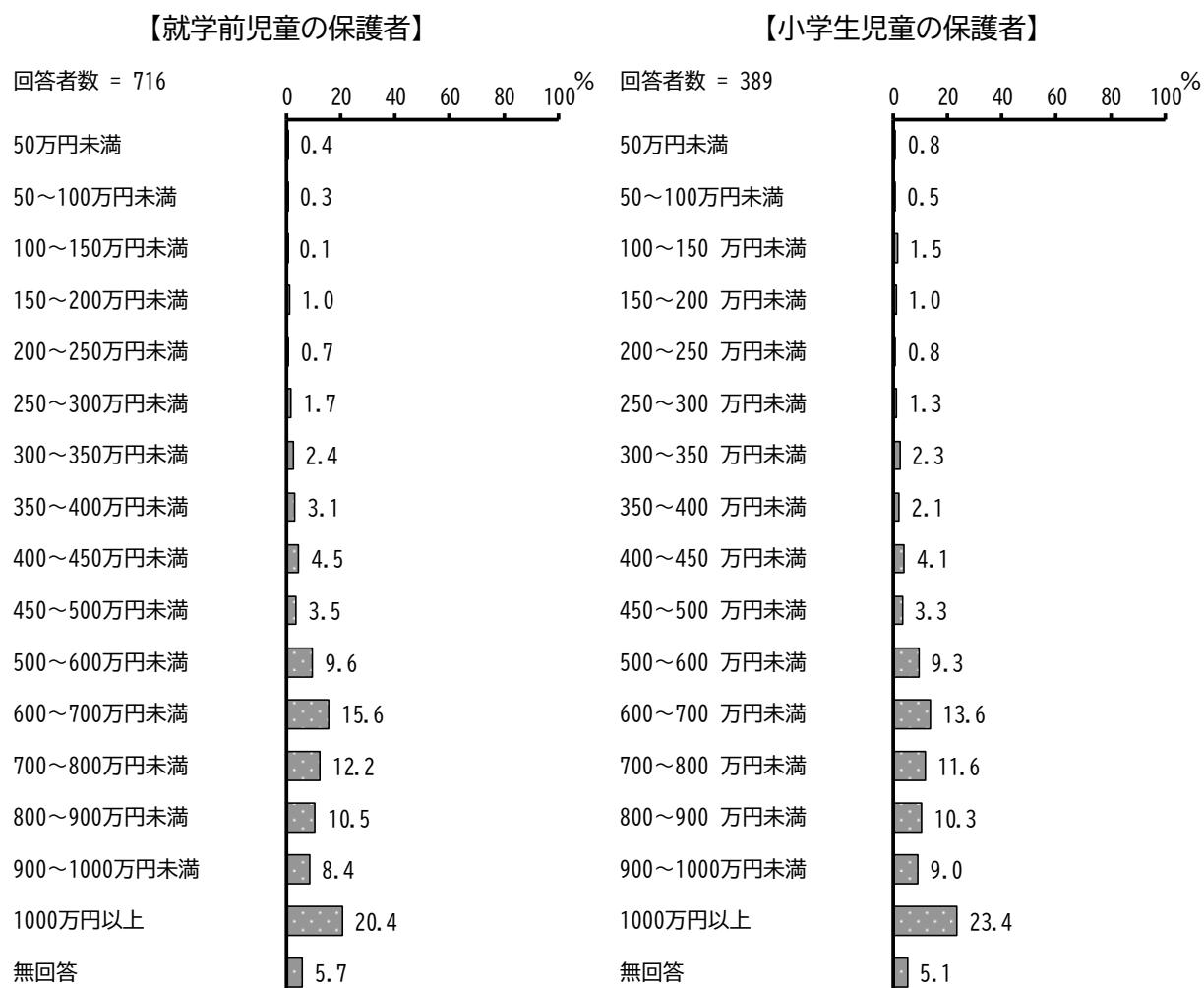
「とても感じた（感じている）と「時々感じた（時々感じている）」を合わせた“感じた（感じている）”の割合が68.0%、「あまり感じなかった（あまり感じていない）」と「まったく感じなかった（まったく感じていない）」を合わせた“感じなかった（感じていない）”の割合が30.6%となっています。



(15) 世帯全体の年間収入

就学前児童の保護者では、「50万円未満」～「600～700万円未満」を合わせた“700万円未満”の割合が42.9%、「700～800万円未満」～「1,000万円以上」を合わせた“700万円以上”的割合が51.5%となっています。

小学生児童の保護者では、“700万円未満”的割合が40.6%、“700万円以上”的割合が54.3%となっています。



【両親の就労状況別 就学前児童の保護者】

両親の就労状況別にみると、父フルタイム×母フルタイムで「1000万円以上」の割合が高くなっています。(小学生児童の保護者も同様の傾向です。)

単位：%

区分	50 万円 未満	50 ～ 100 万円 未満	100 ～ 150 万円 未満	150 ～ 200 万円 未満	200 ～ 250 万円 未満	250 ～ 300 万円 未満	300 ～ 350 万円 未満	350 ～ 400 万円 未満	400 ～ 450 万円 未満
全 体	0.4	0.3	0.1	1.0	0.7	1.7	2.4	3.1	4.5
父フルタイム ×母フルタイム	0.1	—	—	0.1	—	0.4	0.6	0.1	0.8
父フルタイム ×母パート	—	—	—	0.6	0.1	0.3	0.4	1.8	1.3
父フルタイム ×母働いていない	0.1	0.3	—	—	0.1	0.6	1.0	1.0	1.8
父パート ×母フルタイム	—	—	—	—	0.1	—	—	—	—
父パート ×母パート	—	—	—	—	—	—	—	—	—
父パート ×母働いていない	—	—	—	—	—	—	—	—	—
父働いていない ×母フルタイム	—	—	—	0.1	0.1	—	—	—	—
父働いていない ×母パート	—	—	—	—	—	—	—	—	—
父働いていない ×母働いていない	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回答者数(件)	3	2	1	7	5	12	17	22	32

区分	450 ～ 500 万円 未満	500 ～ 600 万円 未満	600 ～ 700 万円 未満	700 ～ 800 万円 未満	800 ～ 900 万円 未満	900 ～ 1000 万円 未満	1000 万円 以上	無回答
全 体	3.5	9.6	15.6	12.2	10.5	8.4	20.4	5.7
父フルタイム ×母フルタイム	1.1	3.2	5.7	7.5	6.1	5.3	15.2	3.1
父フルタイム ×母パート	1.1	2.5	3.6	2.1	1.5	1.4	2.2	0.7
父フルタイム ×母働いていない	1.1	3.6	5.7	2.4	2.4	1.5	2.8	1.0
父パート ×母フルタイム	—	—	0.3	—	0.1	—	—	—
父パート ×母パート	—	—	—	—	—	—	—	—
父パート ×母働いていない	—	—	—	—	—	—	—	—
父働いていない ×母フルタイム	0.1	—	—	—	—	—	—	—
父働いていない ×母パート	—	—	—	—	—	—	—	—
父働いていない ×母働いていない	—	—	—	—	—	—	—	—
回答者数(件)	25	69	112	87	75	60	146	41

※各クロス項目について総数を分母にして集計しています。

【世帯年収別の子育てに関する不安感や負担感 就学前児童の保護者】

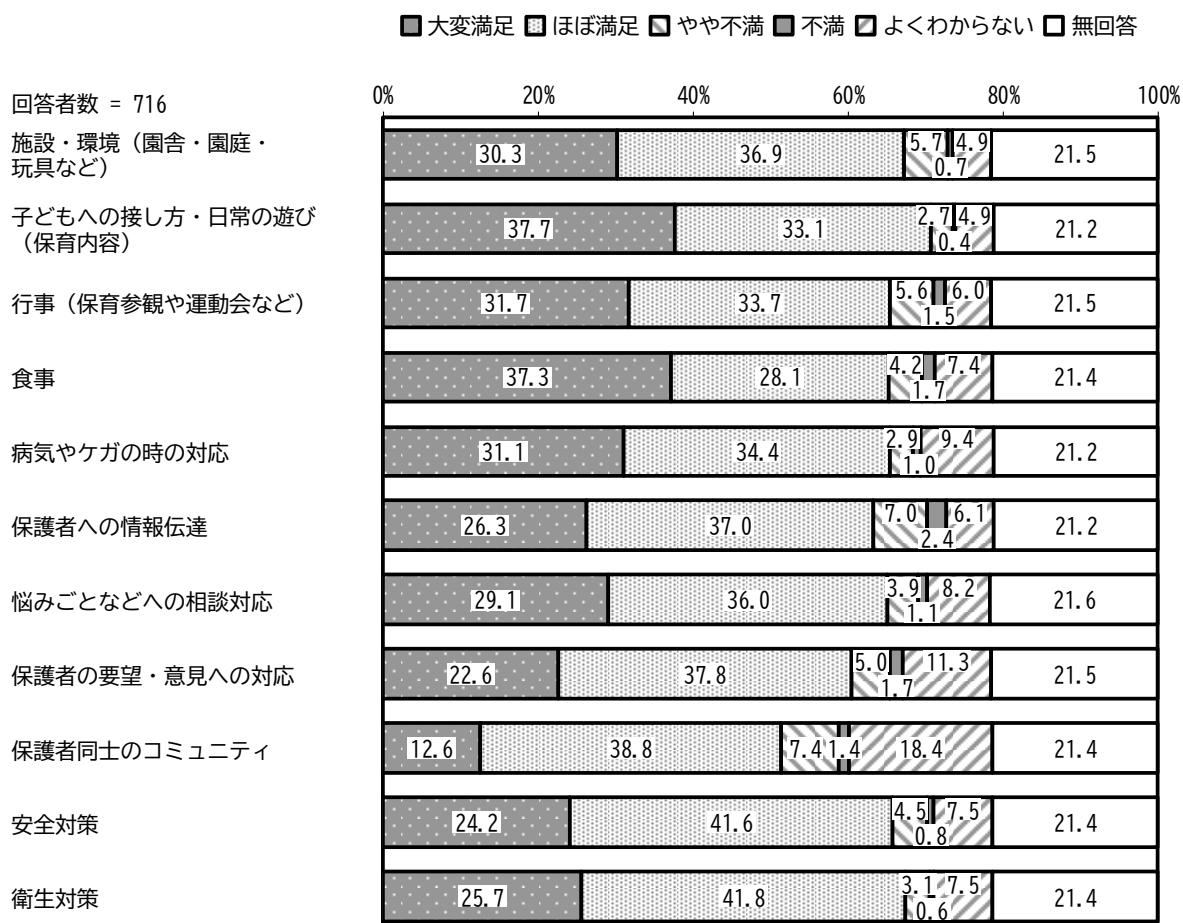
両親の世帯年収別で、子育てに関する不安感や負担感をみると、以下のようになります。

単位：%

区分	回答者数 (件)	非常に不安や負担を感じる	なんとなく不安や負担を感じる	あまり不安や負担を感じない	不安や負担は全くない	なんともいえない	無回答
全 体	389	6.9	42.4	36.0	8.0	5.7	1.0
50万円未満	3	—	66.7	33.3	—	—	—
50～100万円未満	2	—	50.0	—	50.0	—	—
100～150万円未満	6	16.7	16.7	50.0	16.7	—	—
150～200万円未満	4	—	75.0	25.0	—	—	—
200～250万円未満	3	33.3	33.3	33.3	—	—	—
250～300万円未満	5	—	60.0	20.0	—	20.0	—
300～350万円未満	9	22.2	22.2	33.3	11.1	11.1	—
350～400万円未満	8	—	62.5	12.5	12.5	12.5	—
400～450万円未満	16	12.5	56.3	6.3	12.5	12.5	—
450～500万円未満	13	7.7	30.8	46.2	7.7	7.7	—
500～600万円未満	36	11.1	38.9	38.9	8.3	2.8	—
600～700万円未満	53	5.7	43.4	47.2	—	3.8	—
700～800万円未満	45	6.7	48.9	24.4	11.1	6.7	2.2
800～900万円未満	40	10.0	32.5	35.0	12.5	7.5	2.5
900～1000万円未満	35	5.7	37.1	48.6	2.9	5.7	—
1000万円以上	91	3.3	42.9	39.6	9.9	3.3	1.1

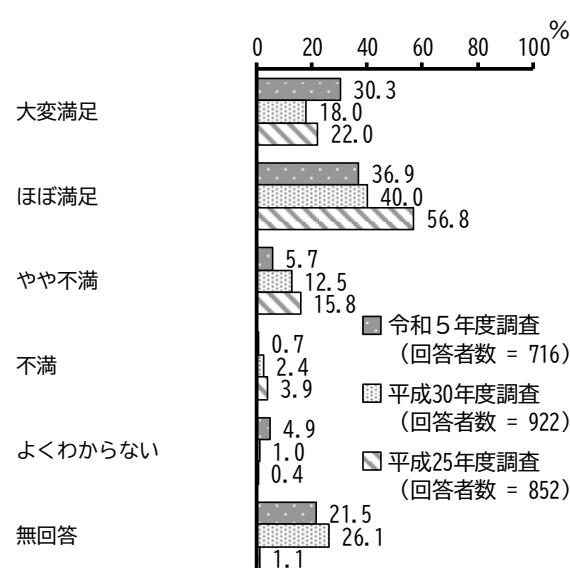
(16) 現在通っている保育施設の満足度【就学前児童の保護者】

『子どもへの接し方・日常の遊び（保育内容）』で「大変満足」の割合が、『保護者同士のコミュニティ』で「よくわからない」の割合が高くなっています。



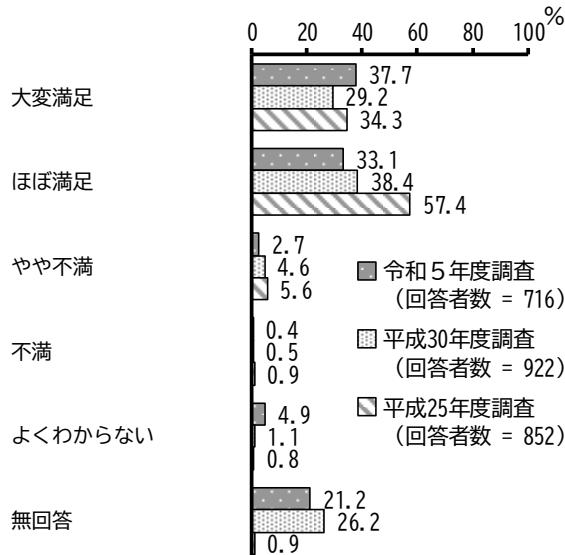
【施設・環境（園舎・園庭・玩具など） 経年比較】

平成30年度調査と比較すると、「大変満足」の割合が増加しています。一方、「やや不満」の割合が減少しています。



【子どもへの接し方・日常の遊び（保育内容） 経年比較】

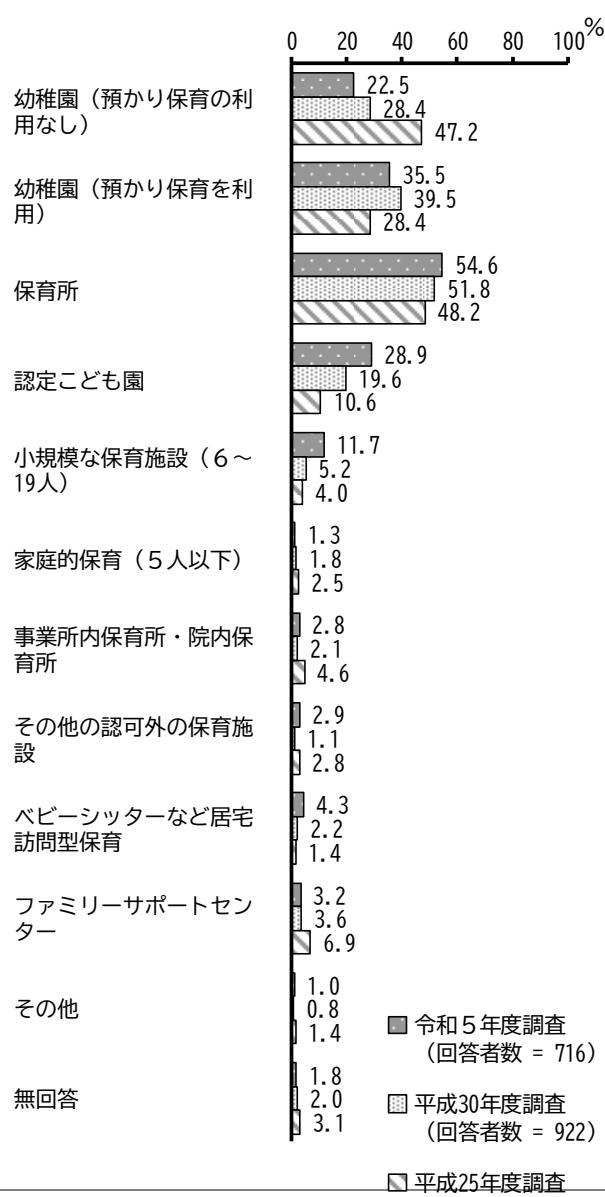
平成30年度調査と比較すると、「大変満足」の割合が増加しています。一方、「ほぼ満足」の割合が減少しています。



(17) 平日の教育・保育として、「定期的に」利用したいと考える事業 【就学前児童の保護者】

「保育所」の割合が54.6%と最も高く、次いで「幼稚園（預かり保育を利用なし）」の割合が35.5%、「認定こども園」の割合が28.9%となっています。

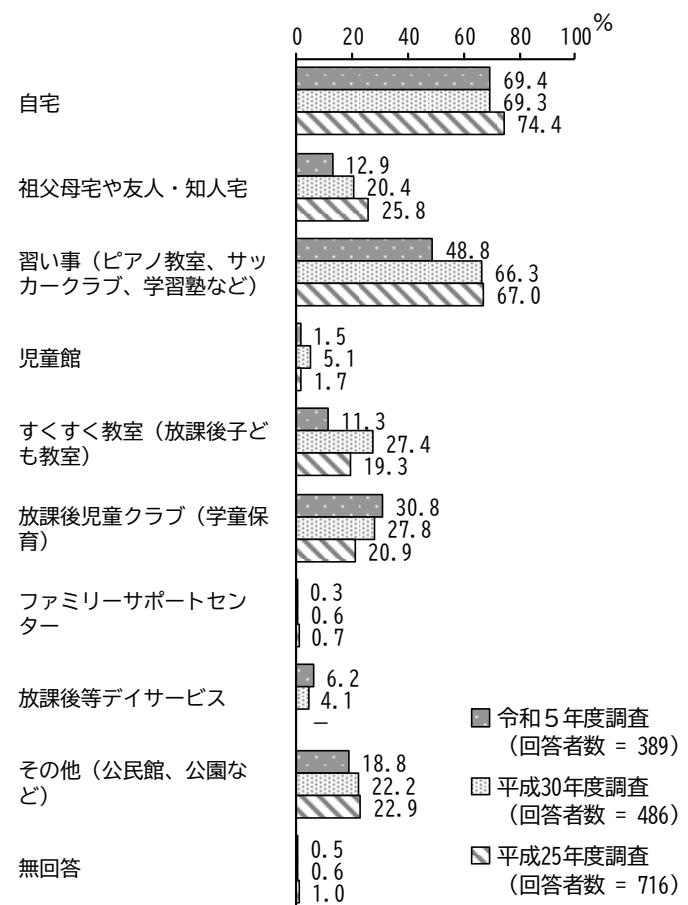
平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」「小規模な保育施設(6～19人)」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（預かり保育を利用なし）」の割合が減少しています。



(18) 放課後の時間を過ごしている場所【小学生児童の保護者】

「自宅」の割合が69.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が48.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が30.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合がやや増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「すくすく教室（放課後子ども教室）」の割合が減少しています。

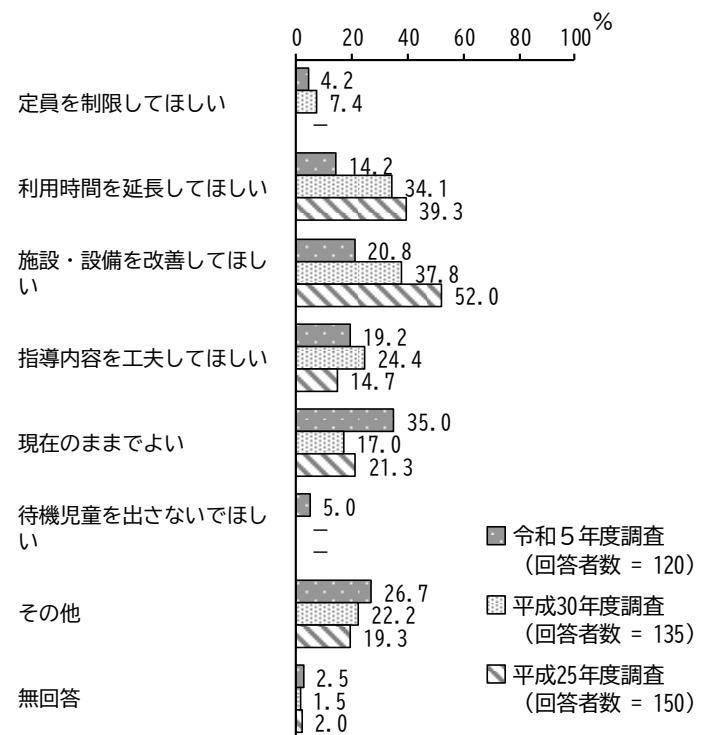


(19) 放課後児童クラブをどのように感じているか【小学生児童の保護者】

「現在のままでよい」の割合が35.0%と最も高く、次いで「施設・設備を改善してほしい」の割合が20.8%、「指導内容を工夫してほしい」の割合が19.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「現在のままでよい」の割合が増加しています。一方、「利用時間を延長してほしい」「施設・設備を改善してほしい」「指導内容を工夫してほしい」の割合が減少しています。

※前回、前々回調査では、「待機児童を出さないでほしい」の選択肢はありませんでした。
※前々回調査では、「定員を制限してほしい」の選択肢はありませんでした。



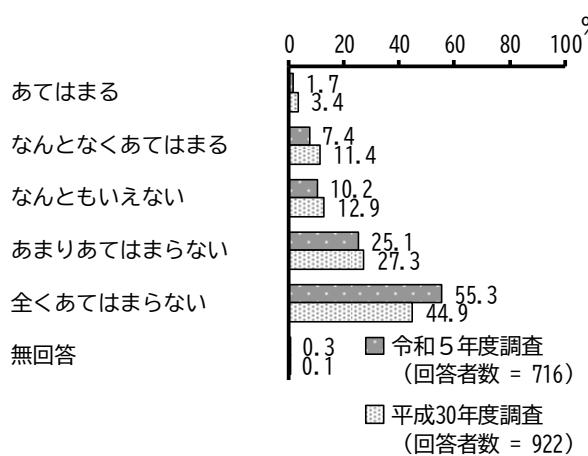
(20) 子どもに手をあげてしまうことがあるか

就学前児童の保護者では、「あてはまる」「なんとなくあてはまる」を合わせた“あてはまる”的割合が9.1%、「あまりあてはまらない」と「あてはまらない」を合わせた“あてはまらない”的割合が80.4%となっています。

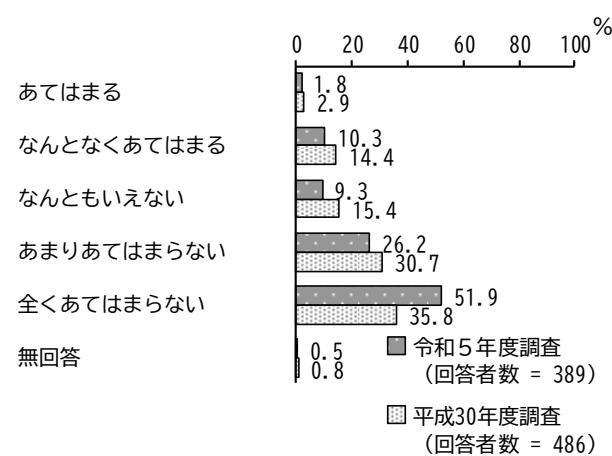
小学生児童の保護者では、“あてはまる”的割合が12.1%、“あてはまらない”的割合が78.1%となっています。

いずれも前回調査と比較すると、「全くあてはまらない」の割合が増加しています。一方、「あてはまる」との割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



【小学生児童の保護者】

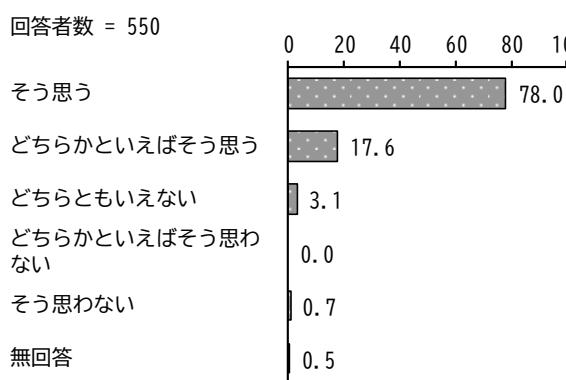


(21) 自分の命や体が守られ安心して暮らしていると思うか

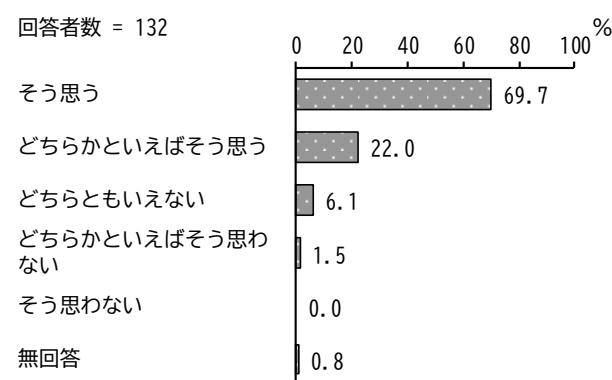
小中学生本人では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合が95.6%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合が0.7%となっています。

高校生本人では、“そう思う”的割合が91.7%、“そう思わない”的割合が1.5%となっています。

【小中学生本人】



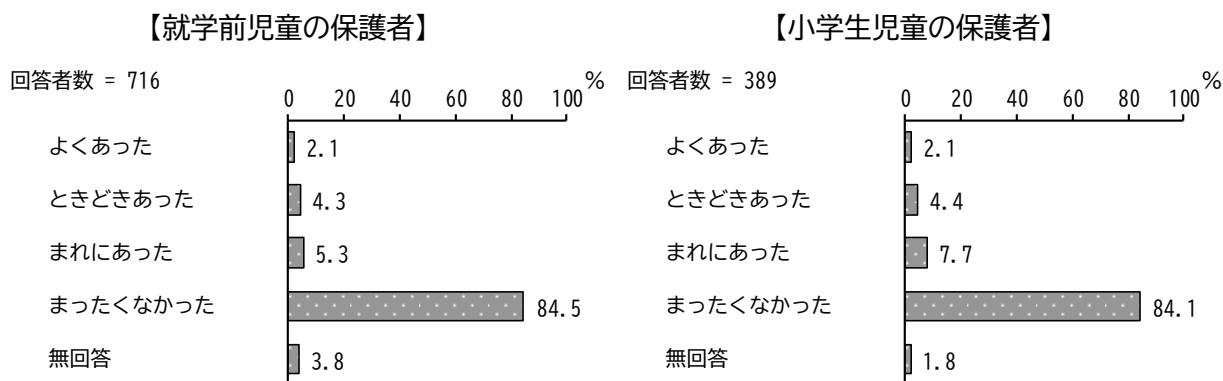
【高校生本人】



(22) お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えなかつた経験

就学前児童の保護者では、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた“あった”の割合が11.7%、「まったくなかった」の割合が84.5%なっています。

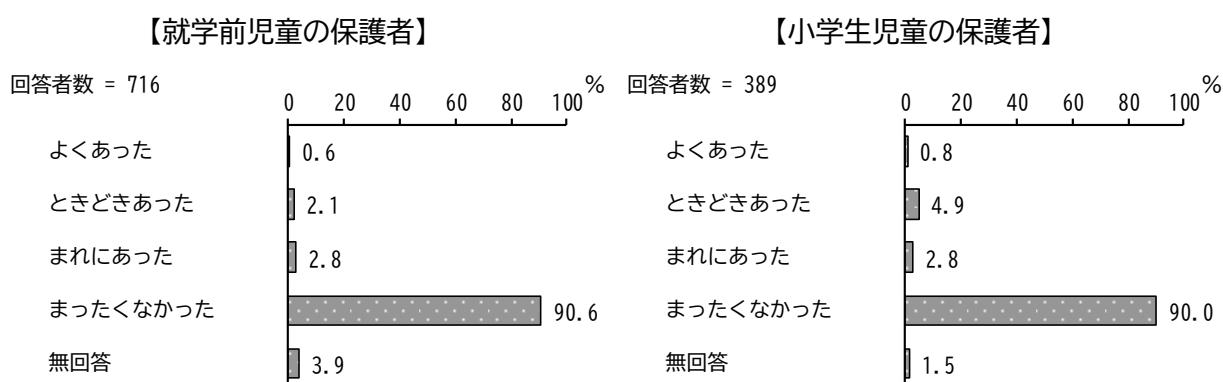
小学生児童の保護者では、“あった”の割合が14.2%、「まったくなかった」の割合が84.1%なっています。



(23) お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えなかつた経験

就学前児童の保護者では、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた“あった”の割合が5.5%、「まったくなかった」の割合が90.6%なっています。

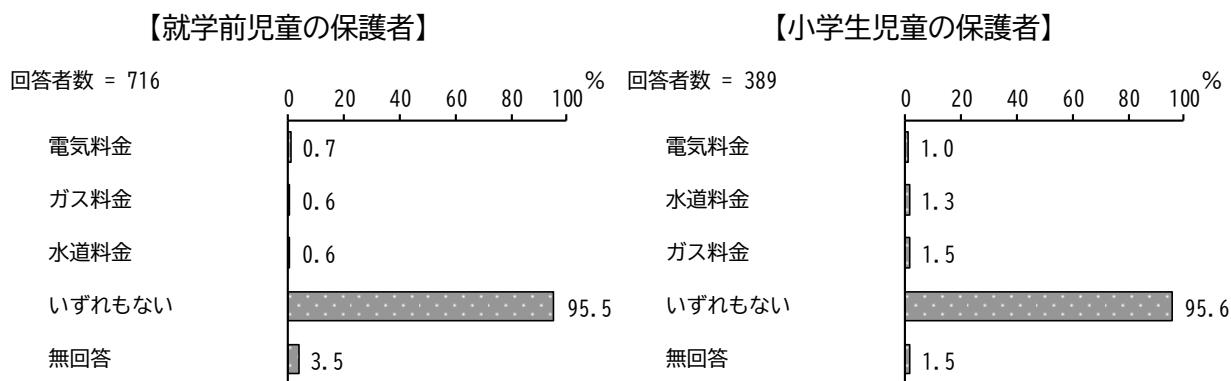
小学生児童の保護者では、“あった”の割合が8.5%、「まったくなかった」の割合が90.0%なっています。



(24) 経済的な理由で未払いになったことがある公共料金

就学前児童の保護者では、「電気料金」「ガス料金」「水道料金」を合わせた“未払いになったことがある”の割合が1.9%、「いずれもない」の割合が95.5%となっています。

小学生児童の保護者では、“未払いになったことがある”の割合が3.8%、「いずれもない」の割合が95.6%となっています。

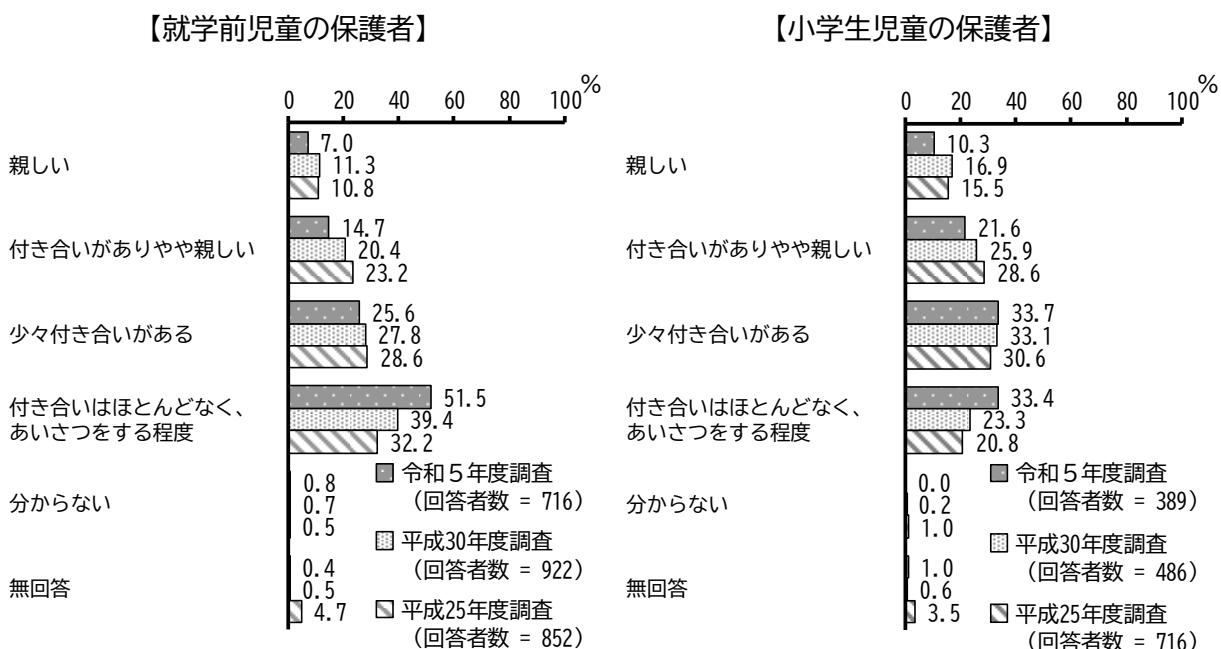


(25) ご近所や地域の人々との付き合い

就学前児童の保護者では、「親しい」「付き合いがありやや親しい」「少々付き合いがある」を合わせた“付き合いがある”の割合が47.3%、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が51.5%となっています。

小学生児童の保護者では、“付き合いがある”の割合が65.6%、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が33.4%となっています。

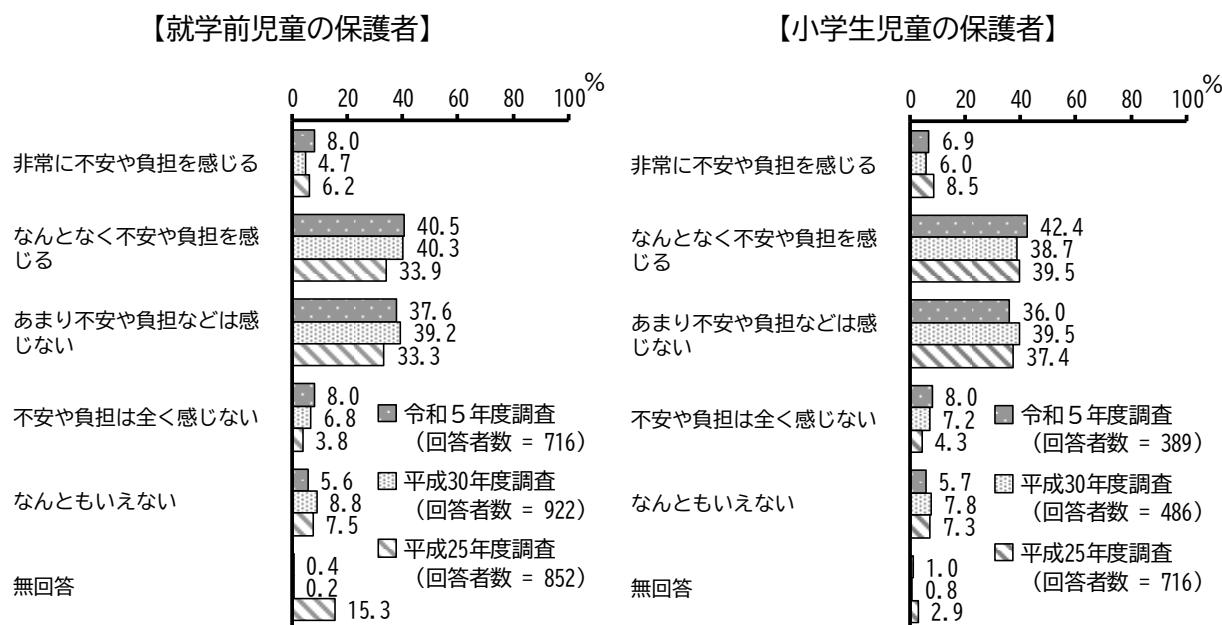
いずれも前回調査と比較すると、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が増加しています。一方、“付き合いがある”の割合が減少しています。



(26) 子育てに関して不安感や負担感を感じるか

就学前児童の保護者では、「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が40.5%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」の割合が37.6%となっています。前回調査と比較すると、「非常に不安や負担を感じる」「不安や負担は全く感じない」の割合がやや増加しています。

小学生児童の保護者では、「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が42.4%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」の割合が36.0%となっています。前回調査と比較すると、「なんとなく不安や負担を感じる」の割合がやや増加しています。



【相談できる人・場所の有無別 就学前児童の保護者】

就学前児童の保護者では、相談できる人・場所の有無別にみると、「ない／ないでなく不安や負担を感じる」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	非常に不安や負担を感じる	なんとなく不安や負担を感じる	あまり不安や負担を感じない	不安や負担は全く感じない	なんともいえない	無回答
全 体	716	8.0	40.5	37.6	8.0	5.6	0.4
いる／ある	630	6.2	38.7	40.0	8.6	6.0	0.5
いない／ない	83	20.5	54.2	19.3	3.6	2.4	—

【相談できる人・場所の有無別 小学生児童の保護者】

小学生児童の保護者では、相談できる人・場所の有無別にみると、「ない／ないでなく不安や負担を感じる」の割合が高くなっています。

単位：%

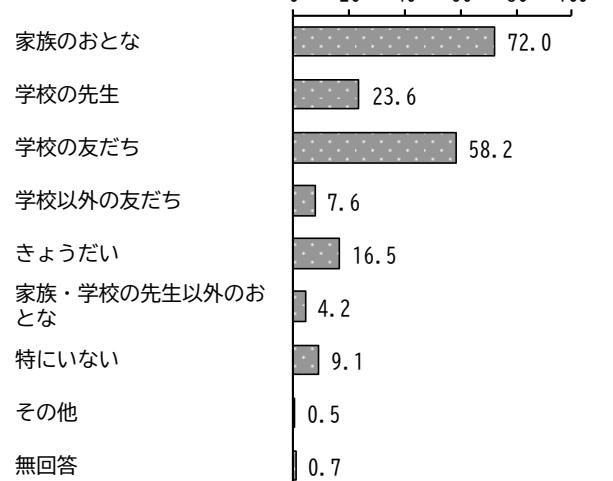
区分	回答者数 (件)	非常に不安や負担を感じる	なんとなく不安や負担を感じる	あまり不安や負担を感じない	不安や負担は全く感じない	なんともいえない	無回答
全 体	389	6.9	42.4	36.0	8.0	5.7	1.0
いる／ある	340	6.8	39.7	38.2	8.5	5.9	0.9
いない／ない	43	9.3	60.5	20.9	4.7	2.3	2.3

(27) 心配ごとや悩みがある時に相談できる人【小中学生本人】

「家族のおとな」の割合が72.0%と最も高く、次いで「学校の友だち」の割合が58.2%、「学校の先生」の割合が23.6%となっています。

また、「特にいない」が9.1%となってています。

回答者数 = 550



【平日の放課後のインターネット、スマートフォン、タブレットの使用時間別】

平日の放課後のインターネット、スマートフォン、タブレットの使用時間別にみると、4時間以上5時間未満、5時間以上で「特にいない」の割合が高くなっています。また、同じ区分で「家族のおとな」「学校の先生」「学校の友だち」「学校以外の友だち」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	家族の おとな	学校の 先生	学校の 友だち	学校 以外の 友だち	き ょう だ い	以 外 の 家 族 ・ 学 校 の お と な	特 に い な い	そ の 他	無 回 答
全 体	550	72.0	23.6	58.2	7.6	16.5	4.2	9.1	0.5	0.7
1 時間未満	148	78.4	28.4	56.8	8.8	22.3	3.4	4.1	0.7	—
1 時間以上 2 時間未満	165	69.7	27.9	59.4	8.5	9.1	5.5	9.1	—	0.6
2 時間以上 3 時間未満	103	78.6	15.5	63.1	8.7	23.3	3.9	7.8	1.0	—
3 時間以上 4 時間未満	64	75.0	29.7	67.2	7.8	17.2	—	10.9	—	1.6
4 時間以上 5 時間未満	31	61.3	3.2	45.2	3.2	12.9	12.9	12.9	—	—
5 時間以上	35	48.6	17.1	45.7	—	11.4	2.9	25.7	—	—

【休日のインターネット、スマートフォン、タブレットの使用時間別】

休日のインターネット、スマートフォン、タブレットの使用時間別にみると、5時間以上で「特にいない」の割合が高くなっています。また、同じ区分で「家族のおとな」「学校の先生」「学校の友だち」「学校以外の友だち」の割合が低くなっています。

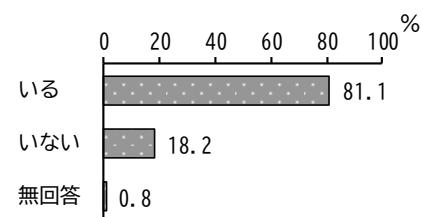
単位：%

区分	回答者数 (件)	家族の おとな	学校の 先生	学校の 友だち	学校 以外の 友だち	き ょう だ い	以 外 の 家 族 ・ 学 校 の お と な	特 に い な い	そ の 他	無 回 答
全 体	550	72.0	23.6	58.2	7.6	16.5	4.2	9.1	0.5	0.7
1 時間未満	79	79.7	25.3	49.4	8.9	25.3	5.1	3.8	—	1.3
1 時間以上 2 時間未満	117	73.5	29.9	61.5	8.5	16.2	4.3	9.4	—	0.9
2 時間以上 3 時間未満	109	74.3	28.4	62.4	10.1	13.8	6.4	5.5	—	—
3 時間以上 4 時間未満	74	75.7	23.0	58.1	9.5	16.2	2.7	10.8	1.4	—
4 時間以上 5 時間未満	54	79.6	20.4	68.5	7.4	14.8	—	1.9	—	—
5 時間以上	113	59.3	14.2	54.0	2.7	14.2	4.4	17.7	0.9	0.9

(28) 悩み事を相談できる友人の有無【高校生本人】

「いる」の割合が81.1%、「いない」の割合が18.2%となっています。

回答者数 = 132

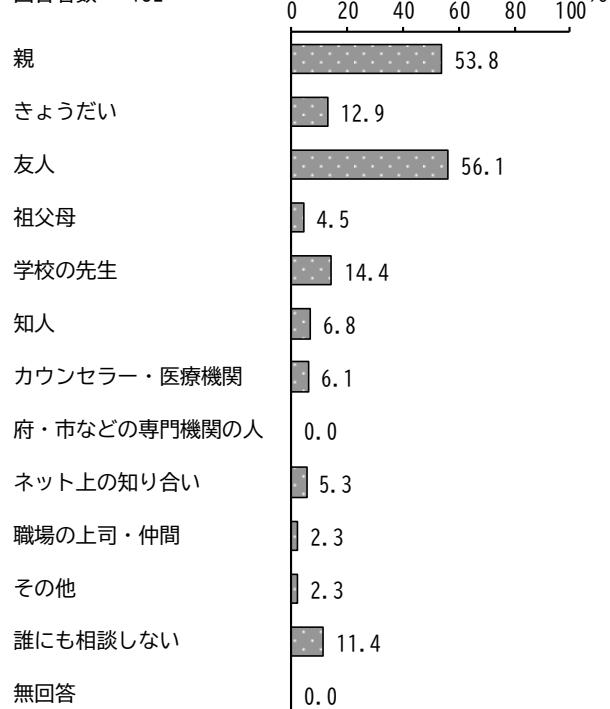


(29) ふだん悩み事を相談する相手【高校生本人】

「友人」の割合が56.1%と最も高く、次いで「親」の割合が53.8%、「学校の先生」の割合が14.4%、「きょうだい」の割合が12.9%、「知人」の割合が6.8%、「カウンセラー・医療機関」の割合が6.1%、「ネット上の知り合い」の割合が5.3%と続いています。

また、「誰にも相談しない」の割合が11.4%となっています。

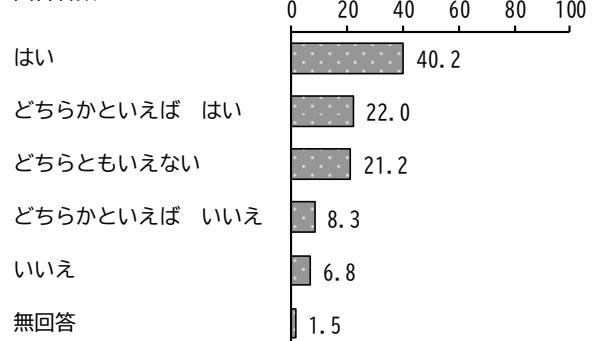
回答者数 = 132



(30) 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人の気持ちがわかるか【高校生本人】

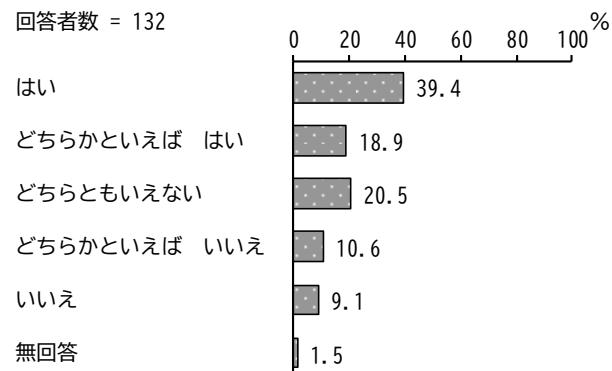
「はい」と「どちらかといえば はい」を合わせた“はい”的割合が62.2%、「どちらかといえば いいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”的割合が15.1%となっています。

回答者数 = 132



(31) 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがあるか 【高校生本人】

「はい」と「どちらかといえば はい」を合わせた“はい”的割合が58.3%、「どちらかといえば いいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”的割合が19.7%となっています。



(32) 親和群【高校生本人】

以下の4項目すべてに「はい」としたか、3項目に「はい」とし、残り1項目に「どちらかといえば はい」とした回答（ひきこもりの「親和群」）は、24.6%となっています。

- 1. 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人の気持ちがわかる
- 2. 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
- 3. 嫌な出来事があると、外に出たくない気持ちになる
- 4. 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

※ひきこもりの人そのものを算出しているわけではありません。「親和群」は、ひきこもりの人の気持ちがわかるとの回答、と考えることが出来ます。

【現在の人間関係に関して不安に思っているもの 親和群別】

親和群別にみると、親和群で「友人のこと」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	家族のこと	友人のこと	学校での人間関係	職場での人間関係	恋愛のこと	その他	特にな い	無回答
親和群	32	28.1	34.4	37.5	3.1	9.4	—	37.5	3.1
一般群	98	11.2	12.2	24.5	5.1	8.2	—	57.1	5.1

【悩みごとを相談できる友人がいるか 親和群別】

親和群別にみると、親和群で「いない」の割合が高くなっています。

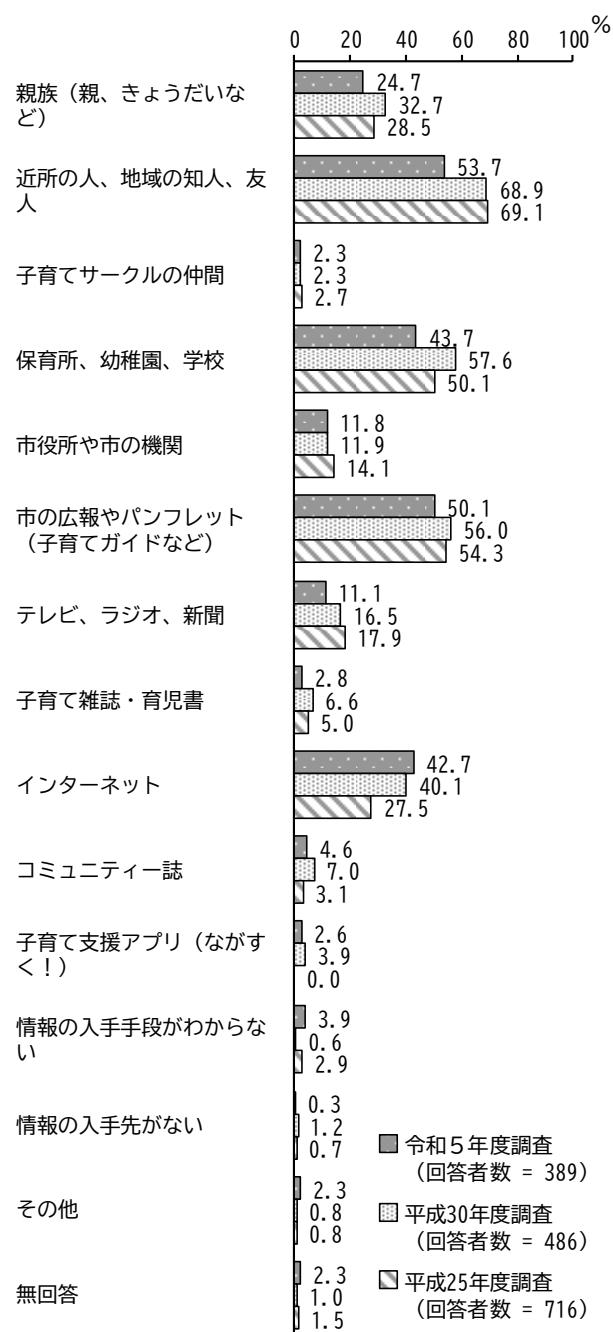
単位：%

区分	回答者数 (件)	いる	いない	無回答
親和群	32	71.9	28.1	—
一般群	98	84.7	14.3	1.0

(33) 子育てに必要な施策などの情報の入手方法【小学生児童の保護者】

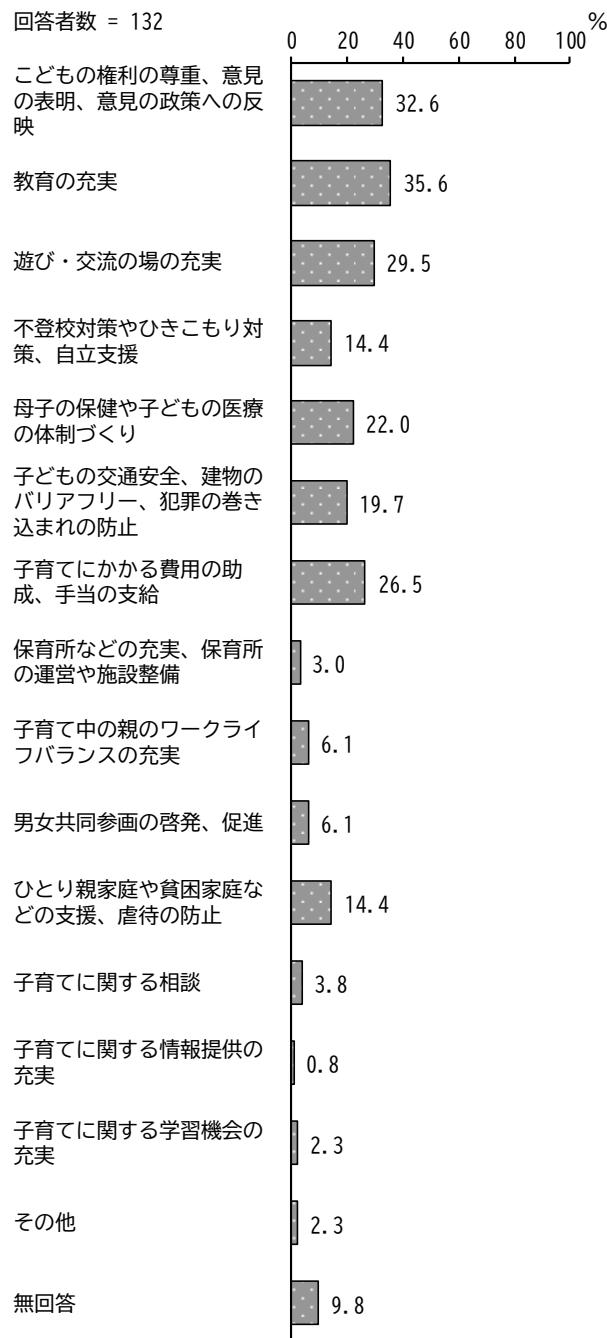
「近所の人、地域の知人、友人」の割合が53.7%と最も高く、次いで「市の広報やパンフレット（子育てガイドなど）」の割合が50.1%、「保育所、幼稚園、学校」の割合が43.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「インターネット」の割合がやや増加しています。一方、「親族（親、きょうだいなど）」「近所の人、地域の知人、友人」「保育所、幼稚園、学校」「市の広報やパンフレット（子育てガイドなど）」「テレビ、ラジオ、新聞」の割合が減少しています。



(34) 長岡京市の子ども・若者支援施策で期待すること【高校生本人】

「教育の充実」の割合が35.6%と最も高く、次いで「子どもの権利の尊重、意見の表明、意見の政策への反映」の割合が32.6%、「遊び・交流の場の充実」の割合が29.5%となっています。



3 高校生ワークショップにおける自由意見

テーマ：未来を語ろう！子どもたちにとって夢があるまちって？

～Aグループ～

体験

自分のやりたいこと、興味を見つける場
新しいものにチャレンジできる
受け継がれているものを伝える
何かを協力してつくりあげるイベントを増やす
いろんな経験ができる
親子参加できる行事を増やす
やったことがないことを体験できる
たくさん体験できる

交流

地域の人との関わりが多い町
現実での関わりを増やす場がある
学校外の人と関わることが出来る
遊ぶ場所がある
いろんな立場の人と関われる
いろんな施設がある
交流が大切にできる
高齢者と関われる

情報

学校内で定期的に職業のことを調べられる時間がつくれる
情報を平等に共有出来るまち
移動がしやすい 行動範囲を広げられる

自由度・安心

自分の居られる場所を増やせる
自分らしさを出して活躍できる
得意なことをアピール出来る
考えていることを発表出来る
悩みを気軽に話せる
人前で話すことが苦手な人でも
自分を出せる町

～Bグループ～

安心・安全

(住みやすいまちをつくりたい！)
夜も安心できる町
みんながルールを守る

学校

(通いたいと思い続けられる所！)
学校の制度が整っているまち
学校の校舎のリニューアル

公園

(飽きない！)
公園の遊具がいっぱい
公園の増設

育児

(育児で支えあいたい！)

子育ての支援が厚いまち
子育て中のお母さんがふれあうことの
出来るフリースペースをつくる

運動

(気軽に体を動かす場所がほしい！)
競技場がある
スポーツに打ち込める
ダンスをする人などが自由に踊れ、
目つ迷惑にならないような場所の設置

交流

(交流できる場所がほしい！)
自分の好きなことを話せる場
お年寄りと子どもが交流する所
子どもたちが交流できる
フリースペース

買い物

(友達とでかけたい！)

飲食店を増やす
駅前広場でのフリーマーケット
生活に必要なものが
買える場所があるまち

地域イベント

(地域をもっと知りたい！)
歴史を学ぶツアー
長岡京市の土産店の設置
地域の祭りへ学校の生徒が参加

～Cグループ～

チャンス

やりたいことを諦めなくていい状況
学びたい事を沢山学ぶ事ができる
みんな普通の人の生活ができる
チャンスが転がり続ける
サポートしてくれる人がいる
色々なチャンスがある
日常では体験しないようなことを学校の企画などたくさんやらせてくれる

いろいろなことにチャレンジできる環境づくり
実力・思いのある人にチャンスを与える
小さいときに現実的な話をたくさん聞く
ニュースなどで簡単に説明してほしい
仕事がたくさんある いろんなことを知る
いつもいい変化がある

多様性

大人と同じフィールドで対等に話す
ホームステイの受け入れ
ユニークさを受け入れる
海外交流
他の地域との交流
上下関係をより自由に

施設

何にも気にせず球技ができる公園
人が集まるような場所がある
プールがある
好きなことがある
安心して過ごせる場所
たまて話せる場所
予約して遊べる体育館

～Dグループ～

やりたいことを見つける

自分の好きなことを見つけられる
いろんな習い事ができる 公文や塾
全員が学ぶことができる町

環境

学校の先生が優しくしてくれる
美味しい給食を食べれる
ダメな事と良い事を知る
自然が多い町

交流

コミュニティが広い
他の学校の子と交流できる
地域との交流を大事にする
動物と関われる
近所の人と交流できる、
仲良くできる

協力

子育てに地域が 協力的な町

自分もやりたいことに集中・持続でき
他人からの協力や理解を得られるまち
(自分も他人もハッピー！)
みんなでコミュニケーションが取れるまち！
場所、環境、機会 ← 子ども発信！

意見発信

子どもがもっと影響力をもつ
好きなこと、
やってることを発信できる

遊び場

山や川などの自然にたくさん触れる 大きい公園
子どもの遊び場を増やす 遊具がたくさんある



高校生の合計4グループ（A～Dグループ）が、テーマ「未来を語ろう！子どもたちにとって夢があるまちって？」について、自由に意見交換を行ったものを取りまとめたものです。

4 支援学校ヒアリングにおける自由意見

テーマ：休日のすごしかたなど、もっとこうなったらしいな、と思うこと

～Aグループ～

◇もっとこうなったらしいな…

- ・はっびいバスが支援学校へ止まる本数が少ないので増やしてほしい。
- ・ショッピングモールがあれば。
- ・書店や服屋、カフェ（おしゃれなカフェや動物とふれあうカフェ）があれば。
- ・動物と触れ合える場所があれば。
- ・長岡天満宮にいくまでにお店があったら、清水寺のようにお客様がもっとくるかも。
- ・天神通りが整備されていくなかで観光の人や町の人が楽しめるようなお店がいい。
- ・町なかに気軽に利用できる大きい公園があればうれしい。（太陽が丘、西京極くらいの）
- ・地域のイベント・交流の場がもっとあれば。お祭りやフリーマーケットなどもうれしい。
- ・子どもの頃は、近くの公園ですべり台やブランコなどを使って十分に楽しめた。

～Bグループ～

◇もっとこうなったらしいな…

- ・飲食店（ファストフード店など）が近くにもっと欲しい。カレー、ハンバーガーなど。
- ・大きな店舗の飲食店もあってほしい。
- ・大きなゲームセンター、カードゲームができる場所、みんなで集まって遊べる場所が近くにあってほしい。
- ・トレーディングカードが買える店が駅の近くにあってほしい。
- ・大型ショッピングモールがもっと近くにあってほしい。
- ・天然芝の公園がってほしい。寝転がれるような。
- ・ポール遊びができるところがってほしい。
- ・工事で道路がガタガタになっているところがあるので、歩道をきれいにしてほしい。
- ・電車を安全に撮影できる場所（スポット）が欲しい。

支援学校の高校生の合計2グループ（A～Bグループ）に、「休日のすごしかたなど、もっとこうなったらしいな、と思うこと」のテーマでヒアリングを行い、出された意見を取りまとめたものです。



5 長岡京市児童対策審議会

長岡京市児童対策審議会条例（昭和54年6月30日条例第21号）

（設置）

第1条 児童に関する総合的施策の樹立を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、長岡京市児童対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、長岡京市の児童全般に関する必要な調査及び審議を行うとともに、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 審議会は、20人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の構成員
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第4条 審議会に特別の事情を調査、審議させるため必要があるときは、前条の規定にかかわらず臨時に委員（以下「臨時委員」という。）若干名を置くことができる。

2 臨時委員は市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときは解嘱又は解任されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長をおき、会長は委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第6条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事）

第7条 審議会の事務に参画させるため幹事若干名を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は会長の命をうけ、会議の運営を補助するため審議会に関する資料の収集及び調査を行う。
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

2 長岡京市乳・幼児対策審議会条例（昭和49年条例第43号）は、廃止する。

附 則（平成25年6月28日条例第15号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

長岡京市児童対策審議会における審議経過

開催日	検討内容
令和5年10月4日	令和5年度第1回審議会 ・第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画令和4年度事業概要報告について ・長岡京市こども計画および第3期子ども・子育て支援事業について
令和5年12月19日	令和5年度第2回審議会 ・長岡京市こども計画および第3期子ども・子育て支援事業（ニーズ調査等）について
令和6年3月8日	令和5年度第3回審議会 ・長岡京市こども計画および第3期子ども・子育て支援事業（ニーズ調査等）について
令和6年8月8日	令和6年度第1回審議会 ・第2期長岡京市子ども・育て支援事業計画令和5年度事業概要報告について ・長岡京市こども計画および第3期子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果及び課題等の報告について
令和6年11月6日	令和6年度第2回審議会 ・長岡京市こども計画および第3期長岡京市子ども・子育て支援事業計画の策定（素案）について
令和7年1月8日	令和6年度第3回審議会 ・長岡京市こども計画および第3期長岡京市子ども・子育て支援事業計画の策定（パブリックコメント案）について
令和7年（未）	令和6年度第4回審議会（未）